

# 「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

障害者・児計画

令和6年度～令和8年度



文 京 区



「文の京」ハートフルプラン  
文京区地域福祉保健計画

# 障害者・児計画

令和6年度～令和8年度



文 京 区



# もくじ

## 第1章 計画の策定の考え方 ..... 1

1 計画の目的.....	3
2 計画の性格・位置づけ.....	5
3 計画の期間.....	6
4 計画の推進に向けて.....	7

## 第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標 ..... 15

1 基本理念.....	17
2 基本目標.....	18

## 第3章 障害者・障害児を取り巻く現状 ..... 19

1 障害者・障害児の人数.....	21
2 地域生活の現状と課題.....	28

## 第4章 主要項目及びその方向性 ..... 79

1 自立に向けた地域生活支援の充実.....	81
2 相談支援の充実と権利擁護の推進.....	81
3 安心して働き続けられる就労支援.....	82
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援.....	82
5 ひとにやさしいまちづくりの推進.....	83

## 第5章 計画の体系 ..... 85

## **第6章 計画事業 ..... 95**

1	自立に向けた地域生活支援の充実.....	97
2	相談支援の充実と権利擁護の推進.....	119
3	安心して働き続けられる就労支援.....	129
4	子どもの育ちと家庭の安心への支援.....	137
5	ひとにやさしいまちづくりの推進.....	152

## **第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について ..... 169**

1	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における成果目標.....	171
2	活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量.....	175
3	障害福祉サービス等の見込み量確保の方策について .....	179
4	障害福祉計画等の進行管理について .....	180

## **資料編 ..... 181**

1	計画改定の検討体制.....	183
2	計画改定の検討経過.....	195



## 第 1 章

# 計画の策定の考え方



# 第1章 計画の策定の考え方

## 1 計画の目的

我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」では、障害者的人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的として定めています。

これらを受け、ノーマライゼーション<sup>1</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>2</sup>の理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けた取組をより一層進めしていくことが重要です。

障害者権利条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「東京都障害者差別解消条例」という。）で掲げられている障害者に対する合理的配慮<sup>3</sup>については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組を進めていくこととしています。

また、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。さらに、こども基本法の施行により、全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが明確化されました。障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等の提供、各種分野との必要に応じた連携体制の構築が求められています。

1 ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

2 ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

3 合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

こうした状況に着実に対応していくとともに、本区の基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、本区は、令和6年度から令和8年度までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

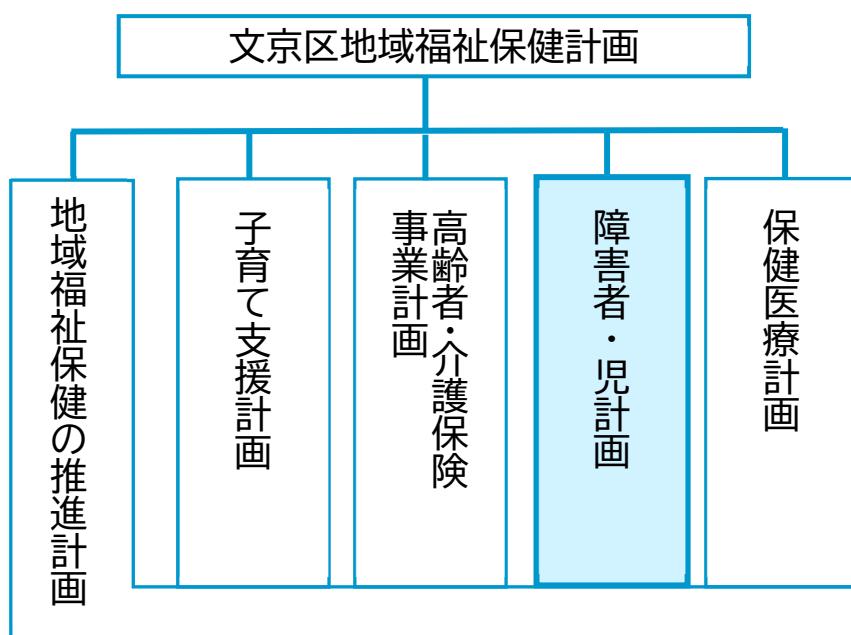
## 2 計画の性格・位置づけ

本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、本区の福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。

また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。

そして、「文京区都市マスターplan」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【図：文京区地域福祉保健計画における障害者・児計画の位置づけ】



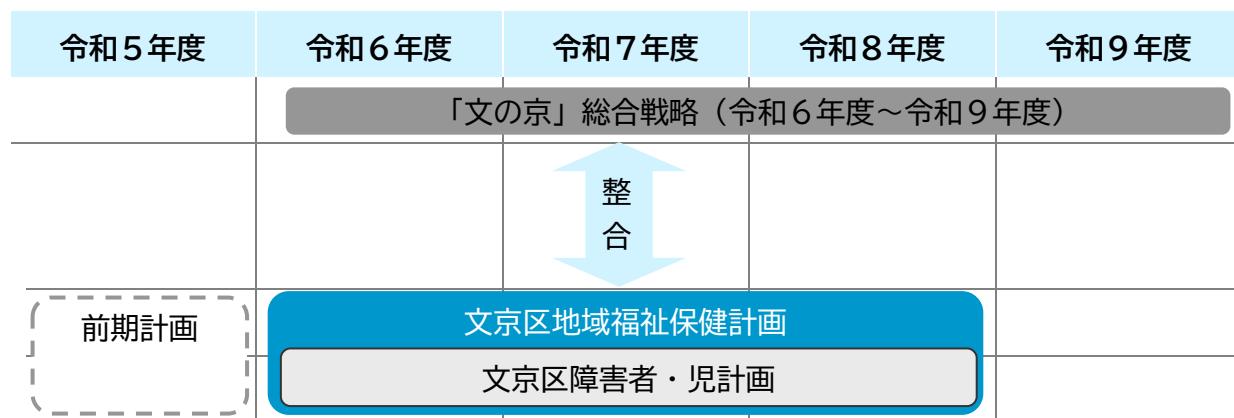
【表：障害者・児計画の法的な位置づけ・性格】

	法的な位置づけ	策定の内容
文京区 障害者・ 児計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画
	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画

### 3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」とし、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付けられる「文の京」総合戦略との整合を図ります。



## 4 計画の推進に向けて

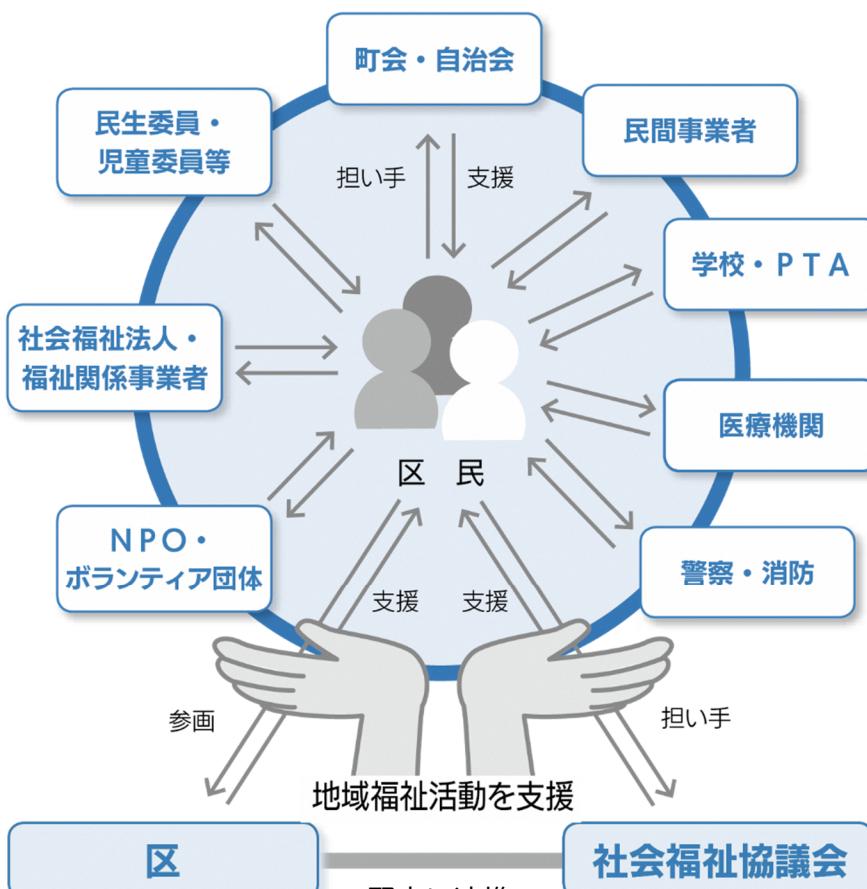
### (1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



- ・高齢者あんしん相談センター
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・児童発達支援センター
- ・保健所
- ・教育センター

等

- ・権利擁護センター（あんしんサポート文京）
- ・ボランティア支援センター
- ・フミコム（地域連携ステーション）
- ・ファミリー・サポート・センター

等

## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 地域の子どもを対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がいない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寬（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

## (2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会<sup>4</sup>の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題<sup>5</sup>」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

<sup>4</sup> 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

<sup>5</sup> 2040年問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

## 地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる  
2040年問題も見据え、  
地域の再構築を進めていく



文京区における地域包括ケアシステムの  
重層的支援体制整備事業を活用  
更なる進化・発展のために

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

### 重層的支援体制整備事業

#### 相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

#### 参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

#### 地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする

最終目標

令和6年度～令和8年度

現状

ダブルケア

孤独・孤立

ヤングケアラー

8050

制度の狭間

従来の制度や分野ごとの縦割りの  
支援体制では対応が困難なケースの増加

区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み

高齢福祉

障害福祉

児童福祉

生活困窮

「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を普遍化してきた

文京区における地域包括ケアシステム

## 重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ<sup>6</sup>等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	…▶ 包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	…▶ 多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	…▶ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	…▶ 参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	…▶ 地域づくり事業
地域づくりに向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	

### ● 実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

### ● 実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティーネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

6 アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

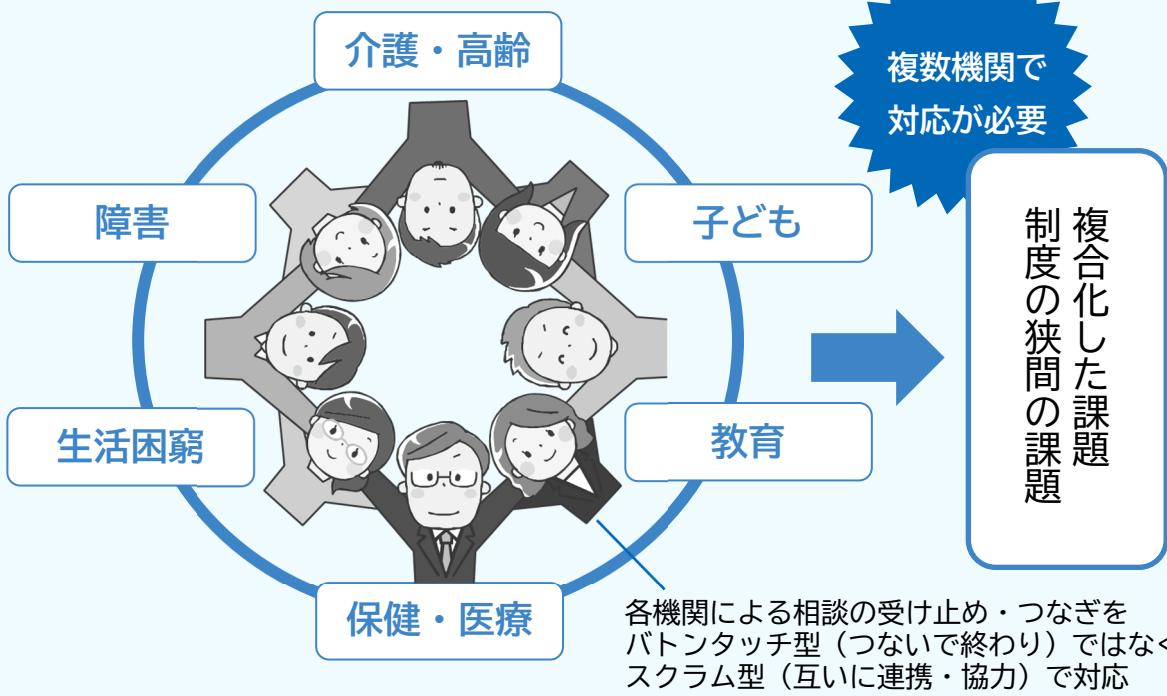
## 文京区重層的支援体制整備事業

※令和7年度より本格実施予定

I.

### 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した  
属性を問わない相談の受け止め



V.

### 地域づくり事業

住民同士が支え合い、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実

#### 既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点  
等

#### 新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

#### 個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続するためのサポート

I～Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、  
地域共生社会の実現を目指します

**【地域共生社会】**  
制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

## II.

### 多機関協働事業

複合課題等に対応するため、  
分野間の協働をコーディネート

#### 支援会議

- 関係機関等による  
情報共有（※1）
- 支援方針の決定

**【構成員】（※2）**  
区関係機関、社会福祉協議会のほか、民間事業者、医療機関、地域団体、地域住民等、当事者に関する機関・関係者で構成

プラン  
本人同意

#### 重層的支援会議

- 支援プランの作成
- プランの進捗管理

**【構成員】（※2）**  
区関係機関、社会福祉協議会等、  
支援プランに関わる機関で構成



※1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関係機関による情報共有が可能

※2 事案ごとに関係する機関等で構成

本人との  
関係構築

参加支援が  
必要な場合

## III.

### アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、  
必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

## IV.

### 参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援  
(社会資源とのマッチング)
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

### (3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「地域福祉推進協議会障害者部会」等において、進行管理を行っていきます。

## 第2章

# 地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標



## 第2章 地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、障害者・児施策を推進していきます。

### 1 基本理念

#### ○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

#### ○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

#### ○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ<sup>7</sup>を推進する地域社会の実現を目指します。

#### ○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

#### ○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

#### ○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

<sup>7</sup> ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別（性自認及び性的指向を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

## 2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。



## 第3章

# 障害者・障害児を 取り巻く現状



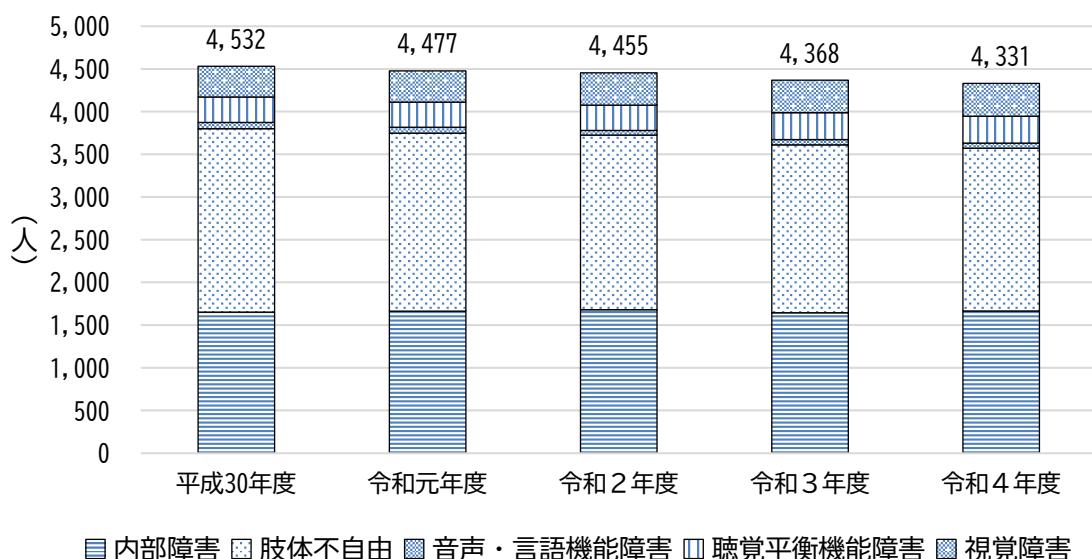
## 第3章 障害者・障害児を取り巻く現状

### 1 障害者・障害児の人数

#### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、令和4年度末現在4,331人です。4年前の平成30年度と比較すると、4.4%の減少となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く1,906人(44.0%)、次いで内部障害が1,665人(38.4%)、視覚障害が385人(8.9%)、聴覚平衡機能障害が315人(7.3%)、音声・言語機能障害が60人(1.4%)となります。肢体不自由と内部障害の両者を合わせると3,571人で、全体の82.5%を占めています。

【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】



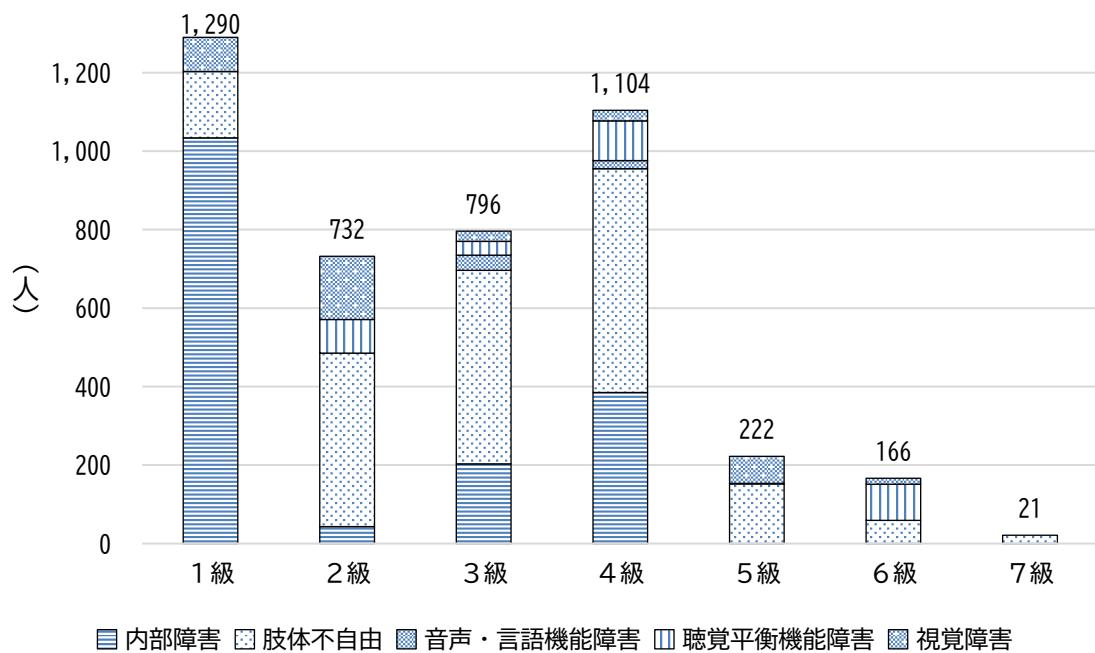
単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	360	365	380	381	385
聴覚平衡機能障害	299	294	296	314	315
音声・言語機能障害	72	70	53	62	60
肢体不自由	2,150	2,085	2,046	1,967	1,906
内部障害	1,651	1,663	1,680	1,644	1,665
合計	4,532	4,477	4,455	4,368	4,331

(各年度末現在)

令和4年度における等級別の身体障害者数は、1級が1,290人、次いで4級が1,104人、3級が796人、2級が732人、5級が222人、6級が166人、7級が21人となっています。

【図表：令和4年度等級別身体障害者数】



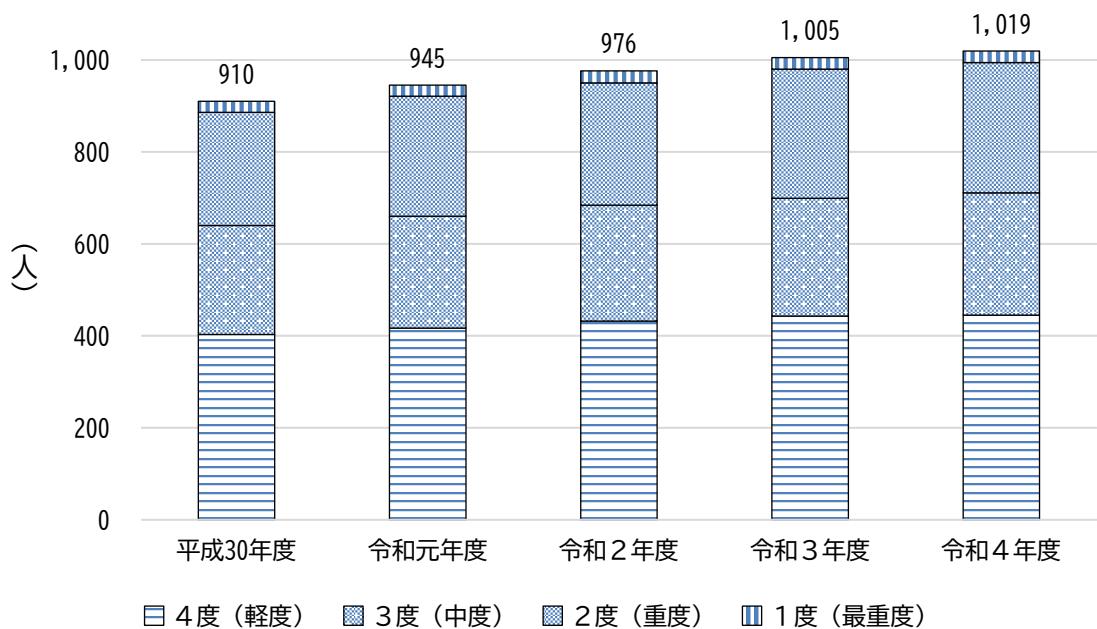
	単位：人							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	小計
視覚障害	87	161	26	27	69	15	0	385
聴覚平衡機能障害	0	86	35	101	1	92	0	315
音声・言語機能障害	0	0	39	21	0	0	0	60
肢体不自由	169	442	493	570	152	59	21	1,906
内部障害	1,034	43	203	385	0	0	0	1,665
合 計	1,290	732	796	1,104	222	166	21	4,331

(令和4年度末現在)

## (2) 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者は、令和4年度末現在 1,019 人です。4年前の平成 30 年度と比較すると、12.0%の増加となっています。4度（軽度）が最も多く、445 人で 43.7%を占め、次いで2度（重度）が 283 人 (27.8%)、3度（中度）が 266 人 (26.1%)、1度（最重度）が 25 人 (2.5%) となります。4度（軽度）と3度（中度）を合わせると 711 人で、全体の 69.8%を占めています。

【図表：愛の手帳所持者数の推移】



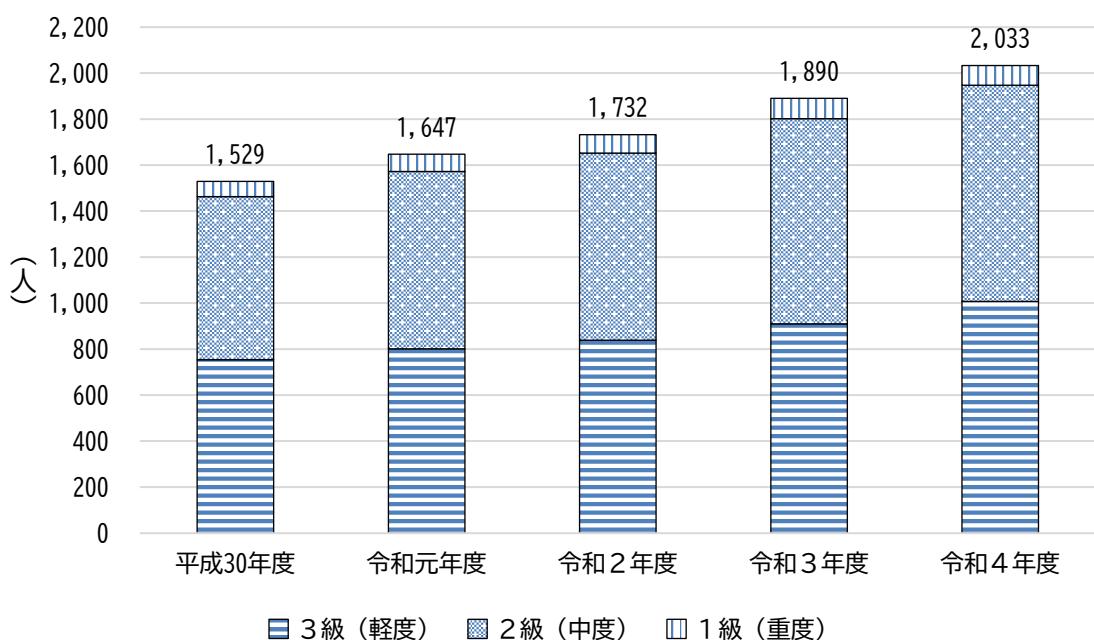
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1度 (最重度)	24	24	26	25	25
2度 (重 度)	246	261	266	281	283
3度 (中 度)	237	243	252	256	266
4度 (軽 度)	403	417	432	443	445
合 計	910	945	976	1,005	1,019

(各年度末現在)

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和4年度末現在 2,033 人です。4年前の平成30年度と比較すると、33.0%の増加となっています。3級(軽度)の人が最も多く 1,007 人(49.5%)、次いで2級(中度)が 940 人(46.2%)、1級(重度)が 86 人(4.2%) となっています。

【図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



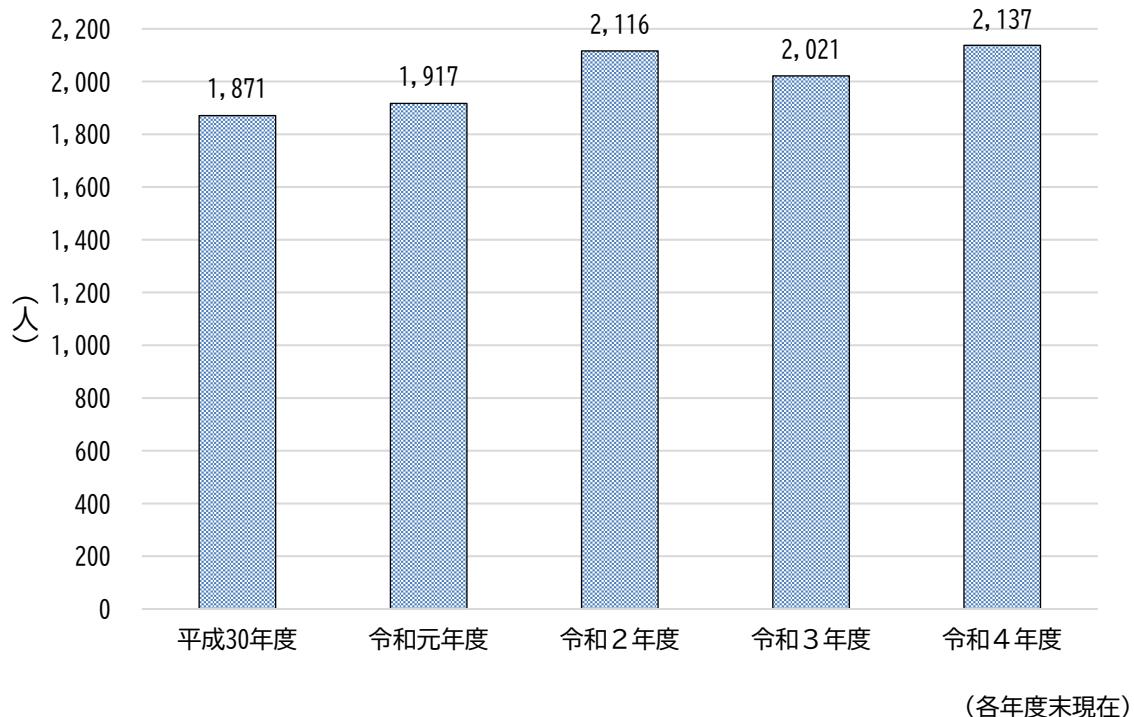
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級(重度)	66	75	80	88	86
2級(中度)	709	771	813	892	940
3級(軽度)	754	801	839	910	1,007
合計	1,529	1,647	1,732	1,890	2,033

(各年度末現在)

#### (4) 難病医療券所持者数の推移

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。難病医療券所持者は、令和4年度末現在2,137人です。4年前の平成30年度と比較すると、14.2%の増加となっています。

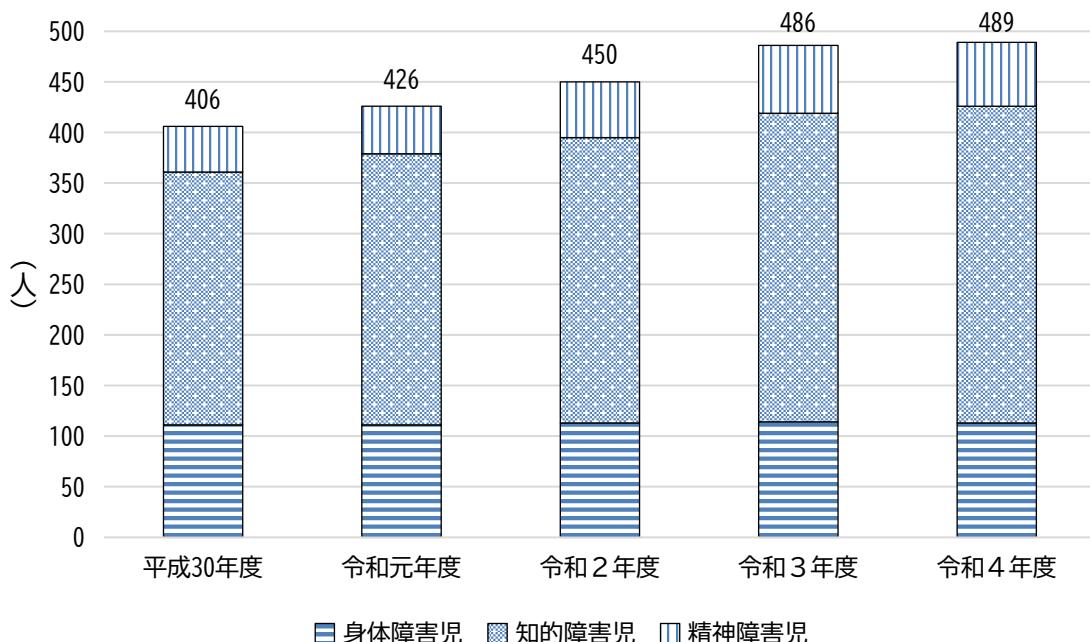
【図：難病医療券所持者数の推移】



## (5) 障害児の手帳所持者数

障害児の手帳所持者は、令和4年度末現在 489 人です。障害種別で見ると、知的障害が最も多く 313 人 (64.0%)、次いで身体障害が 113 人 (23.1%)、精神障害が 63 人 (12.9%) となっています。また、4年前の平成30年度と比較すると 20.4% の増加となっています。

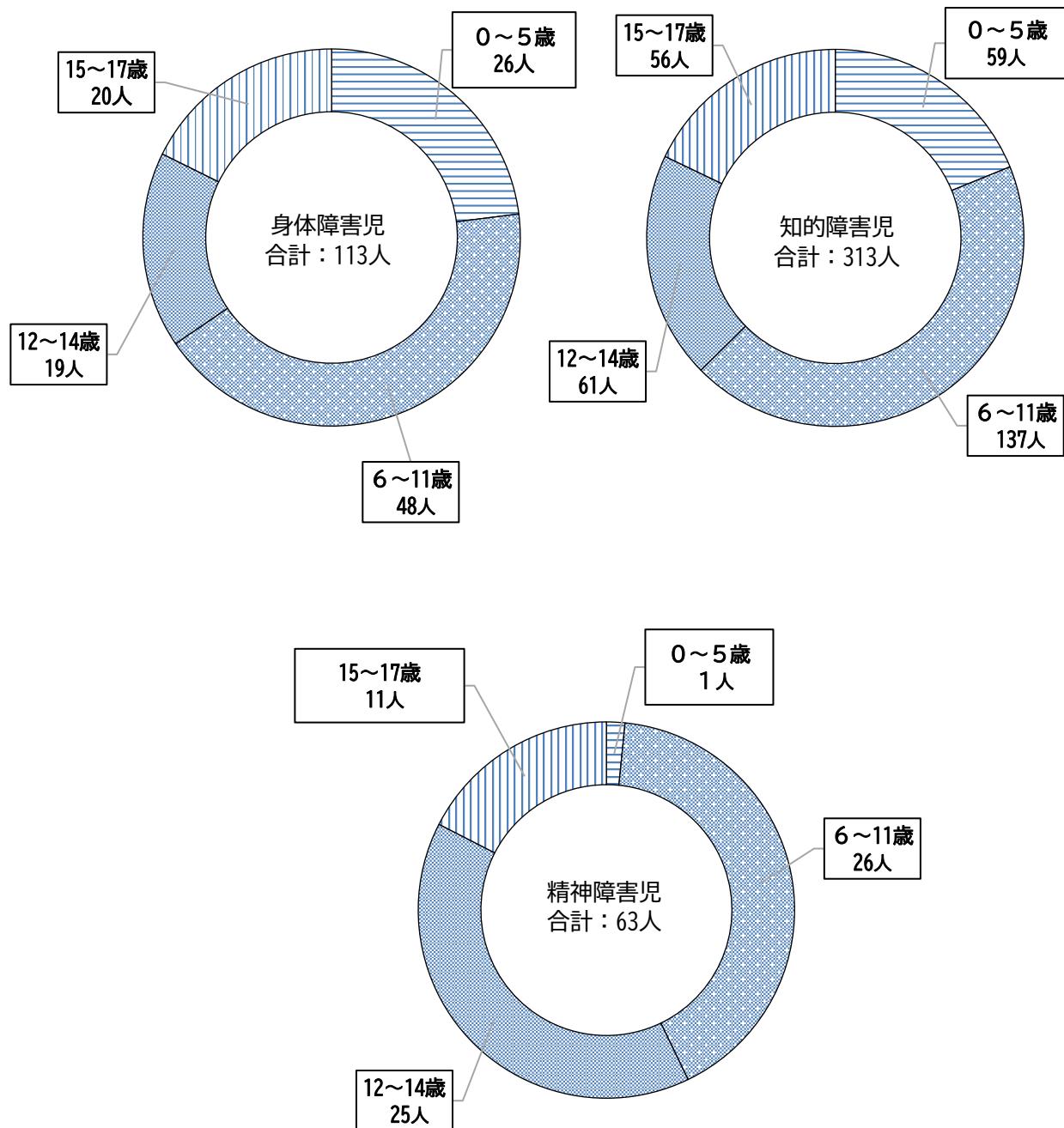
【図表：障害児の手帳所持者数】



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害児	111	111	113	114	113
知的障害児	250	268	282	305	313
精神障害児	45	47	55	67	63
合計	406	426	450	486	489

(各年度末現在)

【図：障害児の年齢別手帳所持者数】



(令和4年度末現在)

## 2 地域生活の現状と課題

### (1) 区内障害者・児施設数一覧

(令和6年1月現在)

区分	サービス名	施設数	定員
障害者総合支援法に基づくサービス	施設入所支援	1	40
	生活介護	7	197
	就労移行支援（一般型）	7	106
	就労継続支援（A型）	1	10
	就労継続支援（B型）	11	304
	就労定着支援	4	
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	1	20
	共同生活援助	12	84
	短期入所	3	13
	居宅介護（※）	32	
	重度訪問介護（※）	23	
	同行援護（※）	9	
	行動援護	2	
児童福祉法に基づくサービス	計画相談支援	18	
	地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)	3	
	地域活動支援センター	6	120
	移動支援事業（※）	20	
	児童発達支援	12	140
	放課後等デイサービス	13	140
	障害児相談支援	8	

※区内障害者・児施設一覧及び区内障害者・児施設マップには掲載していない事業所です。

## (2) 区内障害者・児施設一覧

(令和6年1月現在)

No.	施設名	住所	施設入所支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	共同生活援助	短期入所・日中短期入所	地域相談支援	地域活動支援センター(地域移行・地域定着)	児童発達支援	放課後等デイサービス	一般相談支援	障害児相談支援	障害者基幹相談支援センター	障害者就労支援センター	地域生活支援拠点
	(参照) 本計画における計画事業掲載ページ		110 101 134 134 134 135 115 115 109	110 101 134 134 134 135 115 115 109	102 104 120 113	112 113	114 139 148 141 120 121 129 106														
1	ジョブリッジ飯田橋	後楽2-2-10 松屋ビル8階		○																	
2	工房わかぎり	春日2-19-3 北原ビル3階				○															
3	わかぎりの家	春日2-19-3 北原ビル4、5階									○										
4	未来教室	小石川2-6-5-201														○ ○					
5	アンビシオン文京	小石川2-6-5 小石川2丁目ビル地下1階												○							
6	富坂子どもの家	小石川2-17-41													○						
7	小石川福祉作業所	小石川3-30-6		○		○															
8	ふる里学舎小石川												○								
9	は～と・ピア2	小石川4-4-5		○ ○																	
10	陽だまりの郷									○											
11	ベルーフ	小石川5-4-1 瑞穂第一ビル9階		○		○															
12	エルムンド小石川	小石川5-7-5								○											
13	発達支援ルーム ぽけっと	小石川5-38-2 クレストヒルズ小石川2階													○ ○						
14	放課後等デイサービ スこころ音	白山1-19-6 シンク白山ビル201														○					
15	ドリームハウスⅢ・Ⅳ	白山2-25-5								○											
16	ケアサポート文京	白山5-21-9-101 スカイコート文京白山第二										○ ○				○					
17	富坂生活あんしん拠 点	千石1-15-5																		○	
18	指定特定相談支援 事業所とみさか	千石文化苑ビル101													○						
19	エルムンド千石	千石2-33-17								○											
20	文京地域生活支援 センターあかり	千石4-27-12 水間ビル1階										○ ○ ○					○				
21	abeam(アビーム)	千石4-37-4 ウイスター千石1階						○													

No.	施設名	住所	施設入所支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	共同生活援助	短期入所・日中短期入所	地域相談支援(地域移行・地域定着)	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	一般相談支援	障害者基幹相談支援センター	障害者就労支援センター	地域生活支援拠点
	(参照) 本計画における計画事業掲載ページ		110 101 134 134 135 115 115 109	102 104	120	112 113	114	139	148	141	120	121	129	106							
22	大塚生活あんしん拠点	水道2-3-17 グラングスト文京101																		○	
23	障害者基幹相談支援センター	小日向2-16-15																	○		
24	リアン文京		○							○											
25	地域プラザふらっと									○							○				
26	マイポジション															○					
27	こぱん		○																		
28	ワークプレイス ぶんぶん				○	○															
29	放課後等デイサービス スびおら	大塚4-21-8															○				
30	は～と・ピア		○																		
31	あくせす												○	○							
32	地域活動支援 センターぱれっと													○							
33	大塚福祉作業所	大塚4-50-1			○	○															
34	放課後等デイサービス スあんプラス江戸川 橋	関口1-48-6 日火江戸川橋ビル第2201														○					
35	地域活動支援 センター みんなの部屋	関口3-16-15 カトリック センター地下1階												○		○					
36	リヴァトレ御茶ノ水	本郷2-3-7 お茶の水元町ビル1階							○												
37	T A S U C 文京教室	本郷2-16-13 NPMビル1階														○	○				
38	本富士生活あんしん 拠点	本郷2-21-3 青木ビル1階																			○
39	指定特定相談支援 事業所もとふじ													○							
40	ふる里学舎本郷	本郷2-21-7				○							○								

No.	施設名	住所	施設入所支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	共同生活援助	短期入所・日中短期入所	地域相談支援(地域移行・地域定着)	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	一般相談支援	障害者就労支援センター	障害者基幹相談支援センター	地域生活支援拠点	
	(参照) 本計画における計画事業掲載ページ		110 101 134 134 134 135 115 115 109 102 104 120 112 113 114 139 148 141 120 121 129 106																			
41	銀杏企画Ⅱ	本郷3-16-4 本郷天理ビル3階					○															
42	エデュリー発達支援 本郷三丁目教室	本郷3-19-7 本郷三宝ビル2階														○						
43	指定障害児相談支援 事業所ばばてる	本郷3-24-17 ネクストビル103																○				
44	銀杏企画三丁目	本郷3-29-6 カリテス佐々木ビル2階					○															
45	銀杏企画三丁目 移行分室	本郷3-37-1		○		○																
46	サポートセンター いちょう	中村ビル2階													○							
47	スマイルスイッチ ON本郷	本郷3-40-10														○						
48	障害者就労支援 センター	本郷4-15-14 区民センター1階																		○		
49	銀杏企画	本郷5-25-8香川ビル				○																
50	B OF湯島/B OF光	湯島2-7-7光ビル									○											
51	at GPジョブトレ お茶の水	湯島2-31-15 和光湯島ビル7階		○		○																
52	ONE文京湯島	湯島3-3-4高柳ビル2階														○						
53	相談支援事業所 リリーフ	湯島3-20-9-401										○				○						
54	児童発達支援センタ ー	湯島4-7-10 教育センター内											○			○	○	○				
55	相談支援事業所やえ	向丘2-33-14										○							○			
56	ワークショップ やまどり	弥生2-9-6	○		○																	
57	指定障害児相談支援 事業ふくろう																	○				
58	指定特定相談支援 事業ふくろう											○										

No.	施設名	住所	施設入所支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	共同生活援助	短期入所・日中短期入所	地域相談支援(地域移行・地域定着)	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	一般相談支援	障害者就労支援センター	障害者基幹相談支援センター	地域生活支援拠点		
	(参照) 本計画における計画事業掲載ページ		110	101	134	134	134	135	115	115	109	102 104	120	112 113	114	139	148	141	120	121	129	106	
59	ハッピーテラス 千駄木第三教室	根津 1-27-2 サンクレスト・ サンセイ 201																	○				
60	生活介護 みらいコンパス根津	根津 2-14-11 Tツウインズビル3階		○																			
61	ハッピーテラス 千駄木教室	根津 2-37-8 東急ドエル・ アルス根津 102																○					
62	ハッピーテラス 千駄木第二教室	千駄木 2-7-12 千駄木今晚軒 1-2階																○ ○					
63	コペルプラス千駄木	千駄木 2-21-1 ANNEX-A 1階															○						
64	だんござかハウス 相談支援係	千駄木 2-33-8 津知弥ビル2階													○			○					
65	だんござかホーム	千駄木 2-33-8 津知弥ビル6階											○ ○										
66	ケアワーク弥生 介護支援部	千駄木 3-31-12-3階													○								
67	こみゅ動坂	千駄木 4-8-14											○ ○										
68	のんのハウス千駄木	千駄木 4-23-4											○										
69	エナジーハウス	千駄木 5-10-8											○	○	○			○					
70	駒込生活あんしん拠 点	千駄木 5-37-16 コア・ティー・ケー101																		○			
71	クオリスキッズ ぷらす本駒込	千駄木 5-42-3 モンテ駒込1階														○							
72	ティ・リーフ	本駒込 2-27-10 本駒込S Iビル3階						○															
73	サンヴィレッジ 文京センター	本駒込 3-20-3 講談社F Sビル7階			○			○															
74	本郷福祉センター (若駒の里)	本駒込 4-35-15	○																				
75	放課後等デイサービ ス J O Y	勤労福祉会館2階														○							

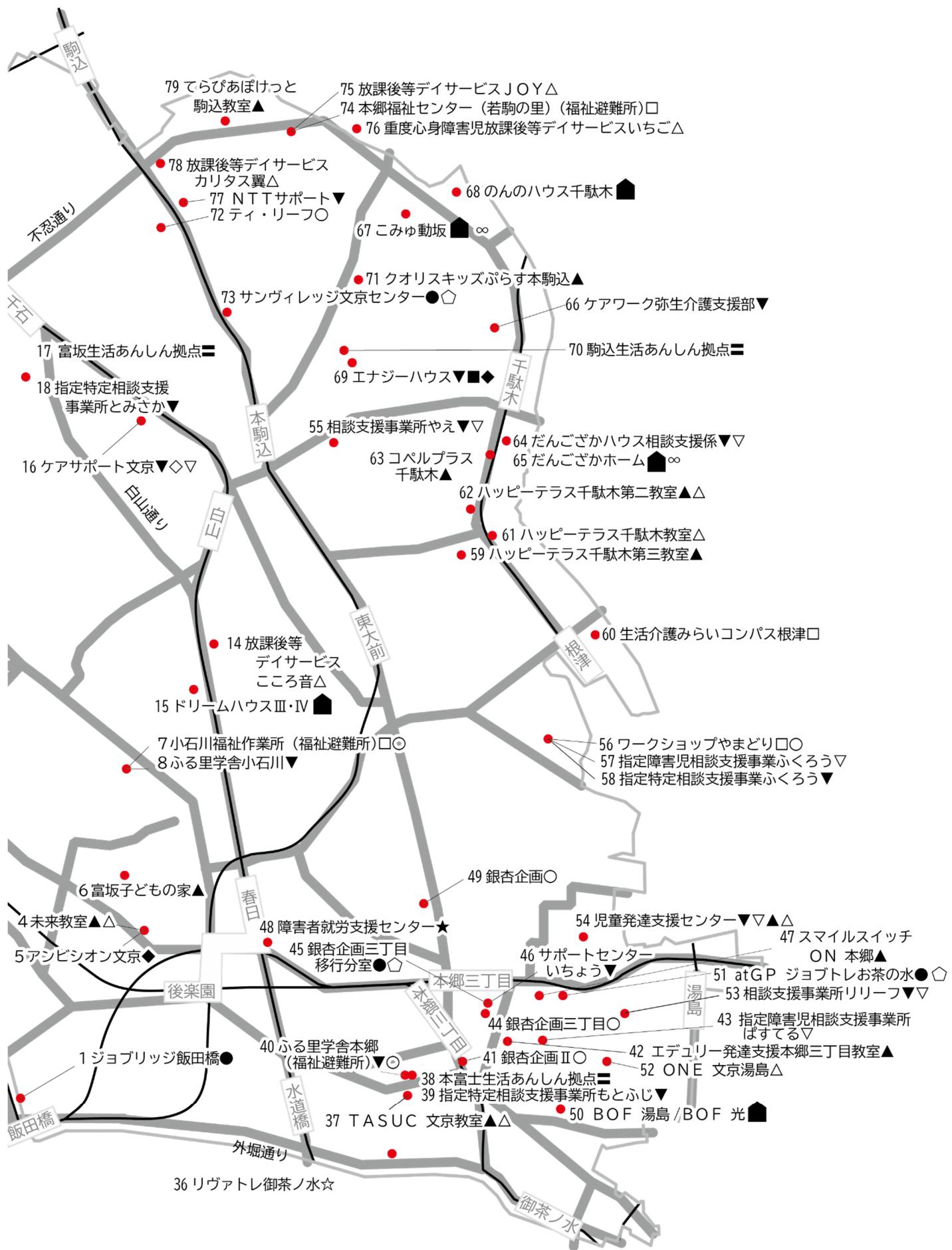
No.	施設名	住所	施設入所支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	共同生活援助	短期入所・日中短期入所	地域相談支援(地域移行・地域定着)	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	一般相談支援	障害者基幹相談支援センター	障害者就労支援センター	地域生活支援拠点
	(参照) 本計画における計画事業掲載ページ		110 101 134 134 134 135 115 115 109 102 104 120 112 113 114 139 148 141 120 121 129 106																		
76	重度心身障害児 放課後等デイサービス スいちご	本駒込 4-43-1 メゾン YM 1階														○					
77	NTTサポート	本駒込 5-1-6 文京ツインタワー903												○							
78	放課後等デイサービス スカリタス翼	本駒込 5-4-4 カトリック 本郷教会信徒会館4階														○					
79	てらぴあぽけっと 駒込教室	本駒込 5-60-17 鎌田ビル2階														○					
80	ホームいちょう	区内 (※)									○										
81	第2ホームいちょう	区内 (※)									○										
82	文京ホーム アンドンテ	区内 (※)									○										

※区内障害者・児施設マップには掲載していない事業所です。

# 【区内障害者・児施設マップ】

(令和6年1月現在)





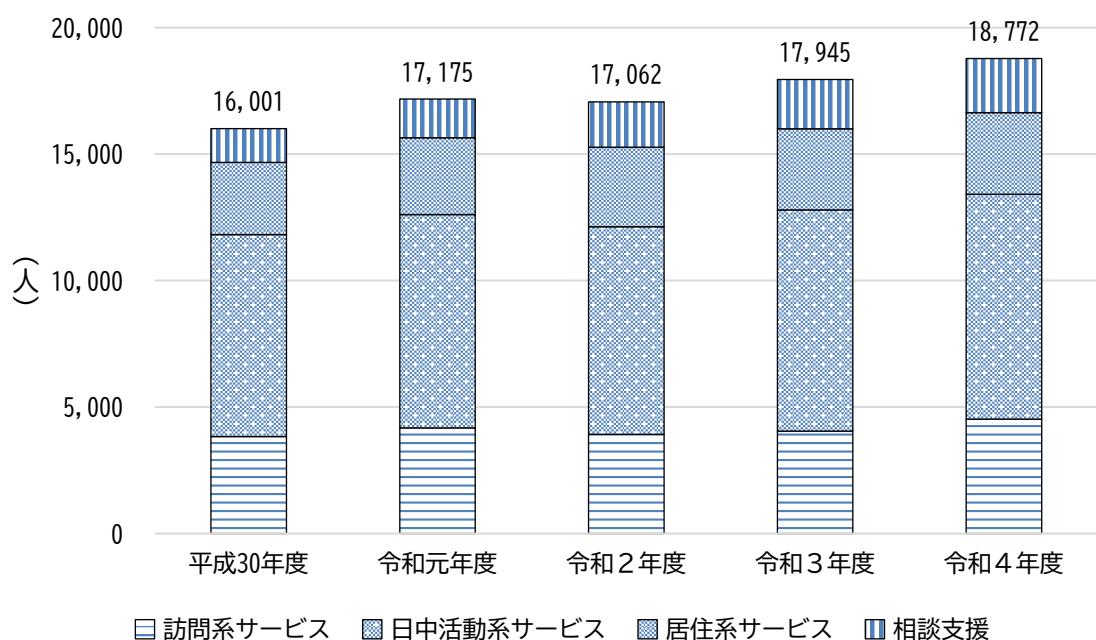
### (3) 障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援について

#### ○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の延利用者数

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、令和4年度末現在、18,772人で、4年前の平成30年度と比較すると、17.3%の増加となっています。利用サービスの中で最も多いのが、日中活動系サービスの8,885人で全利用者の47.3%、次いで訪問系サービスの4,523人(同24.1%)で、この両者で全体の71.4%を占めています。

4年前に比べ、特に利用者の伸びが大きいのは相談支援(指定特定相談支援など)となっており、平成30年度と比較すると、1.6倍に増えています。日中活動系サービス、訪問系サービスの利用者は、令和元年度から令和2年度にかけて減少したものの、その後は増加しています。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの延利用者数】



単位：人

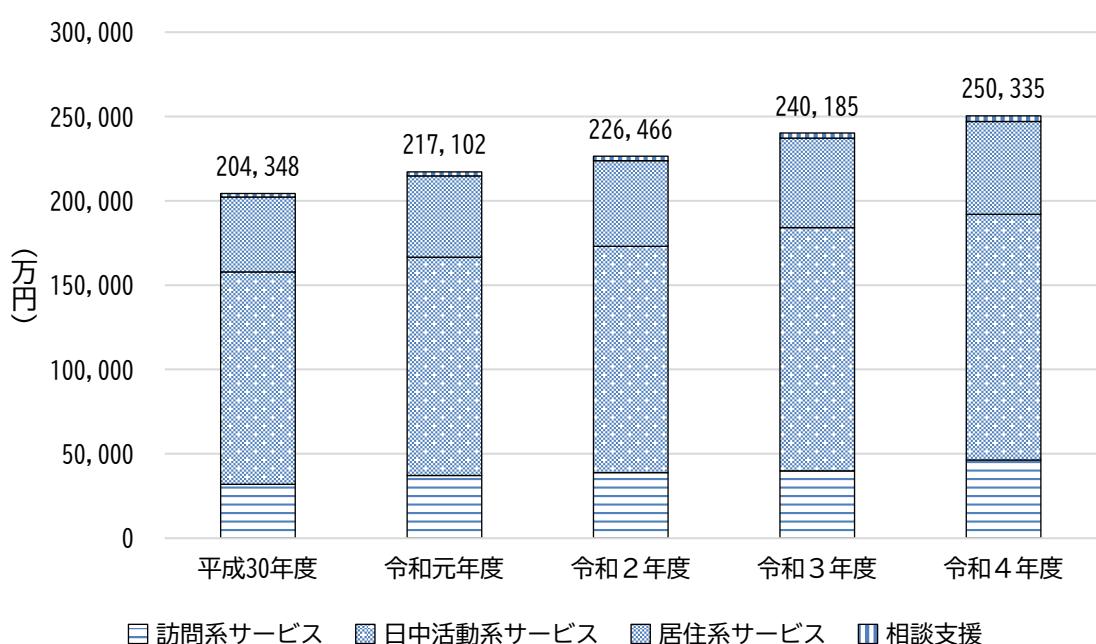
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日中活動系サービス	7,988	8,437	8,207	8,745	8,885
訪問系サービス	3,828	4,171	3,919	4,045	4,523
居住系サービス	2,850	3,035	3,143	3,206	3,230
相談支援	1,335	1,532	1,793	1,949	2,134
合計	16,001	17,175	17,062	17,945	18,772

(各年度末現在)

## ○障害者総合支援法に基づく給付額

令和4年度における障害者総合支援法に基づくサービスの給付額は、4年前の平成30年度と比較して22.5%の増加となり、給付額は25億円を超えています。サービス別では、給付額が最も大きいのは日中活動系サービスで14億5,645万円、次いで居住系サービスの5億5,051万円、訪問系サービスの4億6,355万円、相談支援（指定特定相談支援など）の3,284万円となっています。この4年間の給付額の増加では、相談支援（指定特定相談支援など）が57.2%の増加となっています。次いで訪問系サービスが45.2%の増加、居住系サービスが24.0%の増加、日中活動系サービスは15.6%の増加となっています。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付額】



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日中活動系サービス	125,941	129,477	134,131	144,200	145,645
居住系サービス	44,391	48,223	50,777	53,125	55,051
訪問系サービス	31,927	37,110	38,876	39,872	46,355
相談支援	2,089	2,293	2,682	2,987	3,284
合計	204,348	217,102	226,466	240,185	250,335

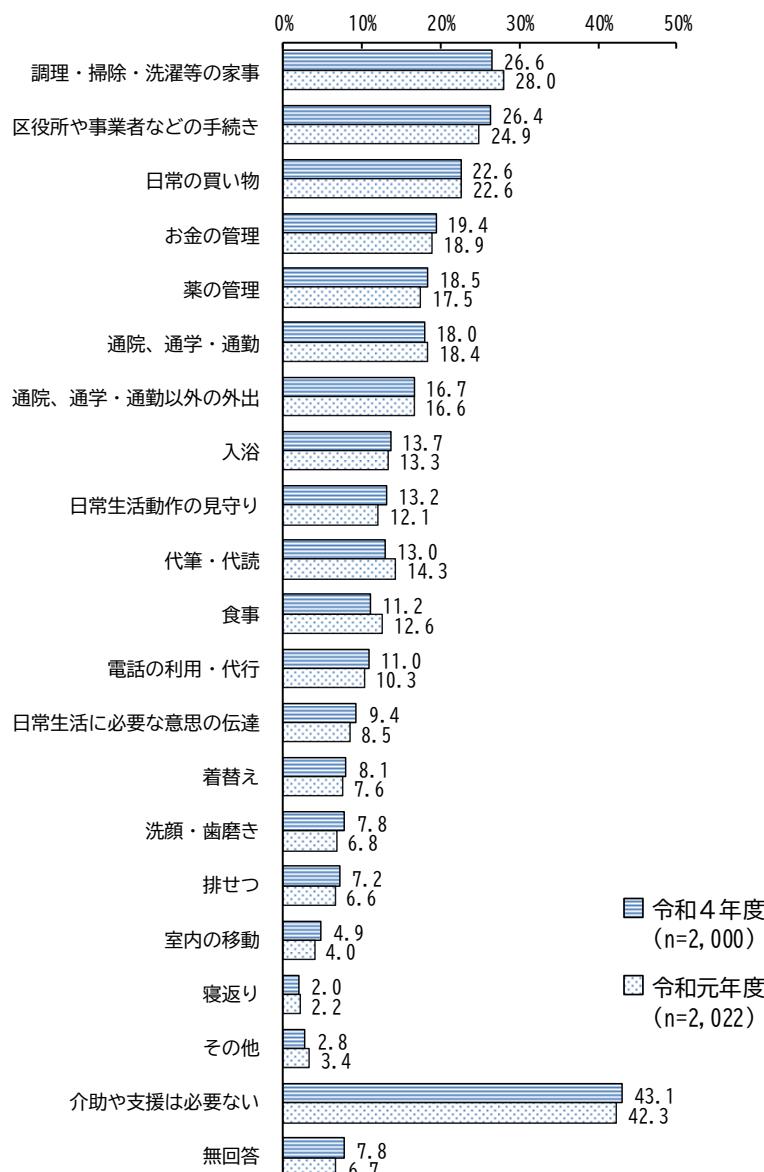
(各年度末現在)

## ○日常生活で必要な介助・支援（在宅の方）（実態・意向調査より）

令和4年度に実施した文京区障害者（児）実態・意向調査（以下「意向調査」という。）で、在宅の方に日常生活で必要な介助・支援をお聞きしたところ、全体としては「調理・掃除・洗濯等の家事」が26.6%と最も多く、次いで「区役所や事業者などの手続き」が26.4%、「日常の買い物」が22.6%と2割台で続きます。一方、「介助や支援は必要ない」は43.1%と4割を超えています。

項目別にみると、「調理・掃除・洗濯等の家事」と答えた方では、知的障害が60.2%と最も多く、次いで高次脳機能障害が54.5%と続きます。「区役所や事業者などの手続き」と答えた方では、知的障害が74.9%と最も多く、次いで高次脳機能障害が61.4%、音声・言語・そしゃく機能障害が54.5%と続きます。「日常の買い物」と答えた方では、知的障害が51.9%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が44.2%、高次脳機能障害が43.2%と続きます。

【図表：日常生活で必要な介助・支援（在宅の方）】



※n (Number of case) は、意向調査における各設問の回答者の総数です。

## 障害別

		n	食事	排せつ	入浴	寝返り	着替え	調理・掃除・洗濯等の家事	室内の移動
(単位: %)									
全体		2,000	11.2	7.2	13.7	2.0	8.1	26.6	4.9
障害別	肢体不自由	283	21.6	21.2	32.5	7.8	20.8	44.2	14.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	31.2	36.4	46.8	15.6	33.8	45.5	26.0
	視覚障害	144	13.9	9.0	14.6	3.5	11.8	25.7	7.6
	聴覚・平衡機能障害	146	11.0	8.2	17.8	2.7	8.9	27.4	8.9
	内部障害	278	11.2	7.9	15.1	2.2	7.9	25.2	6.8
	知的障害	231	28.1	21.6	31.2	2.6	20.8	60.2	6.1
	発達障害	187	12.8	7.0	15.5	0.5	6.4	40.6	1.6
	精神障害	464	9.9	3.7	8.4	0.4	3.7	29.1	1.7
	高次脳機能障害	44	25.0	18.2	34.1	4.5	20.5	54.5	15.9
	難病(特定疾病)	632	7.8	6.2	11.1	2.8	6.6	16.9	6.3
	その他	35	17.1	11.4	20.0	2.9	11.4	31.4	14.3

		n	洗顔・歯磨き	代筆・代読	電話の利用・代行	お金の管理	日常の買い物	通院、通学・通勤	通院、通学・通勤以外の外出
(単位: % )									
全体		2,000	7.8	13.0	11.0	19.4	22.6	18.0	16.7
障害別	肢体不自由	283	13.8	18.0	14.5	22.3	38.9	30.4	29.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	33.8	41.6	45.5	42.9	44.2	40.3	37.7
	視覚障害	144	7.6	42.4	13.9	22.2	38.2	29.2	29.9
	聴覚・平衡機能障害	146	6.8	14.4	32.2	17.1	25.3	18.5	11.6
	内部障害	278	4.0	8.6	5.8	11.2	22.3	15.1	10.8
	知的障害	231	31.2	43.3	38.1	71.0	51.9	48.1	51.1
	発達障害	187	14.4	19.3	18.2	44.4	29.4	22.5	28.9
	精神障害	464	6.5	5.4	5.4	19.0	19.2	14.4	14.4
	高次脳機能障害	44	18.2	31.8	27.3	45.5	43.2	34.1	38.6
	難病(特定疾病)	632	4.9	7.8	4.6	8.9	16.3	13.1	10.4
	その他	35	11.4	20.0	11.4	25.7	31.4	25.7	20.0

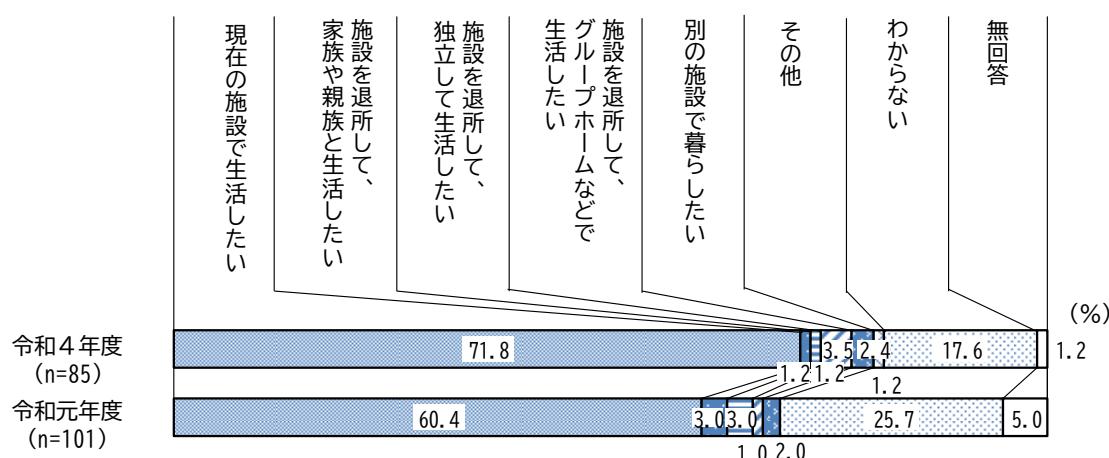
		n	日常生活に必要な意思の伝達	日常生活動作の見守り	薬の管理	区役所や事業者などの手続き	その他	介助や支援は必要ない	無回答
(単位: % )									
全体		2,000	9.4	13.2	18.5	26.4	2.8	43.1	7.8
障害別	肢体不自由	283	9.9	18.7	25.1	36.0	1.4	25.1	8.5
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	31.2	40.3	39.0	54.5	1.3	13.0	5.2
	視覚障害	144	7.6	13.2	17.4	41.7	4.9	25.7	10.4
	聴覚・平衡機能障害	146	13.0	14.4	18.5	33.6	4.1	28.8	8.9
	内部障害	278	4.3	12.9	14.4	20.1	2.9	47.5	9.0
	知的障害	231	39.8	42.0	56.3	74.9	1.7	10.8	5.2
	発達障害	187	23.5	27.3	28.9	46.5	4.3	28.9	4.3
	精神障害	464	8.0	10.6	19.4	22.8	5.0	37.1	6.9
	高次脳機能障害	44	27.3	36.4	34.1	61.4	2.3	13.6	2.3
	難病(特定疾病)	632	2.8	8.5	11.1	15.3	1.7	62.3	7.6
	その他	35	25.7	22.9	25.7	34.3	8.6	28.6	5.7

### ○今後希望する生活（施設入所の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、施設入所の方に今後希望する生活をお聞きしたところ、全体としては「現在の施設で生活したい」が71.8%と約7割を占め最も多く、次いで「施設を退所して、グループホームなどで生活したい」が3.5%、「別の施設で暮らしたい」が2.4%と続きます。一方、「わからない」は17.6%となっています。

地域別にみると、文京区内、23区内（文京区を除く）、東京都（23区内を除く）、関東（東京都を除く）、関東以外のすべてで、「現在の施設で生活したい」が最も多くなっています。入所年数別にみると、1年未満、5年以上～10年未満、10年以上～20年未満、20年以上～30年未満、30年以上では「現在の施設で生活したい」が最も高くなっていますが、1年以上～3年未満は「わからない」、3年以上～5年未満は「別の施設で暮らしたい」が「現在の施設で生活したい」と同じ割合となっています。

【図表：今後希望する生活（施設入所の方）】



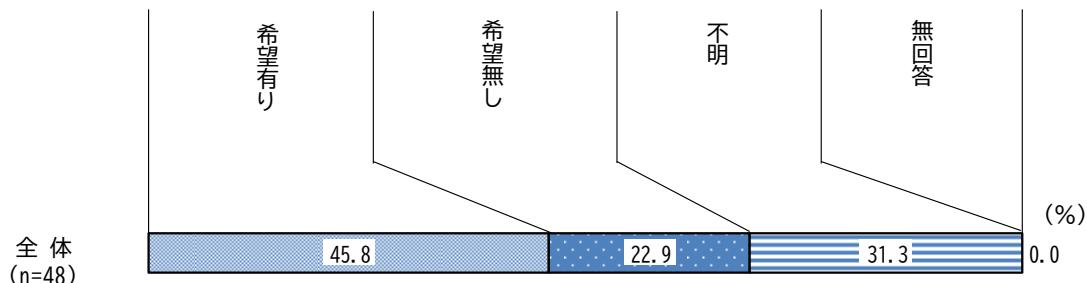
#### 地域別・入所年数別

		n	現在の施設で生活したい	施設を退所して、家族や親族と生活したい	施設を退所して、独立して生活したい	施設を退所して、グループホームなどで生活したい	施設を退所して、別の施設で暮らしたい	その他	わからない	無回答
(単位：%)										
全体		85	71.8	1.2	1.2	3.5	2.4	1.2	17.6	1.2
地域別	文京区内	26	88.5	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0
	23区内（文京区を除く）	10	70.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	0.0
	東京都（23区内を除く）	15	53.3	0.0	0.0	13.3	6.7	6.7	20.0	0.0
	関東（東京都を除く）	16	56.3	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0
	関東以外	17	76.5	0.0	0.0	5.9	5.9	0.0	5.9	5.9
入所年数別	1年未満	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1年以上～3年未満	2	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	3年以上～5年未満	4	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	5年以上～10年未満	23	78.3	0.0	4.3	4.3	0.0	0.0	8.7	4.3
	10年以上～20年未満	10	60.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	30.0	0.0
	20年以上～30年未満	18	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	11.1	0.0
	30年以上	20	70.0	5.0	0.0	5.0	0.0	0.0	20.0	0.0

### ○退院に向けた本人の意思（長期入院施設）（実態・意向調査より）

意向調査で、長期入院施設入所の方に退院に向けた本人の意思をお聞きしたところ、希望有りが45.8%と最も多く、次いで不明が31.3%、希望無しが22.9%と続きます。

【図：退院に向けた本人の意思（長期入院施設）】

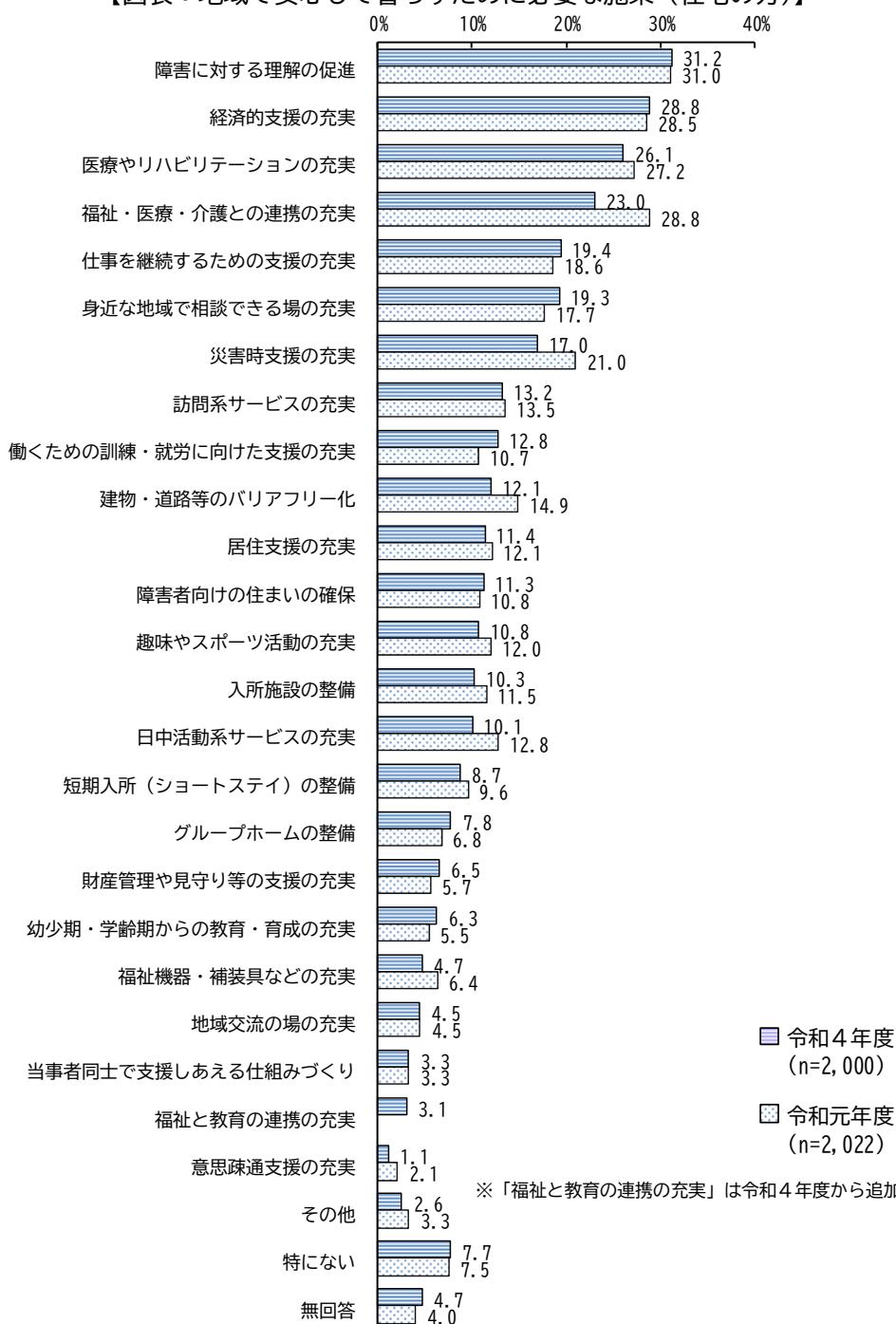


## ○地域で安心して暮らすために必要な施策（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「障害に対する理解の促進」が31.2%と3割を超えて最も多く、次いで「経済的支援の充実」が28.8%、「医療やリハビリテーションの充実」が26.1%と続きます。

項目別にみると、「障害に対する理解の促進」と答えた方では、発達障害が48.7%と最も多く、次いで精神障害が44.0%、聴覚・平衡機能障害が37.0%と続きます。「経済的支援の充実」と答えた方では、その他を除くと精神障害が42.5%と最も多く、発達障害が33.7%と続きます。「医療やリハビリテーションの充実」と答えた方では、高次脳機能障害が45.5%と最も多く、次いで肢体不自由が42.4%、難病が34.3%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策（在宅の方）】



## 障害別

(単位: %)	n	障害に対する理解の促進	医療やリハビリテーションの充実	幼少期・学齢期からの教育・育成の充実	働くための訓練・就労に向けた支援の充実	仕事を継続するための支援の充実	身近な地域で相談できる場の充実	訪問系サービスの充実	日中活動系サービスの充実	短期入所(ショートステイ)の整備
全体	2,000	31.2	26.1	6.3	12.8	19.4	19.3	13.2	10.1	8.7
障害別	肢体不自由	283	29.3	42.4	6.0	9.2	9.2	18.0	18.0	9.9
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	24.7	33.8	6.5	7.8	5.2	7.8	20.8	11.7
	視覚障害	144	36.1	19.4	6.3	7.6	12.5	13.2	18.1	9.7
	聴覚・平衡機能障害	146	37.0	29.5	5.5	6.8	11.0	14.4	16.4	6.2
	内部障害	278	24.1	30.9	2.9	6.1	10.8	15.8	16.9	4.3
	知的障害	231	33.8	9.1	5.6	14.7	20.3	16.5	6.9	30.3
	発達障害	187	48.7	11.8	11.8	27.3	35.8	23.5	8.6	18.7
	精神障害	464	44.0	17.2	7.3	23.9	33.8	27.6	12.1	14.4
	高次脳機能障害	44	34.1	45.5	2.3	18.2	13.6	18.2	25.0	15.9
	難病(特定疾病)	632	20.6	34.3	5.7	8.4	17.4	18.0	14.1	6.3
	その他	35	31.4	22.9	11.4	11.4	22.9	22.9	17.1	0.0

(単位: %)	n	意思疎通支援の充実	福祉機器・補装具などの充実	グループホームの整備	入所施設の整備	障害者向けの住まいの確保	居住支援の充実	建物・道路等のバリアフリー化	当事者同士で支援しあえる仕組みづくり	趣味やスポーツ活動の充実
全体	2,000	1.1	4.7	7.8	10.3	11.3	11.4	12.1	3.3	10.8
障害別	肢体不自由	283	0.4	11.0	6.7	15.2	13.1	11.7	25.4	1.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	3.9	1.3	14.3	28.6	18.2	15.6	14.3	1.3
	視覚障害	144	2.1	6.9	4.9	11.1	11.1	11.1	25.7	3.5
	聴覚・平衡機能障害	146	8.9	17.1	6.2	15.1	11.6	11.6	11.6	2.1
	内部障害	278	0.4	5.4	2.2	11.5	6.8	10.8	15.1	0.4
	知的障害	231	0.9	0.9	39.8	28.1	24.7	12.6	5.2	3.0
	発達障害	187	1.1	2.1	19.3	8.6	23.0	13.4	2.1	7.0
	精神障害	464	0.2	0.6	6.0	4.3	14.2	12.5	3.9	5.2
	高次脳機能障害	44	0.0	4.5	4.5	13.6	13.6	15.9	20.5	4.5
	難病(特定疾病)	632	0.3	4.6	1.7	9.7	4.7	11.4	14.9	2.5
	その他	35	0.0	0.0	8.6	11.4	22.9	11.4	8.6	0.0

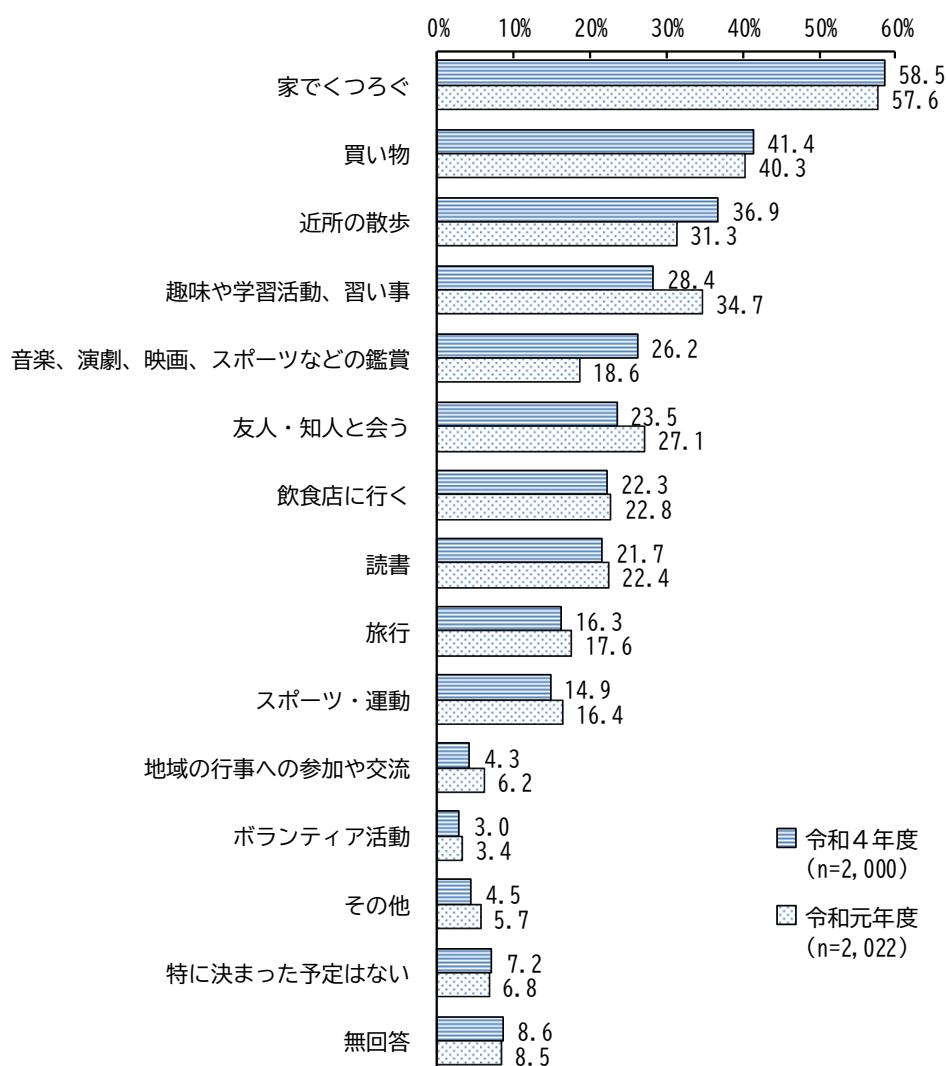
(単位: %)	n	財産管理や見守り等の支援の充実	経済的支援の充実	災害時支援の充実	地域交流の場の充実	福祉・医療・介護との連携の充実	福祉と教育の連携の充実	その他	特にない	無回答
全体	2,000	6.5	28.8	17.0	4.5	23.0	3.1	2.6	7.7	4.7
障害別	肢体不自由	283	3.2	22.6	18.0	4.6	27.6	3.9	1.8	4.9
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	6.5	24.7	22.1	2.6	29.9	2.6	2.6	6.5
	視覚障害	144	7.6	22.2	21.5	5.6	20.1	3.5	0.0	9.0
	聴覚・平衡機能障害	146	2.7	22.6	24.0	2.1	33.6	2.7	2.1	6.8
	内部障害	278	4.3	25.2	21.6	3.6	28.1	3.2	5.0	11.2
	知的障害	231	17.7	19.0	14.3	4.8	16.5	3.5	0.9	6.1
	発達障害	187	15.0	33.7	11.8	5.9	17.1	5.9	4.8	4.3
	精神障害	464	7.1	42.5	12.3	5.2	16.6	4.1	2.6	4.3
	高次脳機能障害	44	4.5	29.5	20.5	2.3	27.3	2.3	4.5	2.3
	難病(特定疾病)	632	4.4	32.1	19.0	4.3	27.2	2.5	2.4	9.5
	その他	35	5.7	34.3	8.6	5.7	25.7	20.0	2.9	8.6

### ○休日の過ごし方（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に休日の過ごし方をお聞きしたところ、全体としては「家でくつろぐ」が58.5%と最も多く、次いで「買い物」が41.4%、「近所の散歩」が36.9%と続きます。

項目別にみると、「家でくつろぐ」と答えた方では、知的障害が72.3%と最も多く、次いで発達障害が69.5%、高次脳機能障害が63.6%と続きます。「買い物」と答えた方では、発達障害が46.0%と最も多く、難病（特定疾病）が45.3%と続きます。「近所の散歩」と答えた方では、発達障害が39.0%と最も多く、次いで難病（特定疾病）が38.9%、知的障害が36.4%と続きます。

【図表：休日の過ごし方（在宅の方）】



## 障害別

(単位: %)		n	趣味や学習活動、習い事	スポーツ・運動	ボランティア活動	友人・知人と会う	音楽、演劇、映画、スポーツなどの鑑賞	買い物	飲食店に行く	読書
全体	2,000	28.4	14.9	3.0	23.5	26.2	41.4	22.3	21.7	
障害別	肢体不自由	283	17.3	7.4	3.2	18.7	18.7	28.3	15.5	19.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	11.7	6.5	1.3	10.4	13.0	24.7	18.2	14.3
	視覚障害	144	32.6	16.7	4.2	24.3	19.4	29.9	20.8	13.9
	聴覚・平衡機能障害	146	19.9	13.7	2.1	23.3	17.1	37.0	16.4	26.0
	内部障害	278	24.5	13.7	3.2	23.4	24.1	38.8	19.4	24.1
	知的障害	231	22.1	15.6	1.7	13.4	23.4	41.6	21.2	8.2
	発達障害	187	36.9	13.4	1.6	22.5	35.3	46.0	24.1	23.0
	精神障害	464	33.6	14.7	3.2	22.6	33.6	42.0	23.7	26.1
	高次脳機能障害	44	13.6	2.3	0.0	18.2	20.5	38.6	25.0	13.6
	難病（特定疾病）	632	31.5	17.6	2.8	29.3	26.3	45.3	28.0	24.7
	その他	35	31.4	5.7	0.0	17.1	22.9	37.1	20.0	11.4

(単位: %)		n	旅行	家でくつろぐ	地域の行事への参加や交流	近所の散歩	その他	特に決まった予定はない	無回答
全体	2,000	16.3	58.5	4.3	36.9	4.5	7.2	8.6	
障害別	肢体不自由	283	10.6	50.9	3.9	33.2	3.2	11.3	15.5
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	6.5	48.1	3.9	33.8	9.1	10.4	19.5
	視覚障害	144	15.3	47.9	6.3	29.2	4.2	7.6	14.6
	聴覚・平衡機能障害	146	15.1	53.4	6.2	28.8	4.1	10.3	13.7
	内部障害	278	13.3	53.2	4.0	36.0	3.6	11.9	10.8
	知的障害	231	13.0	72.3	6.9	36.4	7.4	1.3	5.6
	発達障害	187	16.6	69.5	5.3	39.0	6.4	5.3	2.7
	精神障害	464	13.4	61.9	3.2	36.2	6.7	5.6	5.6
	高次脳機能障害	44	13.6	63.6	2.3	31.8	4.5	4.5	15.9
	難病（特定疾病）	632	20.6	59.2	3.6	38.9	4.0	7.6	8.2
	その他	35	11.4	51.4	5.7	31.4	8.6	11.4	11.4

## ■障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

- ・障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等が提供されること
- ・支え手・受け手の垣根を越えた、地域共生社会の構築に向けた支援体制を整備すること
- ・障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤が整備されること
- ・障害者が安心して地域生活に移行し、定着できる福祉サービスが提供されること
- ・障害福祉サービス等の安定的な質・量が確保されること

## (4) 相談支援と権利擁護について

### ○困った時の相談相手（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、全体としては「家族や親族」が 76.2%と 7 割半ばを超え突出して多く、次いで「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」が 33.9%、「友人・知人」が 24.8%と続いており、それ以外の項目は概ね 1 割以下となっています。一方、「相談する相手がない」は 2.8%となっています。

項目別にみると、精神障害を除く障害で 7 割以上の方が「家族や親族」と答えています。「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」と答えた方では、精神障害が 46.3%と最も多く、次いで難病が 40.7%、発達障害が 39.0%と続きます。「友人・知人」と答えた方では、視覚障害が 28.5%と最も多く、次いで内部障害が 27.3%、難病が 26.9%と続きます。

【図表：困ったときの相談相手（在宅の方）】



## 障害別

	n	家族や親族	近所の人	友人・知人	ピアサポート	職場の上司・同僚	民生委員・児童委員	障害等の当事者会や家族の会	身体障害者相談員・知的障害者相談員	ヘルパー等福祉従事者
(単位：%)										
全体	2,000	76.2	3.3	24.8	0.5	6.6	1.5	1.4	1.3	7.7
障害別	肢体不自由	283	76.3	5.3	22.3	0.4	3.9	2.8	0.4	2.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	79.2	3.9	14.3	1.3	3.9	2.6	0.0	2.6
	視覚障害	144	75.0	4.2	28.5	1.4	6.3	2.8	2.1	2.1
	聴覚・平衡機能障害	146	80.8	6.2	22.6	0.0	3.4	5.5	2.7	2.1
	内部障害	278	77.7	4.3	27.3	0.7	1.8	3.2	0.7	0.0
	知的障害	231	83.5	1.3	10.8	0.0	13.9	0.4	2.6	3.9
	発達障害	187	76.5	2.7	19.3	1.1	17.6	1.6	3.2	2.7
	精神障害	464	65.1	1.1	26.7	0.9	6.7	0.9	1.9	0.2
	高次脳機能障害	44	84.1	0.0	20.5	2.3	6.8	2.3	0.0	4.5
	難病（特定疾病）	632	80.1	3.5	26.9	0.6	6.0	0.3	0.5	0.8
その他		35	57.1	5.7	17.1	0.0	5.7	8.6	0.0	8.6

	n	利用している施設の職員・グループホームの世話人	相談支援事業所等の相談支援専門員	医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）	医療関係の相談窓口（地域包括ケア歯科相談窓口、かかりつけ医・在宅療養相談窓口、患者の声相談窓口等）	障害福祉課・予防対策課	障害福祉課・予防対策課以外の区の窓口	保健サービスセンター	障害者基幹相談支援センター	各地区の生活あんしん拠点（地域生活支援拠点）
(単位：%)										
全体	2,000	11.5	5.1	33.9	5.3	7.0	1.8	3.8	1.3	1.9
障害別	肢体不自由	283	12.7	3.9	31.4	4.6	4.9	1.1	1.4	0.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	27.3	10.4	33.8	5.2	5.2	2.6	2.6	3.9
	視覚障害	144	6.9	2.8	19.4	2.8	9.7	2.1	1.4	2.8
	聴覚・平衡機能障害	146	8.9	4.8	26.7	8.9	8.9	2.7	2.1	1.4
	内部障害	278	4.0	2.9	34.5	7.6	6.1	0.7	0.7	1.1
	知的障害	231	48.9	14.3	16.5	4.3	12.6	4.8	1.7	6.1
	発達障害	187	22.5	13.4	39.0	5.3	12.8	3.7	3.2	4.8
	精神障害	464	12.3	9.3	46.3	5.6	10.1	3.2	9.9	2.4
	高次脳機能障害	44	20.5	9.1	29.5	6.8	11.4	2.3	2.3	2.3
	難病（特定疾病）	632	4.1	2.1	40.7	5.9	3.2	0.5	4.0	0.6
その他		35	11.4	17.1	31.4	5.7	11.4	2.9	5.7	5.7

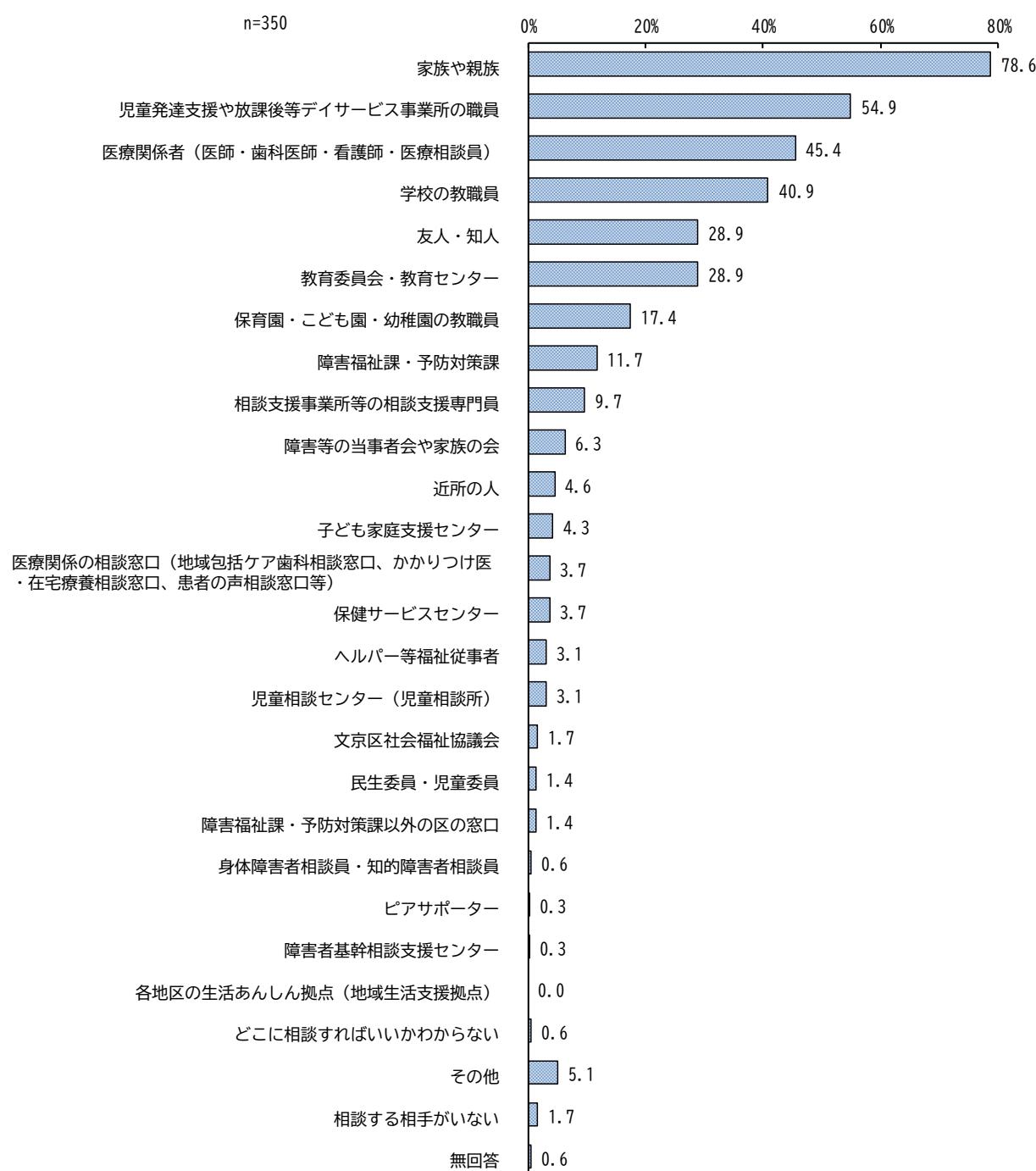
	n	福祉事務所のケースワーカー	障害者就労支援センター	社会福祉協議会	高齢者あんしん相談センター	どこに相談すればいいかわからない	その他	相談する相手がない	無回答
(単位：%)									
全体	2,000	2.2	5.0	1.0	3.7	1.6	4.1	2.8	3.3
障害別	肢体不自由	283	1.8	1.4	0.7	6.4	2.5	5.7	1.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	0.0	1.3	1.3	3.9	2.6	7.8	2.6
	視覚障害	144	0.7	2.8	1.4	4.9	0.7	4.9	4.9
	聴覚・平衡機能障害	146	2.1	4.8	3.4	4.8	2.7	5.5	2.7
	内部障害	278	2.5	1.4	0.7	6.1	0.7	2.9	2.2
	知的障害	231	0.4	10.4	1.7	0.0	1.3	3.5	0.4
	発達障害	187	2.7	21.9	1.6	0.0	1.6	7.0	4.3
	精神障害	464	5.2	10.6	1.7	0.9	1.9	6.3	5.2
	高次脳機能障害	44	0.0	4.5	0.0	4.5	0.0	4.5	0.0
	難病（特定疾病）	632	0.8	0.9	0.6	3.6	1.1	3.0	2.1
その他		35	5.7	8.6	2.9	14.3	0.0	11.4	5.7

### ○困った時の相談相手（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、全体としては「家族や親族」が78.6%と7割半ばを超えて多く、次いで「児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員」が54.9%、「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」が45.4%と続いています。一方、「相談する相手がない」は1.7%となっています。

項目別にみると、精神障害を除く障害で7割以上の方が「家族や親族」と答えています。「児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員」と答えた方では、発達障害が63.8%と最も多く、次いで知的障害が61.4%、音声・言語・そしゃく機能障害が46.2%と続きます。「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」と答えた方では、難病が76.2%と最も多く、次いで内部障害が64.7%、肢体不自由が60.0%と続きます。

【図表：困ったときの相談相手（18歳未満の方）】



## 障害別

	n	家族や親族	近所の人	友人・知人	ピアサポート	学校の教職員	保育園・こども園・幼稚園の教職員	民生委員・児童委員	障害等の当事者会や家族の会	身体障害者相談員・知的障害者相談員
(単位: %)										
全体	350	78.6	4.6	28.9	0.3	40.9	17.4	1.4	6.3	0.6
障害別	肢体不自由	30	86.7	3.3	26.7	0.0	46.7	6.7	0.0	13.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	92.3	3.8	26.9	0.0	46.2	7.7	0.0	19.2
	視覚障害	12	83.3	16.7	33.3	0.0	41.7	8.3	0.0	8.3
	聴覚・平衡機能障害	14	85.7	7.1	7.1	0.0	50.0	14.3	0.0	21.4
	内部障害	17	70.6	0.0	17.6	0.0	23.5	5.9	0.0	17.6
	知的障害	140	77.9	5.0	32.1	0.0	53.6	10.7	0.7	12.1
	発達障害	213	75.6	4.2	25.8	0.5	45.1	15.0	2.3	2.8
	精神障害	3	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0
	難病（特定疾病）	21	90.5	0.0	19.0	0.0	52.4	0.0	0.0	19.0
その他	19	94.7	10.5	47.4	0.0	21.1	47.4	0.0	5.3	0.0

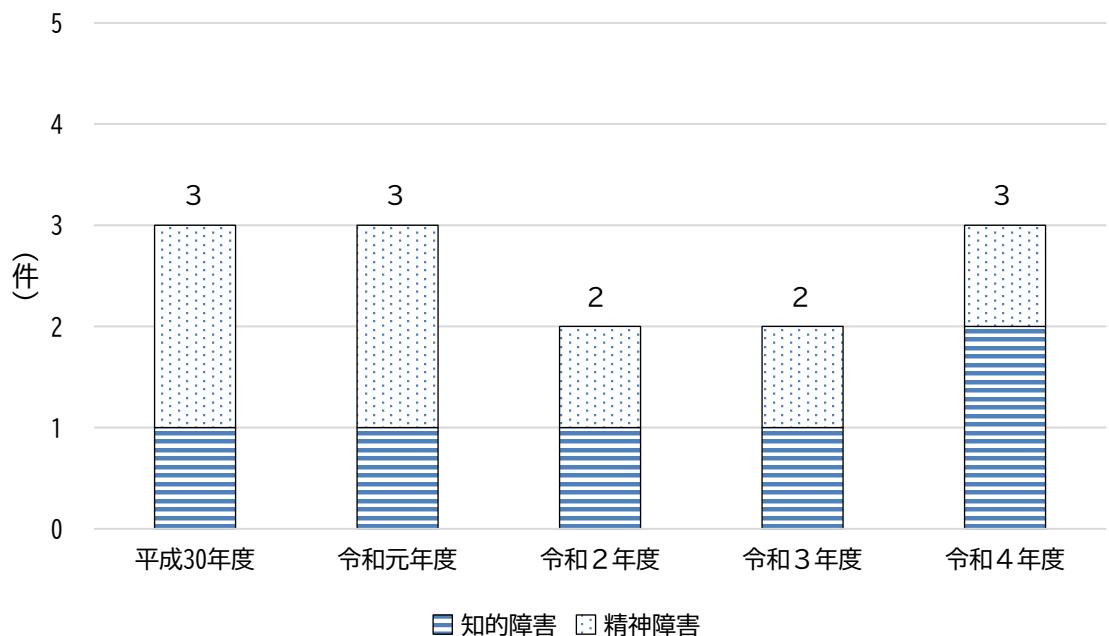
	n	ヘルパー等福祉従事者	児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員	相談支援事業所等の相談支援専門員	医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）	医療関係の相談窓口（地域包括ケア歯科相談窓口、かかりつけ医・在宅療養相談窓口、患者の声相談窓口等）	障害福祉課・予防対策課	障害福祉課・予防対策課以外の区の窓口	保健サービスセンター	障害者基幹相談支援センター
(単位: %)										
全体	350	3.1	54.9	9.7	45.4	3.7	11.7	1.4	3.7	0.3
障害別	肢体不自由	30	16.7	33.3	10.0	60.0	6.7	26.7	3.3	3.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	7.7	46.2	7.7	46.2	0.0	15.4	3.8	3.8
	視覚障害	12	16.7	16.7	8.3	50.0	8.3	25.0	0.0	8.3
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	14.3	7.1	57.1	0.0	14.3	0.0	0.0
	内部障害	17	5.9	5.9	5.9	64.7	17.6	11.8	5.9	5.9
	知的障害	140	5.0	61.4	12.1	50.7	3.6	12.9	2.1	2.9
	発達障害	213	1.4	63.8	11.7	42.7	2.8	10.8	1.9	3.3
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	4.8	42.9	9.5	76.2	0.0	23.8	0.0	0.0
その他	19	5.3	57.9	10.5	52.6	5.3	10.5	0.0	5.3	0.0

	n	各地区の生活あんしん拠点（地域生活支援拠点）	子ども家庭支援センター	教育委員会・教育センター	児童相談センター（児童相談所）	文京区社会福祉協議会	どこに相談すればいいかわからない	その他	相談する相手がない	無回答
(単位: %)										
全体	350	0.0	4.3	28.9	3.1	1.7	0.6	5.1	1.7	0.6
障害別	肢体不自由	30	0.0	0.0	6.7	3.3	0.0	0.0	6.7	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	0.0	7.7	15.4	0.0	0.0	0.0	11.5	0.0
	視覚障害	12	0.0	8.3	33.3	8.3	0.0	0.0	16.7	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
	内部障害	17	0.0	0.0	17.6	5.9	0.0	0.0	0.0	11.8
	知的障害	140	0.0	2.1	18.6	2.1	2.1	0.7	5.7	4.3
	発達障害	213	0.0	5.6	34.3	3.8	2.3	0.9	5.6	0.5
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	0.0	0.0	19.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0
その他	19	0.0	0.0	36.8	5.3	5.3	0.0	5.3	0.0	0.0

### ○法人後見受任件数の推移

社会福祉協議会が受任している法人後見受任件数は、令和4年度が3件となっており、4年前の平成30年度と同じ件数となっています。受任件数は平成30年から令和4年度にかけて、2~3件で推移しています。

【図表：法人後見受任件数の推移】



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害	2	2	1	1	1
知的障害	1	1	1	1	2
合計	3	3	2	2	3

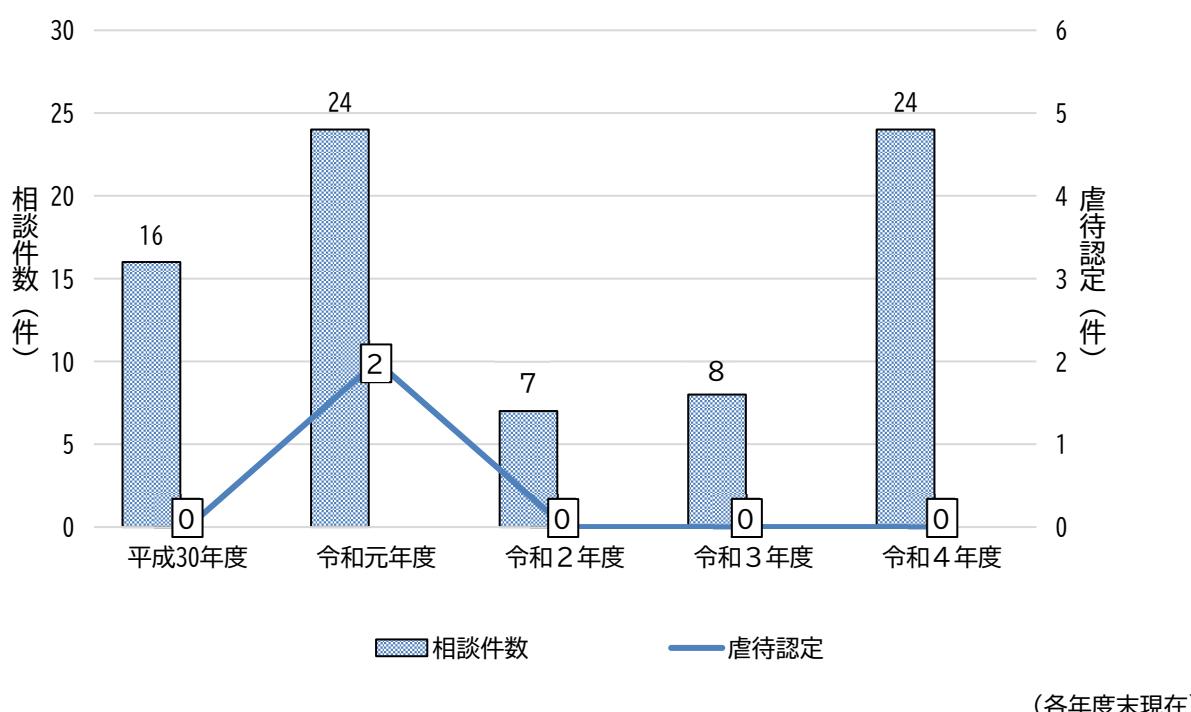
(各年度末現在に社会福祉協議会が受任している件数)

### ○障害者虐待防止センター相談件数の推移

障害者虐待防止センター相談件数は、令和2年度には7件まで減少しましたが、その後は増加が続き、令和4年度は24件となっています。虐待認定件数は、0～2件程度で推移しています。

なお、障害者虐待防止センターでは、虐待の通報や届出、相談を受けて事実確認を行い、虐待に該当する場合、虐待認定を行っています。

【図：障害者虐待防止センター相談件数の推移】



#### ■相談支援と権利擁護における課題

- ・各相談機関の連携など、総合的、専門的、長期的な相談・支援体制が構築されること
- ・障害者や家族同士の情報交換・交流の場づくりが進められること
- ・虐待を地域で防止するためのネットワークづくりが進められること
- ・障害者が安心して暮らしていくための、権利擁護や成年後見制度等のさらなる普及啓発を行うこと
- ・障害者差別解消に向けた取組が推進されること

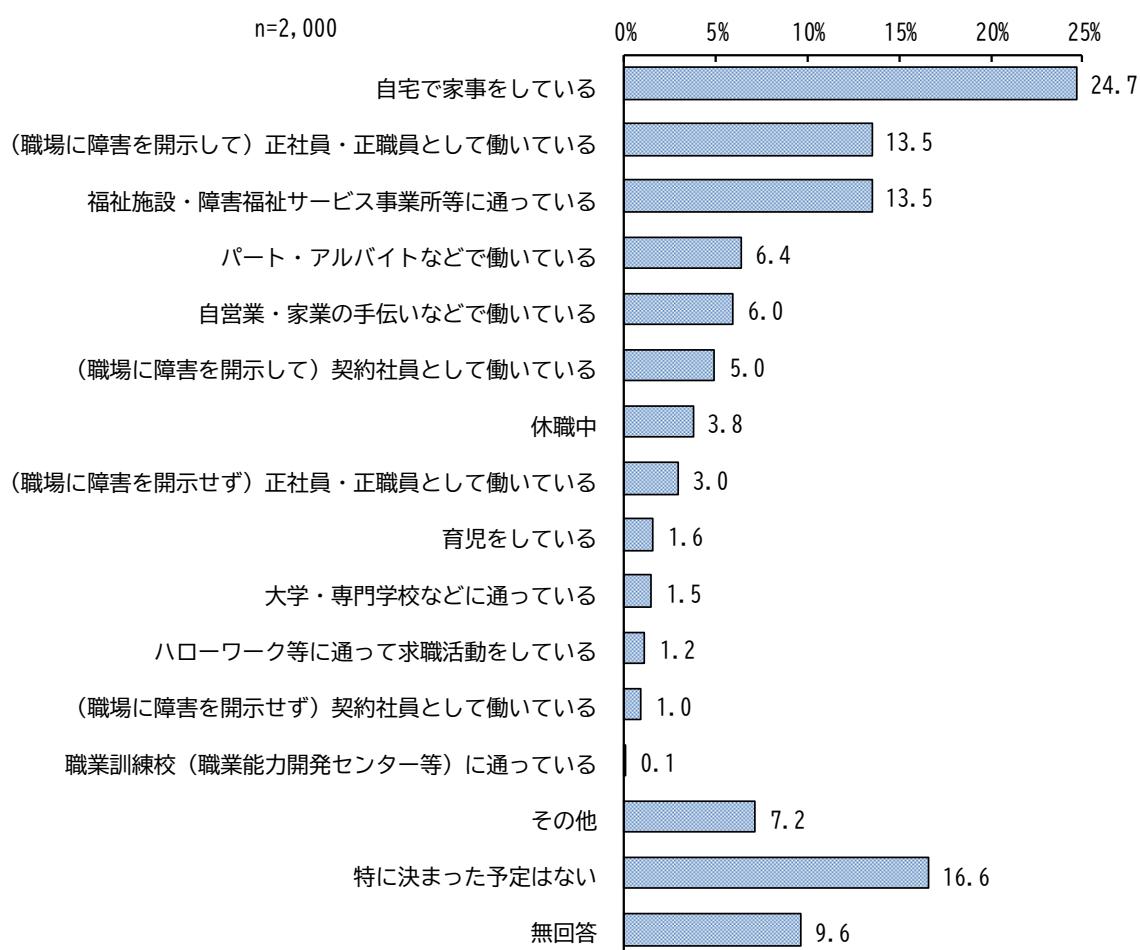
## (5) 障害者の就労について

### ○平日の日中の過ごし方（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に平日の日中の過ごし方をお聞きしたところ、全体としては「自宅で家事をしている」が24.7%と最も多く、次いで「(職場に障害を開示して) 正社員・正職員として働いている」が13.5%、「福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている」が13.5%と続きます。

項目別にみると、「自宅で家事をしている」と答えた方では、難病（特定疾病）が31.0%と最も多く、次いで精神障害が27.6%、内部障害が24.8%と続きます。「(職場に障害を開示して) 正社員・正職員として働いている」と答えた方では、難病（特定疾病）が18.7%と最も多く、発達障害が16.0%と続きます。「福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている」と答えた方では、知的障害が55.8%と最も多く、次いで発達障害が28.9%、高次脳機能障害が22.7%と続きます。

【図表：平日の日中の過ごし方（在宅の方）】



## 年代別・障害別

		n	(職場に障害を開示して)正社員・正職員として働いている	(職場に障害を開示せず)正社員・正職員として働いている	(職場に障害を開示して)契約社員として働いている	(職場に障害を開示せず)契約社員として働いている	パート・アルバイトなどで働いている	自営業・家業の手伝いなどで働いている	福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている	大学・専門学校などに通っている
(単位: %)										
全体		2,000	13.5	3.0	5.0	1.0	6.4	6.0	13.5	1.5
年代別	18歳以上 40歳未満	393	23.9	5.9	10.7	1.5	7.9	3.8	26.5	6.1
	40歳以上 65歳未満	752	20.6	4.1	6.3	1.3	9.6	6.5	13.7	0.5
	65歳以上 75歳未満	297	4.0	0.7	2.0	0.7	6.1	9.8	7.4	0.7
	75歳以上	499	0.8	0.4	0.0	0.0	0.8	4.8	5.6	0.0
障害別	肢体不自由	283	10.6	0.0	2.8	0.4	1.4	4.9	12.4	0.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	3.9	0.0	2.6	0.0	1.3	0.0	20.8	1.3
	視覚障害	144	15.3	1.4	2.1	0.7	3.5	6.9	9.0	2.8
	聴覚・平衡機能障害	146	13.0	0.7	4.8	0.7	4.1	5.5	6.8	0.7
	内部障害	278	10.8	2.2	2.5	0.7	5.4	8.3	5.0	1.8
	知的障害	231	8.2	0.4	11.7	0.4	3.5	0.9	55.8	0.0
	発達障害	187	16.0	4.3	15.0	1.1	8.6	1.6	28.9	3.2
	精神障害	464	9.3	3.4	6.9	1.7	9.5	5.8	16.6	1.3
	高次脳機能障害	44	11.4	0.0	4.5	0.0	0.0	4.5	22.7	0.0
	難病（特定疾病）	632	18.7	4.3	2.5	0.9	7.3	8.4	4.1	1.4
	その他	35	8.6	5.7	8.6	0.0	2.9	5.7	20.0	0.0

		n	職業訓練校（職業能力開発センター等）に通っている	ハローワーク等に通って求職活動をしている	自宅で家事をしている	育児をしている	休職中	その他	特に決まった予定はない	無回答
(単位: %)										
全体		2,000	0.1	1.2	24.7	1.6	3.8	7.2	16.6	9.6
年代別	18歳以上 40歳未満	393	0.5	1.5	9.9	2.8	3.6	6.6	5.6	2.8
	40歳以上 65歳未満	752	0.0	1.7	26.1	2.5	5.9	6.1	9.6	4.9
	65歳以上 75歳未満	297	0.0	1.0	37.7	0.7	3.7	7.4	21.2	9.1
	75歳以上	499	0.0	0.2	26.3	0.0	1.0	9.4	32.9	21.8
障害別	肢体不自由	283	0.0	0.4	23.7	0.4	3.2	8.5	26.1	12.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	0.0	0.0	18.2	0.0	2.6	16.9	23.4	15.6
	視覚障害	144	0.7	0.0	18.8	2.1	1.4	11.8	25.7	11.8
	聴覚・平衡機能障害	146	0.0	1.4	24.0	0.7	0.0	10.3	26.0	10.3
	内部障害	278	0.0	0.7	24.8	0.4	4.0	9.0	24.5	10.8
	知的障害	231	0.4	0.4	5.6	0.4	0.4	4.3	4.3	8.7
	発達障害	187	0.0	3.7	10.7	0.5	4.3	6.4	8.0	4.3
	精神障害	464	0.0	2.4	27.6	1.1	8.6	8.6	15.1	5.6
	高次脳機能障害	44	0.0	2.3	11.4	2.3	2.3	11.4	31.8	11.4
	難病（特定疾病）	632	0.0	0.6	31.0	3.5	3.0	6.2	14.6	10.3
	その他	35	0.0	0.0	11.4	0.0	8.6	22.9	20.0	11.4

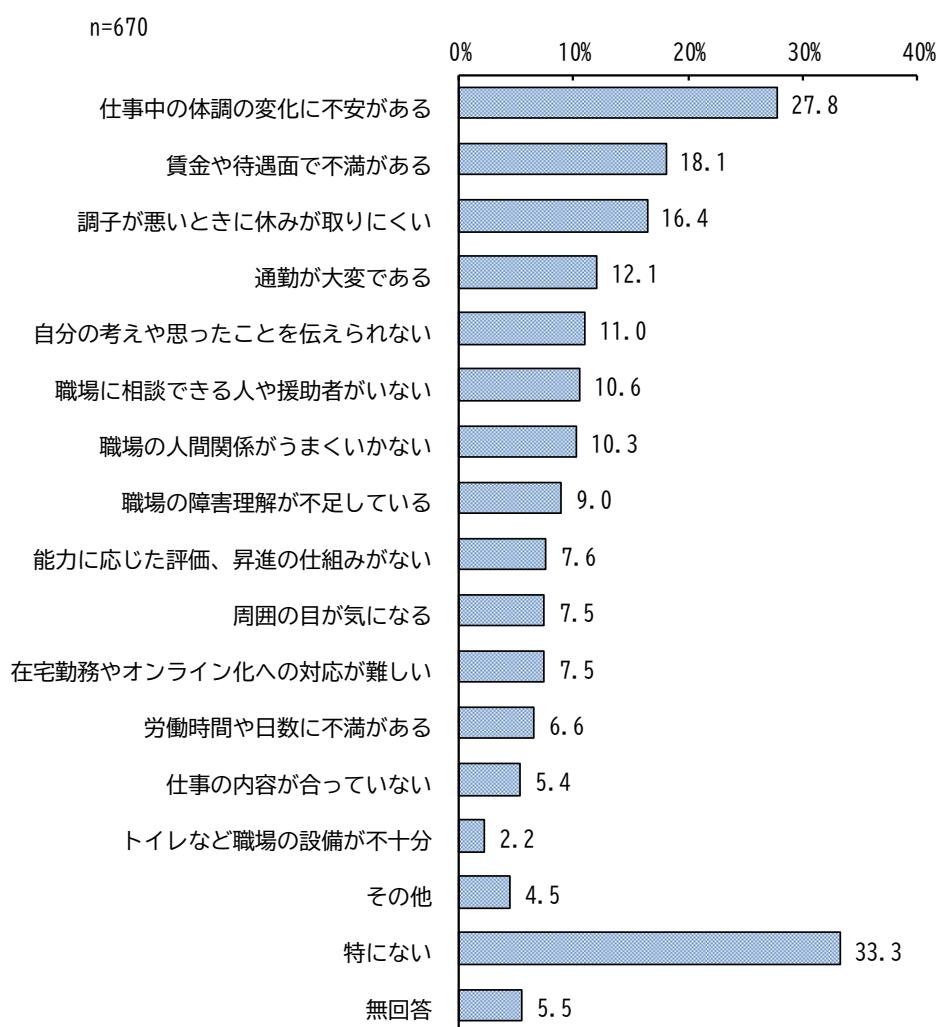
## ○仕事での困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に仕事での困りごとをお聞きしたところ、全体としては「仕事中の体調の変化に不安がある」が27.8%と3割近くで最も多い、次いで「賃金や待遇面で不満がある」が18.1%、「調子が悪いときに休みが取りにくい」が16.4%と続きます。一方、「特にない」は33.3%と3割近くとなっています。

項目別にみると、「仕事中の体調の変化に不安がある」と答えた方では、その他を除くと音声・言語・そしゃく機能障害が50.0%と最も多く、次いで精神障害が40.1%、難病が36.3%と続きます。

「賃金や待遇面で不満がある」と答えた方では、高次脳機能障害が44.4%と最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害が32.5%と続きます。「調子が悪いときに休みがとりにくい」と答えた方では、その他を除くと難病が23.8%と最も多く、内部障害が18.8%と続きます。

【図表：仕事で困っていること（在宅の方）】



## 障害別

(単位: %)		n	賃金や待遇面で不満がある	仕事中の体調の変化に不安がある	調子が悪いときに休みが取りにくい	労働時間や日数に不満がある	通勤が大変である	職場の人間関係がうまくいかない	職場に相談できる人や援助者がいない	職場の障害理解が不足している	トイレなど職場の設備が不十分
全体	670	18.1	27.8	16.4	6.6	12.1	10.3	10.6	9.0	2.2	
障害別	肢体不自由	57	12.3	28.1	14.0	10.5	26.3	7.0	8.8	5.3	3.5
	音声・言語・そしゃく機能障害	6	16.7	50.0	0.0	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
	視覚障害	42	11.9	11.9	7.1	4.8	23.8	2.4	9.5	9.5	7.1
	聴覚・平衡機能障害	40	32.5	7.5	10.0	5.0	5.0	5.0	10.0	22.5	2.5
	内部障害	80	18.8	33.8	18.8	5.0	8.8	6.3	13.8	5.0	2.5
	知的障害	57	8.8	8.8	0.0	0.0	12.3	14.0	5.3	3.5	1.8
	発達障害	83	22.9	25.3	14.5	8.4	13.3	27.7	18.1	19.3	1.2
	精神障害	162	32.1	40.1	18.5	11.1	13.6	19.8	19.1	16.7	2.5
	高次脳機能障害	9	44.4	22.2	11.1	0.0	44.4	0.0	0.0	22.2	0.0
	難病（特定疾病）	256	14.1	36.3	23.8	5.1	12.1	2.7	8.6	4.7	3.1
	その他	11	27.3	36.4	36.4	9.1	9.1	27.3	18.2	36.4	9.1

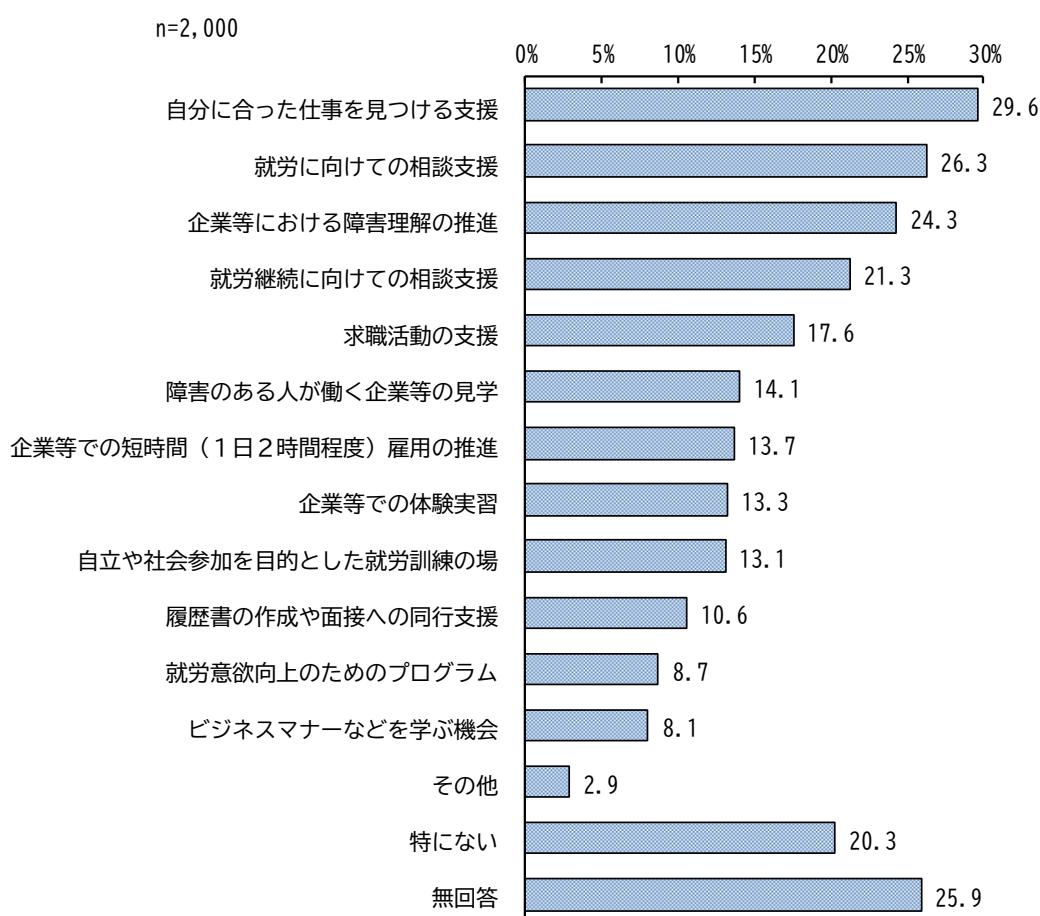
(単位: %)		n	周囲の目が気になる	自分の考えや思ったことを伝えられない	能力に応じた評価、昇進の仕組みがない	仕事の内容が合っていない	在宅勤務やオンライン化への対応が難しい	その他	特にない	無回答
全体	670	7.5	11.0	7.6	5.4	7.5	4.5	33.3	5.5	
障害別	肢体不自由	57	3.5	5.3	3.5	5.3	10.5	1.8	33.3	7.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	6	0.0	33.3	0.0	16.7	16.7	0.0	33.3	16.7
	視覚障害	42	11.9	9.5	2.4	2.4	7.1	2.4	42.9	7.1
	聴覚・平衡機能障害	40	2.5	7.5	10.0	2.5	12.5	2.5	35.0	7.5
	内部障害	80	2.5	5.0	5.0	3.8	3.8	2.5	41.3	7.5
	知的障害	57	12.3	22.8	3.5	3.5	8.8	1.8	45.6	5.3
	発達障害	83	18.1	39.8	7.2	15.7	18.1	7.2	25.3	1.2
	精神障害	162	10.5	17.3	16.7	9.9	9.3	6.2	21.6	6.8
	高次脳機能障害	9	0.0	11.1	22.2	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0
	難病（特定疾病）	256	4.3	3.1	3.5	3.1	6.6	3.9	32.0	3.9
	その他	11	27.3	18.2	0.0	9.1	18.2	9.1	36.4	9.1

### ○就労のために希望する支援（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に就労のために希望する支援をお聞きしたところ、全体としては「自分に合った仕事を見つける支援」が29.6%と最も多く、次いで「就労に向けての相談支援」が26.3%、「企業等における障害理解の推進」が24.3%と続きます。一方、「特ない」は20.3%と2割を超えていました。

項目別にみると、「自分に合った仕事を見つける支援」と答えた方では、発達障害が51.3%と最も多く、次いで精神障害が42.7%、知的障害が41.1%と続きます。「就労に向けての相談支援」と答えた方では、発達障害が49.2%と最も多く、次いで精神障害が37.9%、知的障害が32.5%と続きます。「企業等における障害理解の推進」と答えた方では、発達障害が49.2%と最も多く、次いで知的障害が36.8%、精神障害が34.3%と続きます。

【図表：就労のために希望する支援（在宅の方）】



## 障害別

(単位：%)	n	就労に向けての相談支援	就労継続に向けての相談支援	障害のある人が働く企業等の見学	企業等での体験実習	自立や社会参加を目的とした就労訓練の場	就労意欲向上のためのプログラム	求職活動の支援	自分に合った仕事を見つける支援
全体	2,000	26.3	21.3	14.1	13.3	13.1	8.7	17.6	29.6
障害別	肢体不自由	283	21.6	15.9	9.5	7.4	11.0	3.9	12.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	14.3	9.1	7.8	9.1	10.4	6.5	11.7
	視覚障害	144	22.9	19.4	13.9	11.1	12.5	9.7	16.7
	聴覚・平衡機能障害	146	17.8	13.7	13.7	11.6	10.3	6.8	11.0
	内部障害	278	18.7	12.2	10.1	8.3	7.6	5.8	13.7
	知的障害	231	32.5	33.3	22.9	26.4	20.3	13.9	19.5
	発達障害	187	49.2	50.3	32.6	35.8	29.9	20.3	34.2
	精神障害	464	37.9	34.1	20.3	18.1	14.9	14.2	25.4
	高次脳機能障害	44	18.2	18.2	20.5	20.5	15.9	9.1	27.3
	難病（特定疾病）	632	23.1	15.3	9.2	9.7	12.2	5.5	16.5
	その他	35	14.3	20.0	17.1	22.9	14.3	11.4	22.9

(単位：%)	n	ビジネスマナーなどを学ぶ機会	履歴書の作成や面接への同行支援	企業等での短時間（1日2時間程度）雇用の推進	企業等における障害理解の推進	その他	特にない	無回答
全体	2,000	8.1	10.6	13.7	24.3	2.9	20.3	25.9
障害別	肢体不自由	283	3.9	4.9	8.8	16.6	3.5	23.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	3.9	5.2	10.4	20.8	2.6	23.4
	視覚障害	144	11.1	11.1	8.3	25.7	0.7	22.2
	聴覚・平衡機能障害	146	2.7	4.8	11.6	19.2	1.4	20.5
	内部障害	278	5.4	5.0	11.5	15.1	2.5	28.4
	知的障害	231	10.0	16.0	16.5	36.8	0.9	13.9
	発達障害	187	22.5	27.8	24.6	49.2	4.3	10.2
	精神障害	464	12.3	19.4	21.6	34.3	6.9	14.0
	高次脳機能障害	44	2.3	11.4	18.2	34.1	4.5	29.5
	難病（特定疾病）	632	6.2	6.2	11.6	18.7	1.7	22.0
	その他	35	17.1	11.4	11.4	28.6	2.9	37.1

## ■障害者の就労における課題

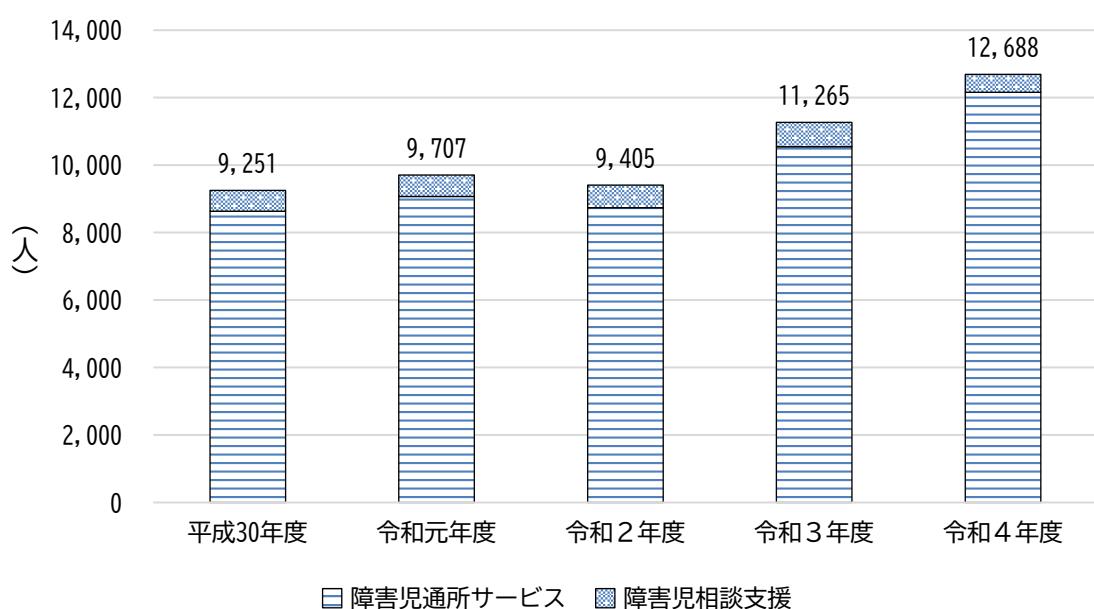
- ・本人や家族、職場に対する専門性の高い相談・支援が行われること
- ・多様な障害の特性や個性に合わせた就業形態・就労機会が拡大されること
- ・障害者雇用に対する企業（働く現場の人）の理解と体制の整備が進むこと
- ・就労の促進及び継続・定着を支援するための方策を打ち出すこと
- ・福祉的就労における作業内容の充実と工賃をアップさせる取組が推進されること

## (6) 子どもの育ち及び家庭への支援について

### ○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数

児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の利用者は、令和4年度末現在 12,688 人で、4年前の平成30年度と比較すると、1.37倍に増加しています。サービス別では、障害児通所サービスが12,161人、障害児相談支援が527人となっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数】



単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児 通所サービス	8,635	9,071	8,738	10,544	12,161
障害児 相談支援	616	636	667	721	527
合 計	9,251	9,707	9,405	11,265	12,688

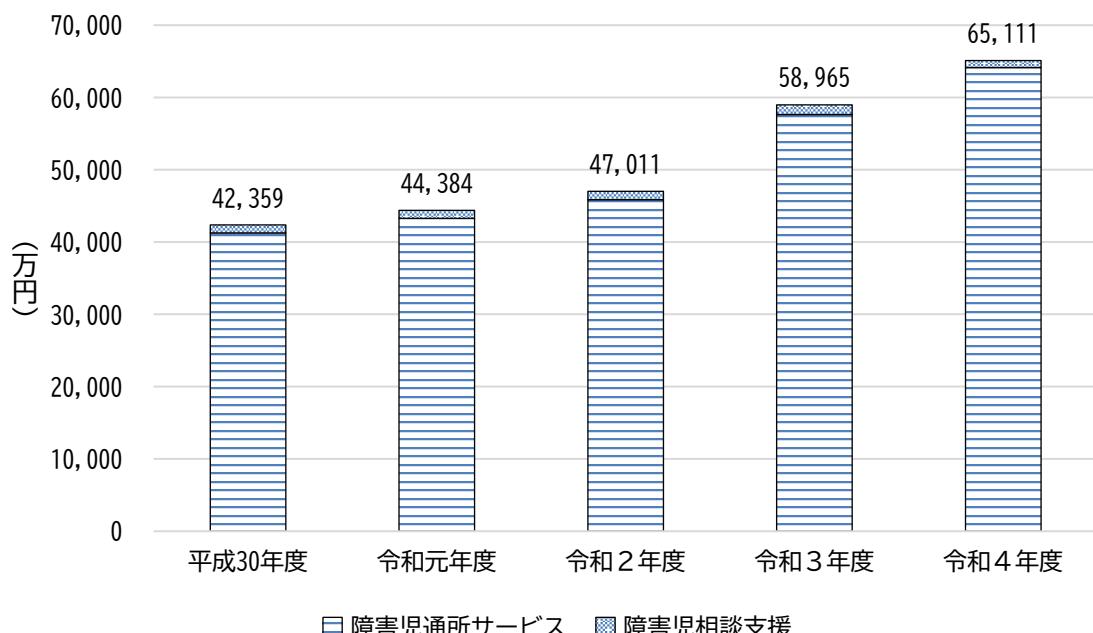
(各年度末現在)

### ○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額

令和4年度における児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額は、4年前の平成30年度と比較すると1.54倍に増加しており、給付額は6億5千万円を超えております。サービス別では、障害児通所サービスが6億4,122万円、障害児相談支援が989万円となっています。

平成30年度と令和4年度とを比較すると、障害児通所サービスが55.4%の増加、障害児相談支援が9.8%の減少となっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額】



単位：万円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児 通所サービス	41,263	43,275	45,860	57,640	64,122
障害児 相談支援	1,097	1,109	1,151	1,325	989
合 計	42,359	44,384	47,011	58,965	65,111

※端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

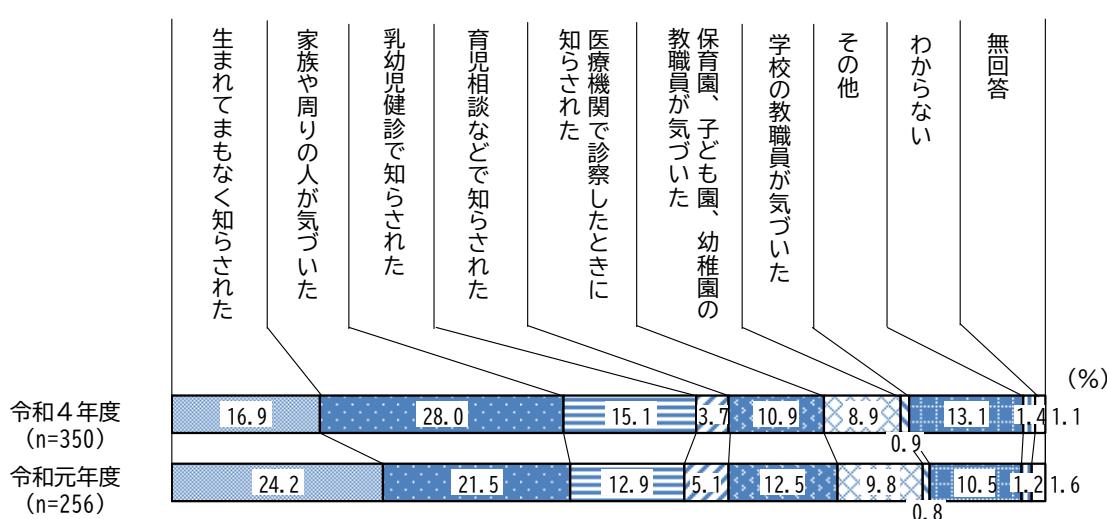
(各年度末現在)

### ○障害に気づいた状況（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方の保護者の方に障害に気づいた状況をお聞きしたところ、全体としては「家族や周りの人が気づいた」が28.0%と最も多い、次いで「生まれてまもなく知らされた」が16.9%、「乳幼児健診で知らされた」が15.1%と続きます。

項目別にみると、「家族や周りの人が気づいた」と答えた方では、発達障害が33.8%と最も多い、次いで精神障害が33.3%と続きます。「生まれてまもなく知らされた」と答えた方では、聴覚・平衡機能障害が71.4%と最も多い、次いで視覚障害が50.0%、内部障害が41.2%と続きます。「乳幼児健診で知らされた」と答えた方では、難病（特定疾病）が23.8%と最も多い、次いで知的障害が17.9%、発達障害が17.4%と続きます。

【図表：障害に気づいた状況（18歳未満の方）】



## 障害別

(単位：%)	n	生まれてまもなく知られた	家族や周りの人が気づいた	乳幼児健診で知られた	育児相談などで知られた	医療機関で診察したときに知られた
全体	350	16.9	28.0	15.1	3.7	10.9
障害別	肢体不自由	30	33.3	16.7	16.7	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	38.5	26.9	7.7	0.0
	視覚障害	12	50.0	25.0	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	71.4	0.0	7.1	0.0
	内部障害	17	41.2	0.0	5.9	0.0
	知的障害	140	27.1	19.3	17.9	2.9
	発達障害	213	4.7	33.8	17.4	4.7
	精神障害	3	0.0	33.3	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	0.0	50.0
	難病（特定疾病）	21	33.3	9.5	23.8	0.0
	その他	19	10.5	26.3	10.5	0.0

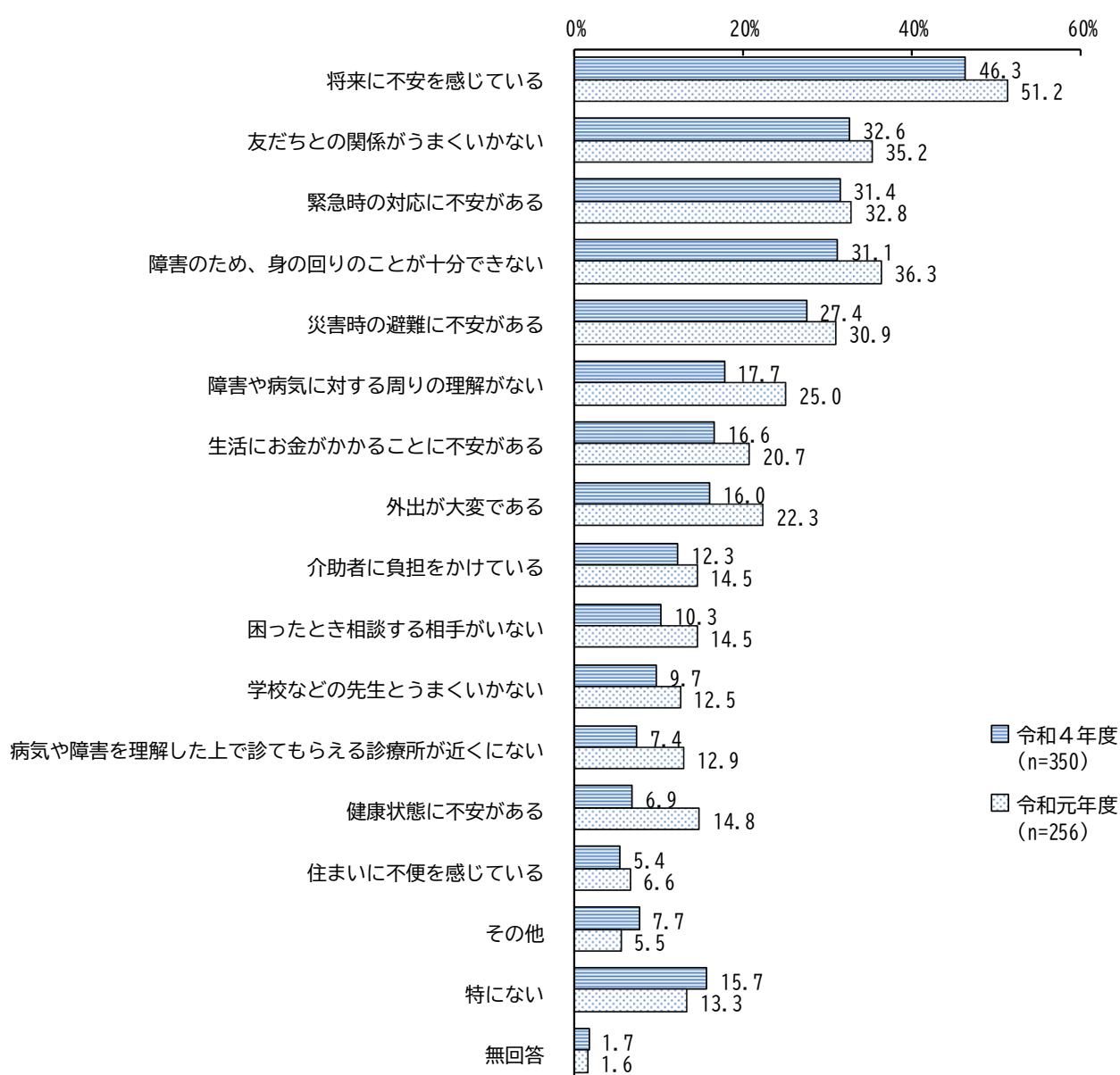
(単位：%)	n	保育園、子ども園、幼稚園の教職員が気づいた	学校の教職員が気づいた	その他	わからない	無回答
全体	350	8.9	0.9	13.1	1.4	1.1
障害別	肢体不自由	30	0.0	0.0	16.7	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	0.0	0.0	19.2	0.0
	視覚障害	12	0.0	0.0	8.3	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	0.0	0.0	7.1	0.0
	内部障害	17	0.0	0.0	29.4	0.0
	知的障害	140	4.3	0.7	13.6	0.7
	発達障害	213	12.2	1.4	12.7	1.4
	精神障害	3	33.3	0.0	33.3	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	50.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	0.0	0.0	14.3	0.0
	その他	19	10.5	0.0	31.6	0.0

## ○日常生活で困っていること（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に日常生活で困っていることをお聞きしたところ、全体としては「将来に不安を感じている」が46.3%と最も多く、次いで「友だちとの関係がうまくいかない」が32.6%、「緊急時の対応に不安がある」が31.4%と続きます。一方、「特はない」は15.7%となっています。

項目別にみると、「将来に不安を感じている」と答えた方では、精神障害が100%と最も多く、次いで肢体不自由が63.3%、難病が61.9%と続きます。「友だちとの関係がうまくいかない」と答えた方では、精神障害が66.7%と最も多く、次いで発達障害が44.1%、知的障害が27.1%と続きます。「緊急時の対応に不安がある」と答えた方では、音声・言語・そしゃく機能障害が61.5%と最も多く、次いで肢体不自由が53.3%、知的障害と高次脳機能障害が50.0%と続きます。

【図表：日常生活で困っていること（18歳未満の方）】



## 障害別

		n	健康状態に不安がある	障害のため、身の回りのことが十分できない	介助者に負担をかけている	外出が大変である	住まいに不便を感じている	災害時の避難に不安がある	緊急時の対応に不安がある	学校などの先生とうまくいかない	友だちとの関係がうまくいかない
(単位：%)											
全体	350	6.9	31.1	12.3	16.0	5.4	27.4	31.4	9.7	32.6	
障害別	肢体不自由	30	23.3	70.0	40.0	50.0	20.0	56.7	53.3	10.0	6.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	23.1	57.7	30.8	34.6	11.5	61.5	61.5	7.7	15.4
	視覚障害	12	25.0	33.3	41.7	41.7	25.0	66.7	33.3	8.3	16.7
	聴覚・平衡機能障害	14	0.0	35.7	7.1	7.1	7.1	42.9	35.7	0.0	0.0
	内部障害	17	29.4	17.6	5.9	17.6	5.9	23.5	17.6	0.0	5.9
	知的障害	140	7.9	48.6	20.0	24.3	7.1	43.6	50.0	9.3	27.1
	発達障害	213	3.8	28.6	11.7	14.1	4.2	24.9	30.0	13.1	44.1
	精神障害	3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	66.7
	高次脳機能障害	2	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	14.3	52.4	28.6	33.3	14.3	52.4	42.9	9.5	4.8
その他		19	0.0	42.1	5.3	10.5	5.3	10.5	21.1	10.5	47.4

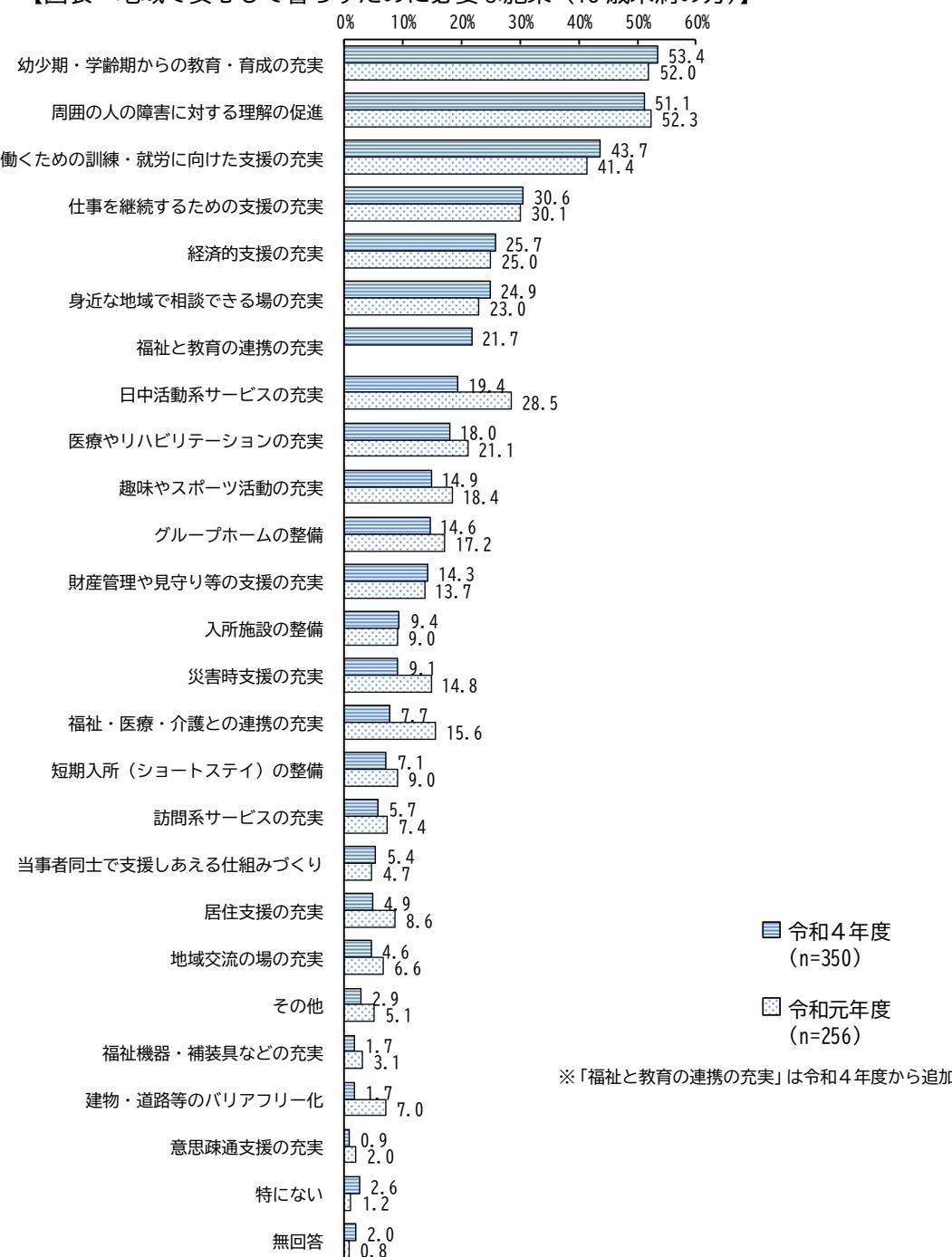
		n	障害や病気に対する周りの理解がない	困ったとき相談する相手がない	病気や障害を理解した上で診てもらえる診療所が近くにない	生活にお金がかかることに不安がある	将来に不安を感じている	その他	特がない	無回答
(単位：%)										
全体	350	17.7	10.3	7.4	16.6	46.3	7.7	15.7	1.7	
障害別	肢体不自由	30	16.7	10.0	13.3	36.7	63.3	3.3	6.7	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	11.5	7.7	19.2	15.4	57.7	0.0	3.8	0.0
	視覚障害	12	16.7	16.7	16.7	33.3	58.3	16.7	8.3	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	21.4	0.0	0.0	14.3	57.1	0.0	14.3	0.0
	内部障害	17	23.5	0.0	5.9	17.6	35.3	17.6	17.6	5.9
	知的障害	140	18.6	16.4	12.9	19.3	51.4	7.9	10.0	1.4
	発達障害	213	21.1	12.2	8.9	15.5	49.3	8.5	14.6	1.4
	精神障害	3	33.3	33.3	0.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	14.3	9.5	9.5	23.8	61.9	4.8	9.5	0.0
その他		19	21.1	10.5	5.3	26.3	47.4	10.5	10.5	5.3

## ○地域で安心して暮らすために必要な施策（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」が53.4%と最も多く、次いで「周囲の人の障害に対する理解の促進」が51.1%、「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」が43.7%と続きます。

項目別にみると、「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」と答えた方では、その他を除くと、発達障害が60.6%と最も多く、知的障害が45.0%と続きます。「周囲の人の障害に対する理解の促進」と答えた方では、高次脳機能障害が100%と最も多く、次いで精神障害が66.7%、聴覚・平衡機能障害が64.3%と続きます。「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」と答えた方では、精神障害が66.7%と最も多く、次いで発達障害が47.9%、知的障害が47.1%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策（18歳未満の方）】



## 障害別

(単位: %)	n	周囲の人 の障害に 対する理 解の促進	医療やリ ハビリテ ーションの充 実	幼少期・ 学齢期か らの教 育・育成 の充実	働くため の訓練・ 就労に向 けた支援 の充実	仕事を継 続するた めの支援 の充実	身近な地 域で相談 できる場 の充実	訪問系サ ービスの充 実	日中活動 系サービ スの充実	短期入所 (ショ ートステ イ)の整 備
全体	350	51.1	18.0	53.4	43.7	30.6	24.9	5.7	19.4	7.1
障 害 別	肢体不自由	30	36.7	46.7	26.7	30.0	16.7	13.3	23.3	23.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	42.3	30.8	30.8	38.5	26.9	26.9	23.1	23.1
	視覚障害	12	33.3	16.7	25.0	33.3	33.3	8.3	8.3	16.7
	聴覚・平衡機能障害	14	64.3	28.6	42.9	21.4	35.7	14.3	0.0	14.3
	内部障害	17	47.1	35.3	23.5	29.4	29.4	5.9	11.8	5.9
	知的障害	140	47.9	17.1	45.0	47.1	30.7	17.9	11.4	33.6
	発達障害	213	51.2	14.1	60.6	47.9	33.3	26.8	2.8	16.9
	精神障害	3	66.7	33.3	33.3	66.7	66.7	66.7	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	難病(特定疾病)	21	38.1	23.8	38.1	42.9	23.8	4.8	23.8	57.1
	その他	19	36.8	10.5	68.4	47.4	15.8	47.4	0.0	10.5

(単位: %)	n	意思疎通 支援の充 実	福祉機 器・補装 具などの 充実	グループ ホームの 整備	入所施設 の整備	居住支援 の充実	建物・道 路等のバ リアフリ ー化	当事者同 士で支援 しあえる 仕組みづ くり	趣味やス ポーツ活 動の充実	財産管理 や見守り 等の支援 の充実	
障 害 別	全体	350	0.9	1.7	14.6	9.4	4.9	1.7	5.4	14.9	14.3
	肢体不自由	30	0.0	10.0	30.0	30.0	10.0	6.7	6.7	6.7	20.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	3.8	7.7	30.8	23.1	7.7	0.0	3.8	11.5	19.2
	視覚障害	12	0.0	8.3	16.7	16.7	8.3	8.3	8.3	25.0	25.0
	聴覚・平衡機能障害	14	14.3	0.0	7.1	7.1	7.1	0.0	0.0	21.4	7.1
	内部障害	17	0.0	0.0	11.8	0.0	0.0	5.9	5.9	11.8	11.8
	知的障害	140	0.7	1.4	33.6	18.6	7.9	1.4	6.4	20.7	23.6
	発達障害	213	0.9	0.9	13.1	8.0	5.2	0.0	5.6	13.6	15.0
	精神障害	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病(特定疾病)	21	0.0	4.8	33.3	19.0	9.5	4.8	0.0	0.0	23.8
	その他	19	0.0	0.0	5.3	0.0	5.3	5.3	10.5	21.1	10.5

(単位: %)	n	経済的支 援の充実	災害時支 援の充実	地域交流 の場の充 実	福祉・医 療・介護 との連携 の充実	福祉と教 育の連携 の充実	その他	特にない	無回答	
障 害 別	全体	350	25.7	9.1	4.6	7.7	21.7	2.9	2.6	2.0
	肢体不自由	30	30.0	10.0	6.7	23.3	3.3	0.0	0.0	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	15.4	7.7	15.4	15.4	15.4	0.0	0.0	0.0
	視覚障害	12	41.7	25.0	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	14.3	21.4	7.1	28.6	35.7	7.1	0.0	0.0
	内部障害	17	29.4	11.8	0.0	11.8	23.5	0.0	11.8	0.0
	知的障害	140	25.7	12.1	7.1	10.7	17.9	1.4	0.0	1.4
	発達障害	213	23.0	8.0	4.2	6.1	23.9	3.8	1.9	3.3
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病(特定疾病)	21	33.3	14.3	4.8	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0
	その他	19	26.3	5.3	10.5	5.3	31.6	5.3	0.0	0.0

## ■子どもの育ち及び家庭への支援における課題

- ・子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図ること
- ・子どもの成長段階に応じた適切な支援・情報が提供されること
- ・関係機関との連携を強化した、切れ目のない継続した支援が受けられること
- ・障害の有無にかかわらず、ともに地域で育ちあう環境づくりが進むこと
- ・障害のある子どもの居場所対策が推進されること
- ・医療的ケア児への支援体制を強化すること

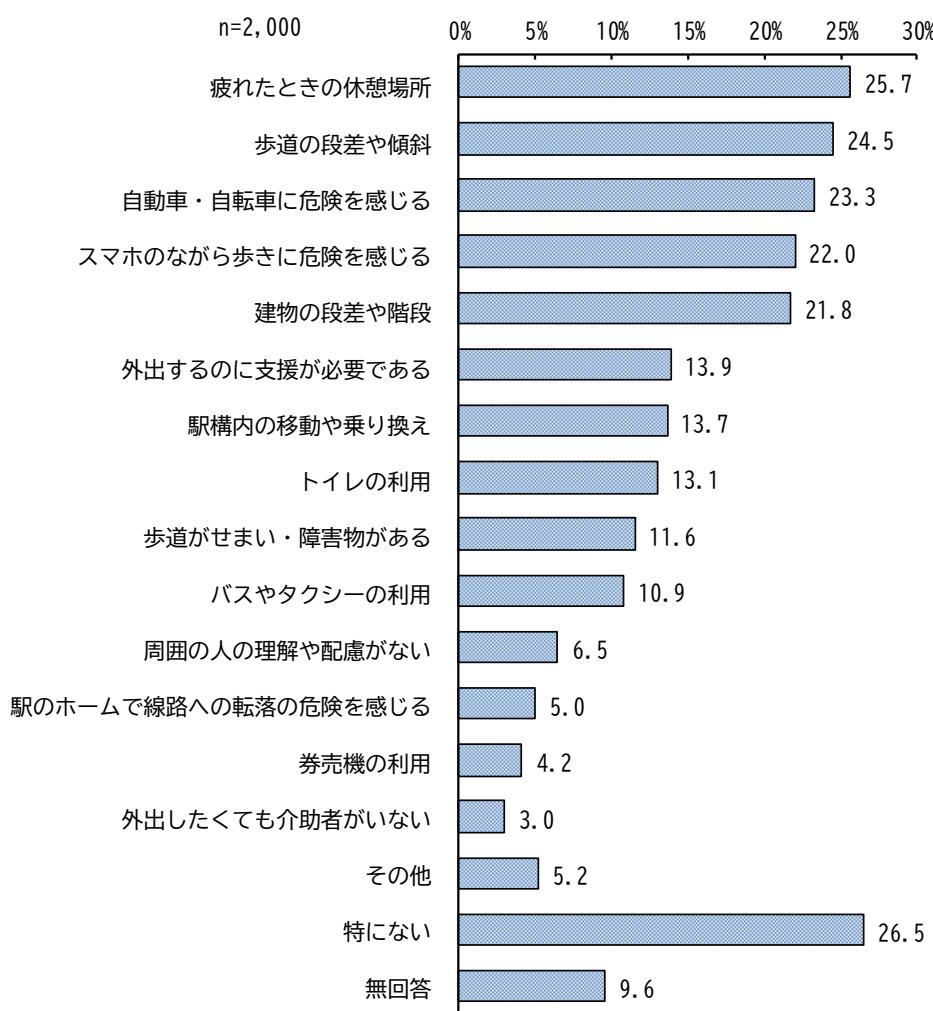
## (7) バリアフリー（ソフト・ハード）の推進について

### ○外出時の困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「疲れたときの休憩場所」が25.7%と2割半ばを超えて最も多く、次いで「歩道の段差や傾斜」が24.5%、「自動車・自転車に危険を感じる」が23.3%となっています。

項目別にみると、「疲れたときの休憩場所」と答えた方では、高次脳機能障害が43.2%と最も多く、次いで内部障害が33.1%、肢体不自由が31.4%と続きます。「歩道の段差や傾斜」と答えた方では、視覚障害が54.9%と最も多く、次いで肢体不自由が50.5%、高次脳機能障害が43.2%と続きます。「自動車・自転車に危険を感じる」と答えた方では、その他を除くと視覚障害が50.7%と最も多く、次いで高次脳機能障害が45.5%、肢体不自由が29.0%と続きます。

【図表：外出時の困りごと（在宅の方）】



## 障害別

		n	歩道の段差や傾斜	建物の段差や階段	バスやタクシーの利用	駅構内の移動や乗り換え	券売機の利用	トイレの利用	歩道がせまい・障害物がある	疲れたときの休憩場所	自動車・自転車に危険を感じる
(単位：%)											
全体		2,000	24.5	21.8	10.9	13.7	4.2	13.1	11.6	25.7	23.3
障害別	肢体不自由	283	50.5	45.9	23.0	23.7	6.4	25.8	22.3	31.4	29.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	35.1	26.0	19.5	11.7	5.2	26.0	18.2	28.6	26.0
	視覚障害	144	54.9	47.2	14.6	32.6	17.4	20.8	42.4	19.4	50.7
	聴覚・平衡機能障害	146	24.7	15.8	15.1	11.6	4.8	14.4	11.6	24.0	28.8
	内部障害	278	29.1	29.1	11.9	14.7	2.9	17.6	11.2	33.1	19.8
	知的障害	231	20.8	15.2	16.9	19.5	12.6	15.6	11.3	13.9	22.9
	発達障害	187	7.5	8.6	10.7	12.8	7.0	7.5	7.0	20.3	23.0
	精神障害	464	13.8	11.4	9.1	9.7	2.4	6.7	7.3	31.0	22.0
	高次脳機能障害	44	43.2	40.9	13.6	25.0	9.1	20.5	22.7	43.2	45.5
	難病（特定疾病）	632	25.5	22.2	8.9	11.7	1.7	15.3	10.3	26.9	20.3
その他		35	34.3	34.3	17.1	22.9	8.6	17.1	20.0	28.6	34.3

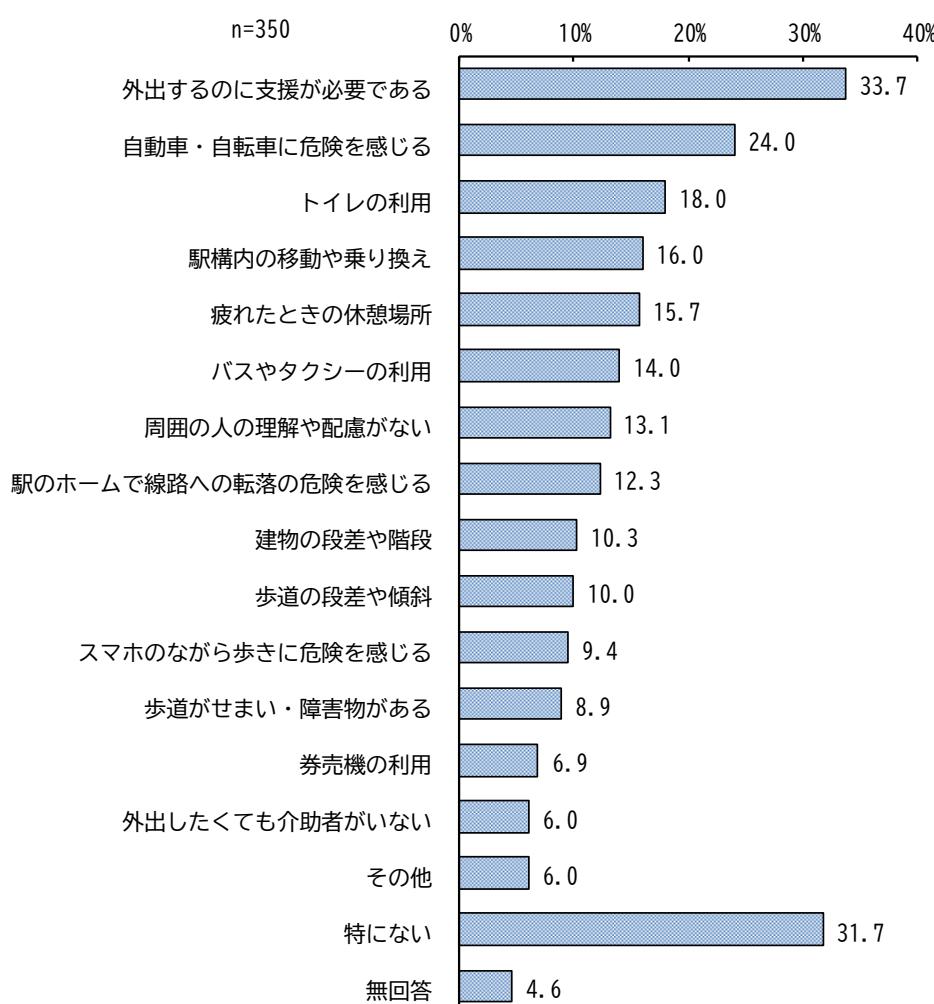
		n	スマホのながら歩きに危険を感じる	駅のホームで線路への転落の危険を感じる	外出するのに支援が必要である	外出したくても介助者がいない	周囲の人との理解や配慮がない	その他	特になし	無回答
(単位：%)										
全体		2,000	22.0	5.0	13.9	3.0	6.5	5.2	26.5	9.6
障害別	肢体不自由	283	33.9	7.4	25.4	7.1	7.4	6.7	6.0	10.2
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	24.7	9.1	35.1	7.8	14.3	2.6	13.0	18.2
	視覚障害	144	36.1	15.3	25.7	4.2	9.0	6.9	10.4	9.7
	聴覚・平衡機能障害	146	24.0	4.8	11.6	2.1	7.5	7.5	19.2	12.3
	内部障害	278	23.7	3.2	14.0	2.5	2.9	4.0	23.7	10.8
	知的障害	231	20.3	8.2	39.0	8.2	16.9	4.3	23.4	10.0
	発達障害	187	20.3	6.4	18.2	4.8	15.5	7.5	32.1	7.5
	精神障害	464	18.3	5.4	8.4	1.9	10.1	9.3	29.5	9.5
	高次脳機能障害	44	34.1	15.9	31.8	9.1	15.9	4.5	4.5	6.8
	難病（特定疾病）	632	21.4	3.6	9.2	1.7	2.8	3.5	29.7	10.0
その他		35	40.0	5.7	22.9	11.4	25.7	5.7	17.1	8.6

### ○外出時の困りごと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「外出するのに支援が必要である」が33.7%と3割を超えて最も多く、次いで「自動車・自転車に危険を感じる」が24.0%、「トイレの利用」が18.0%と続きます。

項目別にみると、「外出するのに支援が必要である」と答えた方では、音声・言語・そしゃく機能障害が73.1%と最も多く、次いで視覚障害が66.7%、肢体不自由が63.3%と続きます。「自動車・自転車に危険を感じる」と答えた方では、高次脳機能障害が100%と最も多く、次いで視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害がともに50.0%と続きます。「トイレの利用」と答えた方では、肢体不自由が56.7%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害、高次脳機能障害がともに50.0%と続きます。

【図表：外出時の困りごと（18歳未満の方）】



## 障害別

		n	歩道の段差や傾斜	建物の段差や階段	バスやタクシーの利用	駅構内の移動や乗り換え	券売機の利用	トイレの利用	歩道がせまい・障害物がある	疲れたときの休憩場所	自動車・自転車に危険を感じる
(単位：%)		350	10.0	10.3	14.0	16.0	6.9	18.0	8.9	15.7	24.0
障害別	肢体不自由	30	56.7	60.0	56.7	56.7	20.0	56.7	40.0	36.7	43.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	26.9	26.9	34.6	38.5	19.2	50.0	23.1	15.4	50.0
	視覚障害	12	33.3	33.3	33.3	16.7	16.7	25.0	25.0	8.3	50.0
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	28.6	7.1	0.0	0.0	7.1	7.1	7.1	35.7
	内部障害	17	11.8	11.8	11.8	11.8	5.9	5.9	5.9	23.5	11.8
	知的障害	140	13.6	15.0	22.1	26.4	16.4	30.0	12.9	18.6	30.7
	発達障害	213	2.3	2.8	7.5	12.2	5.2	15.0	4.7	13.1	22.1
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	高次脳機能障害	2	50.0	50.0	50.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0
	難病（特定疾病）	21	42.9	42.9	33.3	42.9	23.8	28.6	28.6	28.6	47.6
その他		19	15.8	10.5	10.5	10.5	0.0	26.3	10.5	15.8	26.3

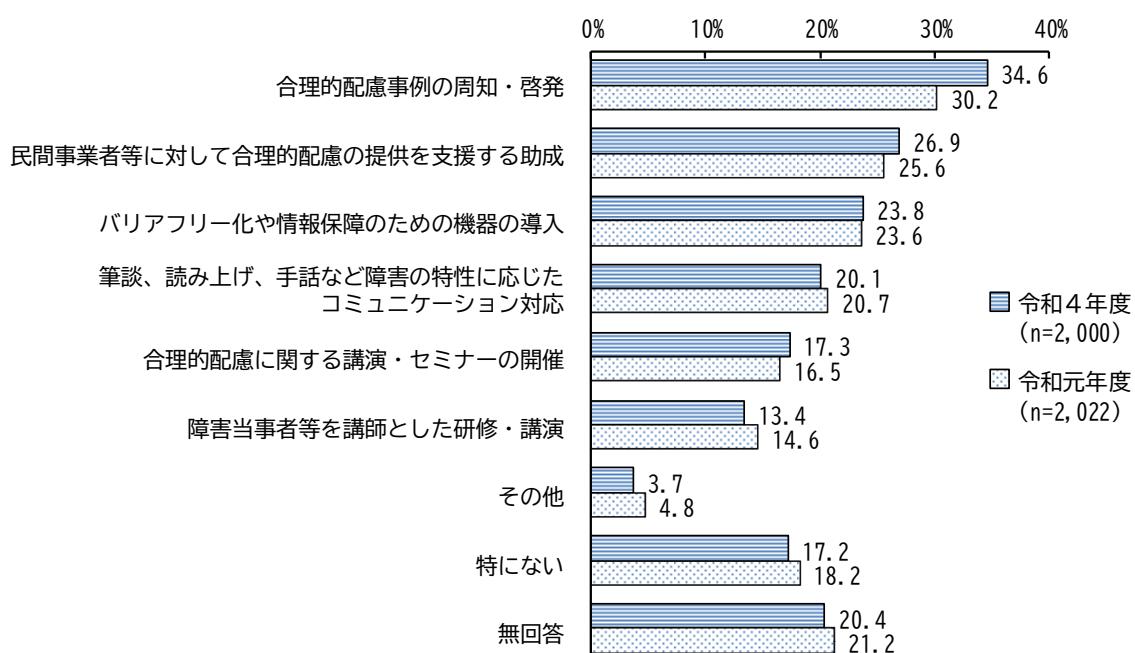
		n	スマホのながら歩きに危険を感じる	駅のホームで線路への転落の危険を感じる	外出するのに支援が必要である	外出したくても介助者がいない	周囲の人との理解や配慮がない	その他	特にない	無回答
(単位：%)		350	9.4	12.3	33.7	6.0	13.1	6.0	31.7	4.6
障害別	肢体不自由	30	30.0	30.0	63.3	3.3	23.3	6.7	3.3	6.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	19.2	19.2	73.1	15.4	15.4	0.0	3.8	3.8
	視覚障害	12	25.0	33.3	66.7	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	14.3	35.7	7.1	0.0	14.3	14.3	0.0
	内部障害	17	5.9	0.0	11.8	11.8	0.0	0.0	47.1	5.9
	知的障害	140	12.9	17.1	62.9	14.3	21.4	4.3	11.4	3.6
	発達障害	213	7.0	9.9	28.6	6.1	16.9	7.5	34.3	5.2
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0
	高次脳機能障害	2	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	33.3	19.0	57.1	0.0	28.6	4.8	14.3	4.8
その他		19	10.5	15.8	15.8	5.3	15.8	10.5	47.4	0.0

### ○合理的配慮に必要なこと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が34.6%と最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」が26.9%、「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」が23.8%で続きます。

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、発達障害が48.1%と最も多く、次いで難病が38.8%、精神障害が38.6%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、発達障害が42.8%と最も多く、次いで難病が30.9%、知的障害が30.3%と続きます。「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」と答えた方では、視覚障害が36.1%と最も多く、次いで肢体不自由が31.4%、高次脳機能障害が29.5%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと（在宅の方）】



## 障害別

(単位：%)	n	合理的配慮に関する講演・セミナーの開催	合理的配慮事例の周知・啓発	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	障害当事者等を講師とした研修・講演
全体	2,000	17.3	34.6	20.1	23.8	13.4
障害別	肢体不自由	283	14.5	25.4	16.3	31.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	13.0	27.3	27.3	22.1
	視覚障害	144	18.1	34.0	26.4	36.1
	聴覚・平衡機能障害	146	17.1	29.5	36.3	28.8
	内部障害	278	13.3	32.7	17.3	26.3
	知的障害	231	19.5	36.4	20.8	16.5
	発達障害	187	29.4	48.1	30.5	21.9
	精神障害	464	21.6	38.6	14.2	15.7
	高次脳機能障害	44	13.6	18.2	18.2	29.5
	難病（特定疾病）	632	14.7	38.8	22.5	28.2
	その他	35	31.4	42.9	14.3	25.7

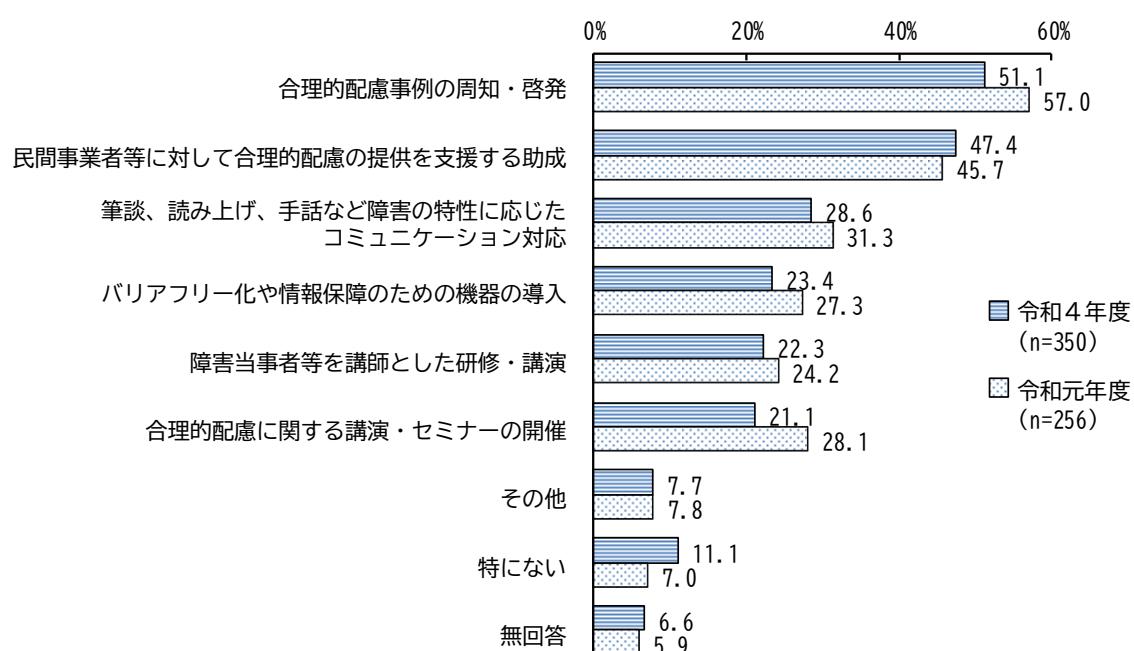
(単位：%)	n	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	その他	特にない	無回答
全体	2,000	26.9	3.7	17.2	20.4
障害別	肢体不自由	283	20.5	3.2	12.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	18.2	3.9	11.7
	視覚障害	144	25.0	4.2	16.7
	聴覚・平衡機能障害	146	24.7	1.4	14.4
	内部障害	278	23.7	1.8	18.7
	知的障害	231	30.3	1.3	19.5
	発達障害	187	42.8	5.3	13.9
	精神障害	464	30.2	7.5	19.4
	高次脳機能障害	44	11.4	2.3	11.4
	難病（特定疾病）	632	30.9	3.6	13.3
	その他	35	25.7	14.3	25.7

### ○合理的配慮に必要なこと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が51.1%と5割を超えて最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」が47.4%、次いで「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」が28.6%で続きます。

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、精神障害、難病がともに66.7%と最も多く、次いで肢体不自由が56.7%、発達障害が54.5%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、精神障害が66.7%と最も多く、次いで肢体不自由が53.3%、知的障害が52.9%と続きます。「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」と答えた方では、精神障害が66.7%と最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害が57.1%、音声・言語・そしゃく機能障害が34.6%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと（18歳未満の方）】



## 障害別

(単位：%)	n	合理的配慮に関する講演・セミナーの開催	合理的配慮事例の周知・啓発	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	障害当事者等を講師とした研修・講演
全体	350	21.1	51.1	28.6	23.4	22.3
障害別	肢体不自由	30	30.0	56.7	26.7	46.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	19.2	50.0	34.6	23.1
	視覚障害	12	41.7	41.7	16.7	33.3
	聴覚・平衡機能障害	14	35.7	42.9	57.1	21.4
	内部障害	17	17.6	47.1	23.5	17.6
	知的障害	140	17.1	52.1	24.3	20.0
	発達障害	213	21.6	54.5	29.1	19.2
	精神障害	3	66.7	66.7	66.7	66.7
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	28.6	66.7	28.6	38.1
	その他	19	5.3	42.1	31.6	10.5

(単位：%)	n	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	その他	特になし	無回答
全体	350	47.4	7.7	11.1	6.6
障害別	肢体不自由	30	53.3	10.0	13.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	38.5	11.5	7.7
	視覚障害	12	50.0	0.0	8.3
	聴覚・平衡機能障害	14	50.0	14.3	7.1
	内部障害	17	41.2	0.0	17.6
	知的障害	140	52.9	7.1	4.3
	発達障害	213	47.4	8.5	11.3
	精神障害	3	66.7	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	50.0	50.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	52.4	0.0	4.8
	その他	19	42.1	26.3	21.1

## ■バリアフリー（ソフト・ハード）の推進における課題

- ・道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化を進め、使いやすさ向上させること
- ・障害に応じた、適切な媒体による分かりやすい情報提供が行われること
- ・学校や職場、地域等での障害者に対する理解が進むこと
- ・障害者の地域社会等への参加の支援を推進すること

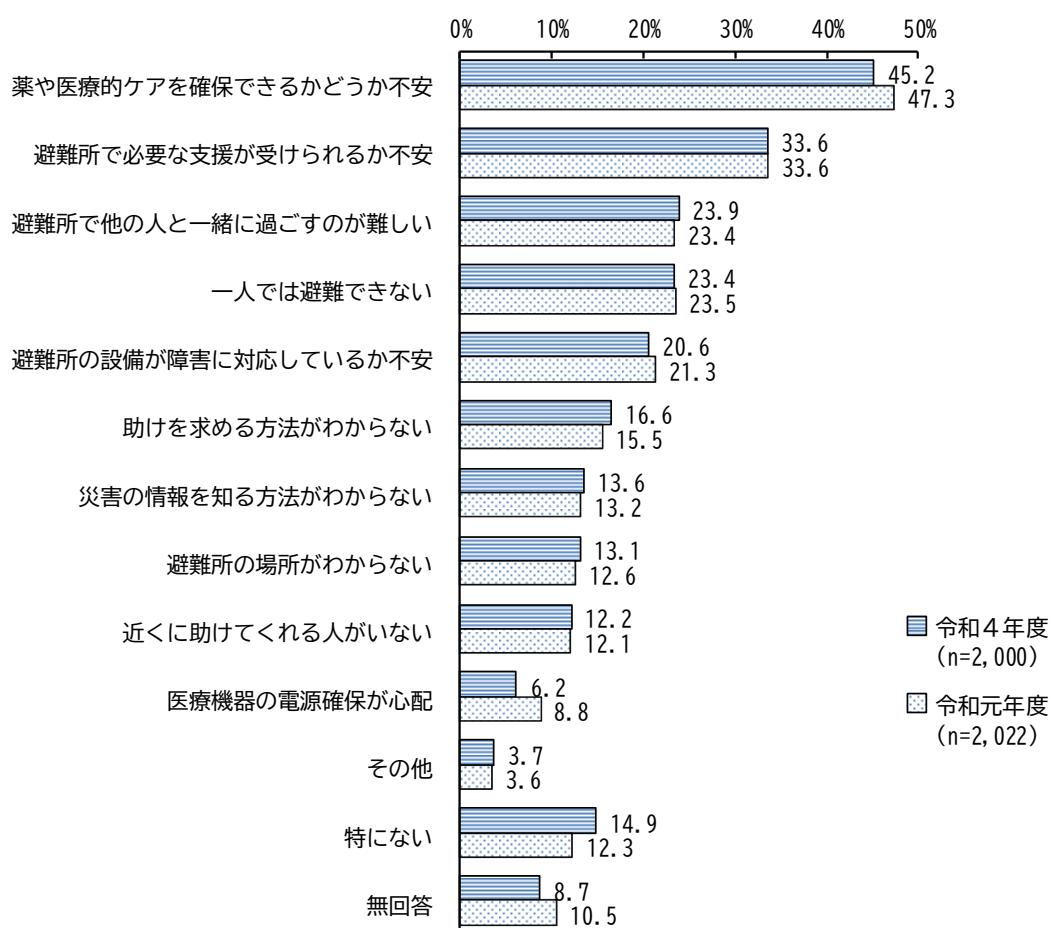
## (8) 防災・災害対策について

### ○災害発生時の困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が45.2%と4割半ばを超えて最も多く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が33.6%、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が23.9%と続きます。

項目別にみると、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」と答えた方では、難病が56.5%と最も多く、次いで内部障害が54.3%、精神障害が52.2%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、音声・言語・そしゃく機能障害が45.5%と最も多く、知的障害が41.6%と続きます。「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」と答えた方では、発達障害が42.8%と最も多く、次いで精神障害が37.1%、知的障害が36.4%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと（在宅の方）】



## 障害別

(単位：%)		n	災害の情報を見る方法がわからない	助けを求める方法がわからない	避難所の場所がわからない	近くに助けてくれる人がいない	一人では避難できない	避難所の設備が障害に対応しているか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安
全体	2,000	13.6	16.6	13.1	12.2	23.4	20.6	33.6	
障害別	肢体不自由	283	11.7	14.8	12.0	13.8	45.6	33.6	39.9
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	22.1	32.5	11.7	14.3	48.1	39.0	45.5
	視覚障害	144	14.6	20.8	18.1	11.8	36.1	29.9	34.0
	聴覚・平衡機能障害	146	28.1	23.3	12.3	11.0	26.7	24.7	39.0
	内部障害	278	12.2	14.4	12.6	10.4	19.8	23.0	37.1
	知的障害	231	29.9	35.1	21.6	12.6	56.7	31.6	41.6
	発達障害	187	20.3	27.3	18.7	17.1	25.7	26.2	38.0
	精神障害	464	11.9	17.5	14.2	22.0	16.6	17.9	33.8
	高次脳機能障害	44	11.4	22.7	11.4	6.8	43.2	29.5	36.4
	難病（特定疾病）	632	8.4	10.3	10.9	7.3	15.2	15.0	31.0
その他		35	14.3	17.1	11.4	11.4	20.0	22.9	31.4

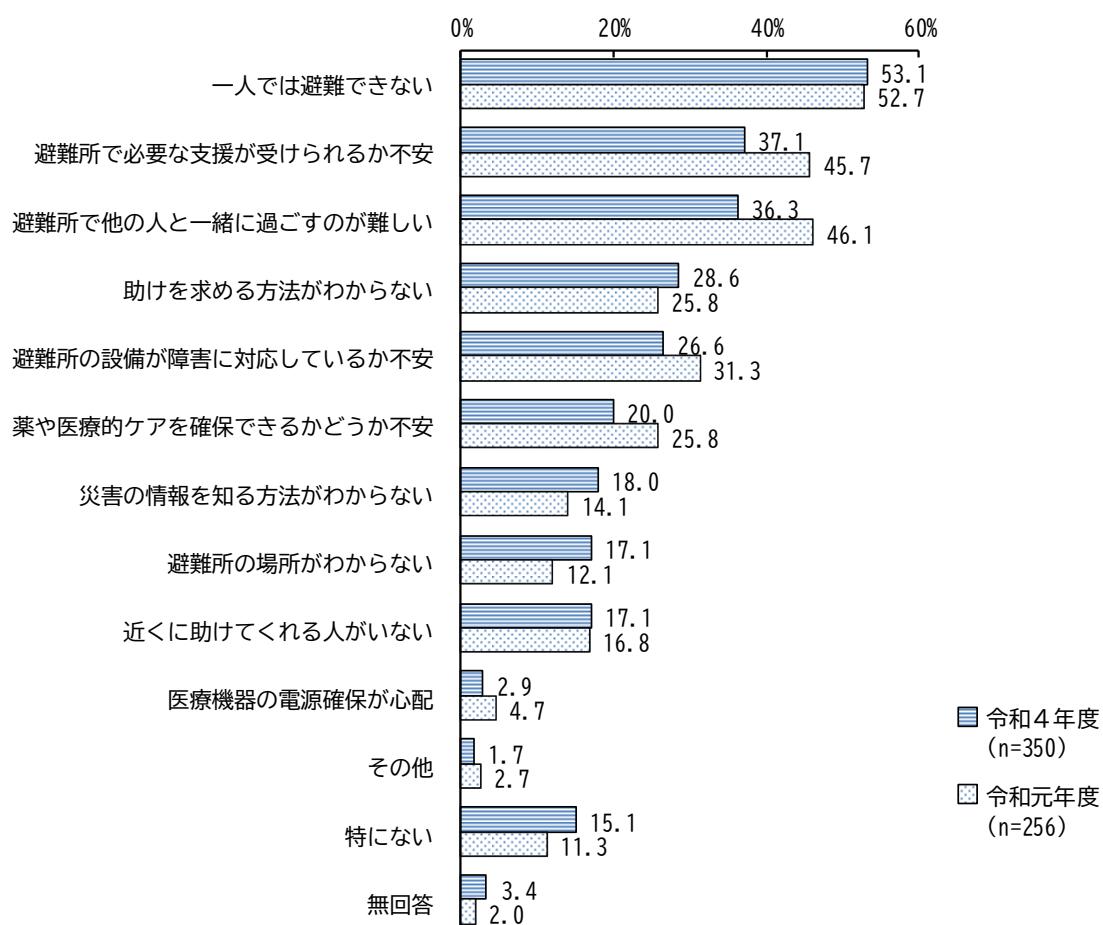
(単位：%)		n	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	医療機器の電源確保が心配	その他	特にない	無回答
全体	2,000	23.9	45.2	6.2	3.7	14.9	8.7	
障害別	肢体不自由	283	23.7	41.3	9.5	4.6	11.3	12.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	77	32.5	44.2	9.1	2.6	7.8	13.0
	視覚障害	144	21.5	26.4	4.9	4.9	18.8	10.4
	聴覚・平衡機能障害	146	17.1	32.9	10.3	3.4	15.8	11.0
	内部障害	278	18.7	54.3	10.8	3.6	12.6	9.7
	知的障害	231	36.4	32.0	5.2	2.2	10.0	9.5
	発達障害	187	42.8	38.5	4.3	3.7	17.6	5.3
	精神障害	464	37.1	52.2	3.0	4.1	14.0	5.8
	高次脳機能障害	44	22.7	36.4	2.3	0.0	6.8	15.9
	難病（特定疾病）	632	15.0	56.5	6.8	3.3	13.9	9.0
その他		35	11.4	40.0	8.6	11.4	14.3	17.1

### ○災害発生時の困りごと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「一人では避難できない」が53.1%と5割を超えて最も多く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が37.1%、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が36.3%と続きます。

項目別にみると、「一人では避難できない」と答えた方では、視覚障害が83.3%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が80.8%、知的障害が71.4%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、肢体不自由が73.3%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が65.4%、視覚障害が58.3%と続きます。「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」と答えた方では、肢体不自由が46.7%と最も多く、次いで発達障害が45.1%、知的障害が40.7%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと（18歳未満の方）】



## 障害別

(単位：%)		n	災害の情報を見る方法がわからない	助けを求める方法がわからない	避難所の場所がわからない	近くに助けてくれる人がいない	一人では避難できない	避難所の設備が障害に対応しているか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安
全体	350	18.0	28.6	17.1	17.1	53.1	26.6	37.1	
障害別	肢体不自由	30	16.7	30.0	13.3	30.0	70.0	60.0	73.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	26.9	30.8	23.1	26.9	80.8	53.8	65.4
	視覚障害	12	8.3	25.0	16.7	8.3	83.3	41.7	58.3
	聴覚・平衡機能障害	14	35.7	28.6	21.4	7.1	42.9	57.1	42.9
	内部障害	17	0.0	11.8	0.0	17.6	23.5	29.4	41.2
	知的障害	140	25.7	36.4	22.9	25.0	71.4	39.3	51.4
	発達障害	213	16.4	30.0	17.4	16.4	50.2	25.4	32.9
	精神障害	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3
	高次脳機能障害	2	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0
	難病（特定疾病）	21	19.0	38.1	14.3	33.3	61.9	42.9	52.4
	その他	19	10.5	21.1	0.0	31.6	36.8	15.8	26.3

(単位：%)		n	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	薬や医療的ケアを確保できるかどうかが心配	医療機器の電源確保が心配	その他	特にない	無回答
全体	350	36.3	20.0	2.9	1.7	15.1	3.4	
障害別	肢体不自由	30	46.7	50.0	10.0	6.7	3.3	3.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	26	34.6	23.1	3.8	3.8	0.0	7.7
	視覚障害	12	25.0	25.0	8.3	0.0	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	28.6	28.6	14.3	7.1	7.1	0.0
	内部障害	17	11.8	58.8	17.6	0.0	0.0	11.8
	知的障害	140	40.7	23.6	2.9	2.1	7.9	3.6
	発達障害	213	45.1	16.4	1.9	0.9	16.4	2.8
	精神障害	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	21	38.1	38.1	9.5	0.0	4.8	9.5
	その他	19	31.6	26.3	5.3	5.3	15.8	5.3

## ■防災・災害における課題

- ・発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障害者に対する地域での支援体制が強化されること
- ・障害の特性に配慮した、避難所への避難者及び自宅避難者に対する支援体制の整備が進むこと
- ・避難行動要支援者等に関する情報の充実を図ること



## 第4章

---

### 主要項目及び その方向性



## 第4章 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目についてそれぞれ方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

### 1 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのために、障害者の声に耳を傾け、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを捉えて、グループホームや通所施設等の整備を進めるなど地域での生活の場を確保するとともに、障害の特性や状況に応じたサービスを的確に提供し、地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域生活支援拠点を運営し、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます。

### 2 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためにには、障害者とその家族が障害福祉サービス等の必要な情報を適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害の特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

### 3 安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が定める雇用率（法定雇用率）の引上げ等により、企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、就業先である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

そのため、障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るために、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

### 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育などの子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、障害のある子どもの家庭の支援をより一層図るため、仕事と子育ての両立のための施策にも取り組んでいくとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

## 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の趣旨も踏まえて進め、障害者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害の特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させていきます。



## 第 5 章

# 計画の体系



## 第5章 計画の体系

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 まちのバリアフリーの推進	1 文京区バリアフリー基本構想の推進[152]				

【計画事業について】

- は、計画事業を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- [ ]内は、本計画における計画事業掲載ページです。
- 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
- 地：地域福祉保健の推進計画 子：子育て支援計画
- 高：高齢者・介護保険事業計画 保：保健医療計画
- ◆：第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～8年度）において、年度ごとの利用者数、量等の見込みを定めることがとされたものです。
- ★：社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

※高齢期については、65歳以上と40歳以上65歳未満の方で介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスが優先されます。

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 個に応じた 日常生活への 支援	1 居宅介護（ホームヘルプ）◆[98]				
	2 重度訪問介護◆[99]				
	3 同行援護◆[99]				
	4 行動援護◆[100]				
	5 重度障害者等包括支援◆[100]				
	6 生活介護◆[101]				
	7 療養介護◆[101]				
	8 短期入所（ショートステイ）◆[102]				
	9 補装具費の支給[102]				
	10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業◆[102]				
	11 手話通訳者設置事業◆[103]				
	12 日常生活用具給付◆[103]				
	13 移動支援◆[103]				
	14 日中短期入所事業◆[104]				
	15 緊急一時介護委託費助成[104]				
	16 心身障害者（児）短期保護事業[104]				
	17 福祉タクシー[105]				
	18 地域生活安定化支援事業[105]				
	19 日中活動系サービス施設の整備[105]				
	20 地域生活支援拠点の運営◆[106]				
	21 共生型サービス[106]				
	22 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実[106]				

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
2 事業者への 支援・指導	1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進 地 2-3-3[107]				▶
	2 障害福祉サービス等の質の向上◆[107]				▶
	3 障害者施設職員等の育成・確保[108]				▶
	4 障害福祉サービス等事業者との連携[108]				▶
3 生活の場の確保	1 グループホームの拡充[109]				▶
	2 共同生活援助（グループホーム）◆[109]				▶
	3 施設入所支援◆[110]				▶
	4 自立生活援助◆[110]				▶
	5 居住支援の推進 地 2-1-11[110]				▶
4 地域生活への 移行及び 地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆ [111]				▶
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 [111]				▶
	3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築◆[112]				▶
	4 精神障害者の地域定着支援体制の強化 [112]				▶
	5 地域移行支援◆[112]				▶
	6 地域定着支援◆[113]				▶
	7 退院後支援事業[113]				▶
5 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業[114]				▶
	2 地域活動支援センター事業◆★[114]				▶
	3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆[115]				▶
	4 木よう体操教室（旧 難病リハビリ教室、 パーキンソン病体操教室）[115]				▶
6 保健・医療 サービスの充実	1 自立支援医療[116]				▶
	2 難病医療費助成[116]				▶
	3 障害者歯科診療事業 保 1-5-6[116]				▶
	4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導 事業 保 1-5-7[117]				▶
	5 精神保健・難病相談[117]				▶
7 経済的支援	1 福祉手当の支給[118]				▶
	2 児童育成手当（障害手当）の支給[118]				▶
	3 利用者負担の軽減[118]				▶

2 相談支援の充実と権利擁護の推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 相談支援体制 の整備と充実	1 総合的な相談支援体制の構築[119]				▶
	2 計画相談支援◆[120]			▶	▶
	3 地域移行支援◆【1-4-5 再掲】			▶	▶
	4 地域定着支援◆【1-4-6 再掲】			▶	▶
	5 相談支援事業◆[120]			▶	▶
	6 地域自立支援協議会の運営◆[121]			▶	▶
	7 障害者基幹相談支援センターの運営◆★ [121]			▶	▶
	8 身体障害者相談員・知的障害者相談員 [122]			▶	▶
	9 障害福祉サービス等の情報提供の充実 [122]			▶	▶
	10 地域安心生活支援事業[122]			▶	▶
	11 意思決定支援の在り方の検討[123]			▶	▶
	12 小地域福祉活動の推進★ 地 1-1-2[123]			▶	▶
	13 民生委員・児童委員による相談援助活動 【5-6-5 再掲】			▶	▶
	14 地域生活支援拠点の運営◆【1-1-20 再掲】			▶	▶
	15 文京区版ひきこもり総合対策 地 2-1-4[124]			▶	▶
	16 包括的相談支援事業★ 地 2-1-1[124]			▶	▶
	17 多機関協働事業★ 地 2-1-2[125]			▶	▶
	18 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★ 地 2-1-3[125]			▶	▶
	19 ヤングケアラー支援推進事業 地 2-1-5[125]			▶	▶
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 福祉サービス利用援助事業の促進 地 2-3-1[126]			▶	▶
	2 法人後見の受任 地 2-3-5[126]			▶	▶
	3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワー クの推進 地 2-3-6[127]			▶	▶
	4 成年後見制度利用支援事業 地 2-3-4[127]			▶	▶
	5 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応 の充実 地 2-3-2[128]			▶	▶
	6 障害者・児虐待防止対策支援事業[128]			▶	▶
	7 障害者差別解消支援地域協議会の運営 [128]			▶	▶

3 安心して働き続けられる就労支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 就労支援体制 の確立	1 障害者就労支援の充実[129]				
	2 就労支援ネットワークの構築・充実[130]				
	3 就労促進助成事業[130]				
	4 重度障害者等就労支援事業[130]				
2 職場定着支援の 推進	1 就業先企業への支援[131]				
	2 安定した就業継続への支援[131]				
	3 就労者への余暇支援[132]				
	4 就労定着支援◆【3-3-5 再掲】				
3 福祉施設等 での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行◆[133]				
	2 就労選択支援◆[133]				
	3 就労移行支援◆[134]				
	4 就労継続支援（A型・B型）◆[134]				
	5 就労定着支援◆[135]				
	6 福祉的就労の充実[135]				
	7 障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進[135]				
	8 日中活動系サービス施設の整備 【1-1-19 再掲】				
4 就労機会の拡大	1 区の業務における就労機会の拡大[136]				
	2 障害者雇用の普及・啓発[136]				
	3 地域雇用開拓の促進[136]				

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 障害のある 子どもの 健やかな成長	1 乳幼児健康診査 保1-7-10[137]				
	2 発達健康診査[138]				
	3 総合相談室の充実[138]				
	4 発達に関する情報の普及啓発[138]				
	5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【1-6-4 再掲】				
2 相談支援の 充実と関係機関 の連携の強化	1 児童発達支援センターの運営[139]				
	2 多様な機関の連携による切れ目のない支援[139]				
	3 医療的ケア児支援体制の構築◆[140]				
	4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置◆[140]				
	5 個別の教育支援計画の作成[140]				
	6 専門家アウトリーチ型支援[141]				
	7 障害児相談支援◆[141]				
	8 医療的ケア児在宅レスパイト事業[142]				
	9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討◆[142]				

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
3 子どもの成長 段階に応じた 適切な支援	1 児童発達支援◆[143]				
	2 医療型児童発達支援◆[143]		▶		
	3 居宅訪問型児童発達支援◆[144]		▶		
	4 保育所等訪問支援◆[144]		▶		
	5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【4-4-9 再掲】	▶	▶		
	6 保育園要配慮児保育[145]		▶		
	7 幼稚園特別保育[145]		▶		
	8 就学前相談体制の充実[146]		▶		
	9 総合相談室の充実【4-1-3 再掲】		▶		
	10 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6 再掲】		▶		
	11 障害児通所支援事業所の整備[146]		▶		
	12 特別支援教育の充実[147]		▶		
	13 育成室の障害児保育[147]		▶		
	14 個に応じた指導の充実[147]		▶		
	15 放課後等デイサービス◆[148]		▶		
4 障害の有無に 関わらず、 地域で過ごし 育つ環境づくり	1 保育園要配慮児保育【4-3-6 再掲】	▶			
	2 幼稚園特別保育【4-3-7 再掲】	▶			
	3 育成室の障害児保育【4-3-13 再掲】		▶		
	4 ひよびひろば（親子ひろば事業）[149]				
	5 子育てひろば事業★ 子5-2-4[149]				
	6 地域団体による地域子育て支援拠点事業	▶			
	7 ★ 子5-2-3[150]				
	8 児童館[150]		▶		
	9 b-lab（文京区青少年プラザ）[150]		▶		
	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト[151]		▶		

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 まちのバリア フリーの推進	文京区バリアフリー基本構想の推進 1 地 3-1-2[152]				
	2 バリアフリーの道づくり 地 3-1-1[153]				
	3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅 等整備要綱に基づく指導 地 3-1-3[153]				
	4 総合的自転車対策の推進 地 3-1-4[153]				
	5 公園再整備事業 地 3-1-5[154]				
	6 コミュニティバス運行 地 3-1-6[154]				
	7 ごみの訪問収集 高 2-2-6[154]				
	8 高齢者等住宅修築資金助成事業[155]				
2 心のバリア フリーの推進	障害及び障害者・児に対する理解の促進 1 (理解促進研修・啓発事業) ◆[156]				
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の 充実[156]				
	3 障害者事業を通じた地域参加[157]				
	4 障害者差別解消に向けた取組の推進[157]				
3 情報のバリア フリーの推進	情報提供ガイドラインに即した情報発信 1 の推進[158]				
	2 情報バリアフリーの推進[158]				
	3 図書館利用に障害のある方への図書館資 料の貸出及び情報提供[158]				
4 防災・安全対策 の充実	ヘルプカードの普及・啓発[159]				
	避難行動要支援者への支援 2 地 3-4-2[159]				
	3 福祉避難所の拡充 地 3-4-4[160]				
	避難所運営協議会の運営支援 4 地 3-4-1[160]				
	災害ボランティア体制の整備 5 地 3-4-3[160]				
	6 耐震改修促進事業 地 3-4-6[161]				
	家具転倒防止器具設置助成 7 地 3-4-7[161]				
	8 救急代理通報システムの設置[161]				
	9 被災者支援の仕組みづくり 地 3-4-5[161]				
5 地域との交流 及び文化活動・ スポーツ等への 参加支援	障害者事業を通じた地域参加【5-2-3 再掲】				
	2 地域に開かれた施設運営[162]				
	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の 充実【5-2-2 再掲】				
	4 心身障害者・児レクリエーション[162]				
	5 障害者スポーツ等の推進[162]				
	6 文化芸術作品等の発表機会の確保[163]				

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
6 地域福祉の 担い手への支援	1 ボランティア活動への支援 地 1-2-2[164]				▶
	2 手話奉仕員養成研修事業◆[164]				▶
	3 地域の支え合い体制づくり推進事業 地 1-1-9[165]				▶
	4 ファミリー・サポート・センター事業 子 5-1-2[165]				▶
	5 民生委員・児童委員による相談援助活動 地 1-2-6[166]				▶
	6 話し合い員による訪問活動 高 1-1-8[166]				▶
	7 自発的活動支援事業◆[166]				▶
	8 地域活動情報サイト 地 1-2-4[167]				▶
	9 いきいきサポート事業の推進 地 1-2-5[167]				▶
	10 参加支援事業★ 地 1-2-1[167]				▶
	11 地域づくり事業★ 地 1-1-1[168]				▶



# 第 6 章

---

# 計画事業



## 第6章 計画事業

### 1 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組を進め、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域移行及び地域定着促進に向けた支援体制整備の推進や地域生活支援拠点の整備を進め、障害者が住み慣れた地域で継続して生活するための支援をしていきます。

また、障害者が安心してサービスを利用できるよう、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。

#### 計画事業の表記について

- [ ] の事業は、進行管理対象事業です。
- 事業概要欄には事業趣旨・目的を表記し、可能なものは年度ごとの計画事業量の見込みを表記しています。
- 実績及び計画事業量は、年間の数値を表しています（一部の事業において、計画期間の累計値で表しているものがあります。）。
- ※は、用語の説明です。

## 1-1 個に応じた日常生活への支援

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスをはじめとする障害福祉サービスを個別のニーズやライフステージの変化に応じて適切に提供し、日常生活への支援を行っていきます。

### 1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）◆

事業概要	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院等の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。					
	担当	障害福祉課、予防対策課				
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	居宅における 身体介護 実利用者数	人	203	211	219	227
	居宅における 身体介護 延利用時間	時間	14,821	15,403	15,987	16,571
	家事援助 実利用者数	人	143	145	147	149
	家事援助 延利用時間	時間	7,956	7,975	8,085	8,195
	通院等介助 実利用者数	人	75	76	77	78
	通院等介助 延利用時間	時間	3,272	3,420	3,465	3,510
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

## 1-1-2 重度訪問介護 ◆

事業概要	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	20	22	22	22
	延利用時間	時間	80,230	88,242	88,242	88,242
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
		※		○	○	

※15歳以上で、児童相談所長が利用することを認めた場合、障害者とみなし、支給の要否を決定します。

## 1-1-3 同行援護 ◆

事業概要	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	85	87	89	91
	延利用時間	時間	23,533	24,012	24,564	25,116
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

## 1-1-4 行動援護 ◆

事業概要	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	3	4	5	6
	延利用時間	時間	431	436	536	636
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○		○	

## 1-1-5 重度障害者等包括支援 ◆

事業概要	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	0	1	1	1
	延利用時間	時間	0	4,968	4,968	4,968
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○		○	

## 1-1-6 生活介護 ◆

事業概要	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	291	301	306	311
	延利用日数	日	66,273	68,628	69,768	70,908
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

## 1-1-7 療養介護 ◆

事業概要	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	14	14	14	14
	延利用日数	日	4,927	4,927	4,927	4,927
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

## 1-1-8 短期入所（ショートステイ）◆

事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	【福祉型】 実利用者数	人	100	120	130	140
	【福祉型】 延利用日数	日	4,740	4,800	5,200	5,600
	【医療型】 実利用者数	人	3	4	4	4
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○	○	○	○

## 1-1-9 補装具費の支給

事業概要	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理等にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図ります。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 1-1-10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆

事業概要	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	派遣件数	件	831	831	831	831
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○	○	○	○

## 1-1-11 手話通訳者設置事業 ◆

事業概要	聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	通訳者数	人	2	2	2	2
	対応件数	件	252	252	252	252
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

## 1-1-12 日常生活用具給付 ◆

事業概要	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	342	350	350	350
	実施件数	件	1,639	1,680	1,680	1,680
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

## 1-1-13 移動支援 ◆

事業概要	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	345	358	365	372
	延利用時間	時間	49,914	53,700	54,750	55,800
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

## 1-1-14 日中短期入所事業 ◆

事業概要	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	25	31	34	37
	延利用回数	回	954	1,170	1,278	1,386
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○	○	○	○

## 1-1-15 緊急一時介護委託費助成

事業概要	障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成します。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となります。					
担当	障害福祉課					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○	○	○	○

## 1-1-16 心身障害者（児）短期保護事業

事業概要	常時介護を必要とする心身障害者・児の家族が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	48	75	75	75
	延利用時間	時間	4,503	6,310	6,310	6,310
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○	○	○	○

## 1-1-17 福祉タクシー

事業概要	身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行います。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	延利用者数	人	1,708	1,587	1,587	1,587
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

## 1-1-18 地域生活安定化支援事業

事業概要	文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所において、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。					
担当	予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	20	22	22	22
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

## 1-1-19 日中活動系サービス施設の整備

事業概要	障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による日中活動系サービスの施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	整備数(累計)	か所	0	2		
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

## 1-1-20 地域生活支援拠点の運営 ◆

事業概要	富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に地域生活支援拠点を開設しました。拠点では地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図るほか、他の機能（緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保）を区内の支援機関と連携する面的整備で実施します。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	地域生活支援拠点の5つの機能のうち、未整備である「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」について、4地区の拠点を中心とした面的整備で実施します。 また、地域自立支援協議会において、その機能や地域課題について協議します。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 1-1-21 共生型サービス

事業概要	共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定されます。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 1-1-22 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実 新

事業概要	強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	既存の連絡会や実践報告会等を活用し、強度行動障害の支援課題や必要な支援のニーズを捉え支援体制の強化を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 1-2 事業者への支援・指導

事業者に対する第三者評価制度の利用促進や、指導・検査を導入することで、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けられるよう支援・指導を行っていきます。

また、障害福祉サービス等事業者を対象にした研修会等の場において、法改正などの必要な情報提供や研修等を実施することでスキルアップを促し、職員等の育成を図ります。

### 1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進（地2-3-3）

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。			
担当	福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 1-2-2 障害福祉サービス等の質の向上 ◆

事業概要	障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高めます。			
担当	障害福祉課			
3年間の 計画事業量	区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため、実地指導を行い障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年18回）  請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、事業所に対し適正な請求を促します。（年12回）			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保

事業概要	<p>障害者基幹相談支援センター及び障害者就労支援センター等が行う障害者施設従事者向けの研修会により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行います。また、移動支援従事者養成研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図ります。</p> <p>なお、区で指定している移動支援従事者養成研修を修了した者に対して区が受講料を助成することにより、研修参加者の増加を促し、人材確保に繋げます。</p>			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 1-2-4 障害福祉サービス等事業者との連携

事業概要	<p>既存の連絡会等を活用し、制度改正や事業所運営に係る留意事項等について、情報提供及び指導を行い、区内の障害福祉サービス等事業者と区との連携を確保し、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高めます。</p>			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 1-3 生活の場の確保

障害者が安心した地域生活を送ることができるよう、グループホーム等の整備を推進するなど生活基盤施設等の充実を図るとともに、障害者自ら望む生活の場が確保できるよう、施設入所支援、自立生活援助等のサービスも着実に行っていきます。

#### 1-3-1 グループホームの拡充

事業概要	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。 また、既存事業者が居室を増やす場合も補助を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	整備数(累計)	か所	2	3		
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

#### 1-3-2 共同生活援助（グループホーム） ◆

事業概要	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	158	172	180	188
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

## 1-3-3 施設入所支援 ◆

事業概要	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴・排せつ・食事の介護等を行い、日常生活支援を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	128	128	128	128
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

## 1-3-4 自立生活援助 ◆

事業概要	施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	0	2	2	2
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

## 1-3-5 居住支援の推進（地2-1-11）

事業概要	<p>住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。</p> <p>また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。</p> <p>あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。</p>					
担当	福祉政策課					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

## 1-4 地域生活への移行及び地域定着支援

相談支援の充実や関係機関との連携を図ることによって、福祉施設入所者や退院可能な入院中の障害者の地域生活への移行や定着を促し、障害者が自ら選んだ地域で安心して住み続けられるように支援していきます。

### 1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆

事業概要	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進めます。 令和4年度の施設入所者数のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を行うため、計画事業量は累計として記載します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	移行者数 (累計)	人	0		5	
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

### 1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

事業概要	退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援します。					
担当	予防対策課					
3年間の 計画事業量	・長期入院者が見込まれる病院に対し、退院可能な入院中の精神障害者の有無について調査を行います。 ・把握された対象者に対し、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師や地域活動支援センターが地域生活移行のための支援を行います。					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

## 1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◆

事業概要	保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行います。			
担当	予防対策課			
3年間の計画事業量	文京区地域精神保健福祉連絡協議会の実施（年2回）			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

## 1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化

事業概要	在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行います。			
担当	予防対策課			
3年間の計画事業量	文京区精神障害者支援機関実務者連絡会（年3回程度）			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

## 1-4-5 地域移行支援 ◆

事業概要	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	0	3	3	3
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

## 1-4-6 地域定着支援 ◆

事業概要	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	8	10	10	10
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

## 1-4-7 退院後支援事業

事業概要	保健所設置自治体が中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画を作成し、関係者会議を開催します。					
担当	予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	対象者数	人	19	19	19	19
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

## 1-5 生活訓練の機会の確保

障害者が自立した生活を送るために、一人ひとりの希望や障害程度等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

また、在宅の難病患者については、リハビリ教室等を実施することで生活の質の維持・向上を図ります。

### 1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業

事業概要	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実施回数	回	140	140	140	140
対象 ライフ ステージ	延参加人数	人	716	1,200	1,200	1,200
	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

### 1-5-2 地域活動支援センター事業 ◆ ★

事業概要	障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	登録者数	人	312	320	324	328
対象 ライフ ステージ	実施箇所数	か所	6	6	6	6
	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	

## 1-5-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆

事業概要	障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	機能訓練 実利用者数	人	6	7	7	8
	機能訓練 延利用日数	日	356	329	329	376
	生活訓練 実利用者数	人	39	40	44	46
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

## 1-5-4 木よう体操教室（旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室）

事業概要	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解や生活の質（QOL）の維持・向上を目指します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	木よう体操教室A 参加人数	人	46	72	72	72
	木よう体操教室B 参加人数	人	41	72	72	72
	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
対象 ライフ ステージ			○		○	

## 1-6 保健・医療サービスの充実

障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、医療費の負担軽減や歯科診療の機会を提供するとともに、精神障害者等に対し専門相談などを行うことで、障害者に必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

### 1-6-1 自立支援医療

事業概要	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進します。			
担当	障害福祉課、予防対策課、健康推進課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 1-6-2 難病医療費助成

事業概要	認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。 また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施します。			
担当	予防対策課、保健サービスセンター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

### 1-6-3 障害者歯科診療事業（保1-5-6）

事業概要	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。			
担当	健康推進課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業（保1-5-7）

事業概要	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。			
担当	健康推進課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 1-6-5 精神保健・難病相談

事業概要	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	精神保健相談 実施回数	回	48	48	48	48
	精神保健相談 延人数	人	95	96	106	106
	訪問指導等 実人数	人	1,368	1,500	1,500	1,500
	訪問指導等 延人数	人	3,919	4,300	4,300	4,300
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
		○	○	○		

## 1-7 経済的支援

障害者への経済的支援については、支給対象者への周知徹底を図り福祉手当等の支給を確実に行うとともに、国の動向を踏まえて障害福祉サービス等利用者負担の軽減を行うことで、適切に進めていきます。

### 1-7-1 福祉手当の支給

事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるよう、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給します(ただし、所得制限あり。)。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 1-7-2 児童育成手当(障害手当)の支給

事業概要	障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当(障害手当)を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とします(ただし、所得制限あり。)。			
担当	子育て支援課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

### 1-7-3 利用者負担の軽減

事業概要	障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図ります。 また、国が実施している無償化や多子軽減措置に該当しない利用者に対して、区独自の助成制度を実施することで利用者負担の軽減を図ります。 その他、就学前の障害児通所施設利用時の給食及びおやつ代、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を実施しており、適切な対応によって障害福祉サービス等の利用を支援します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者の相談内容に応じた的確な支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所、保健所、地域生活支援拠点や相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。あわせて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組や障害者差別解消への取組について、一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における事例共有等により、障害者の権利擁護についての取組を推進していきます。

### 2-1 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、障害者基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、自己決定が困難な障害者に対する意思決定支援の方法等についても検討を行っていきます。

#### 2-1-1 総合的な相談支援体制の構築

事業概要	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-1-2 計画相談支援 ◆

事業概要	障害者のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行います。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	計画作成者数	人	833	895	939	985
	計画作成割合	%	76	77	78	79
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

※計画作成者数とは、サービス等利用計画案が作成された人数（セルフプランを除く。）のことです。

※就学前、就学後（小・中・高）の計画相談支援については、4-2-7 障害児相談支援に掲載しています。

## 2-1-3 地域移行支援 【1-4-5 再掲】

## 2-1-4 地域定着支援 【1-4-6 再掲】

## 2-1-5 相談支援事業 ◆

事業概要	区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行います。 また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	障害者相談支援 事業実施箇所数	か所	4	4	4	4
	対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
		○	○	○	○	

## 2-1-6 地域自立支援協議会の運営 ◆

事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進します。</p> <p>また、この協議会に設置される、相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、子ども支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねます。</p>			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	<p>地域自立支援協議会（年2回）</p> <p>相談・地域生活支援専門部会（年3回）</p> <p>権利擁護専門部会（年3回）</p> <p>就労支援専門部会（年3回）</p> <p>障害当事者部会（年3回）</p> <p>子ども支援専門部会（年3回）</p>			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営 ◆ ★

事業概要	<p>障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。</p> <p>また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。</p>			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	<p>地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を年400件行い、地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取組を年12回実施します。</p> <p>また、個別事例の支援内容の検証を年12回実施し、主任相談支援専門員を2人配置します。</p>			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員

事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実

事業概要	障害者福祉制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供します。また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行います。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-1-10 地域安心生活支援事業

事業概要	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進めます。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	緊急時相談件数	件	9,035	9,500	9,500	9,500
	短期宿泊利用日数	日	151	200	250	300
	生活体験日数	日	26	50	70	100
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

## 2-1-11 意思決定支援の在り方の検討

事業概要	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会の権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-1-12 小地域福祉活動の推進 ★ (地1-1-2)

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の 計画事業量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」等の運営支援のほか、生活支援コーディネーターを兼務し、「住民主体の通いの場（かよい～の）」の運営支援等に取り組むことで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動 【5-6-5 再掲】

## 2-1-14 地域生活支援拠点の運営 【1-1-20 再掲】

## 2-1-15 文京区版ひきこもり総合対策（地2-1-4）

事業概要	<p>ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。</p> <p>ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support支援／Talk相談／Experience経験／Place居場所）を行います。</p>					
担当	事務局：生活福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	ひきこもり支援センター相談件数	件	164	220	240	260
	STEP 事業相談件数	件	818	920	940	960
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

## 2-1-16 包括的相談支援事業 ★ 新（地2-1-1）

事業概要	<p>高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。</p> <p>また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。</p>			
担当	事務局：福祉政策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-1-17 多機関協働事業 ★ 新(地2-1-2)

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
3年間の計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握しているながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-1-18 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★ 新(地2-1-3)

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。			
担当	事務局：福祉政策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-1-19 ヤングケアラー支援推進事業 新(地2-1-5)

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
3年間の計画事業量	支援関係者やヤングケアラー本人向けのリーフレットを作成し、周知啓発を図るとともに、子ども・教育・福祉・保健医療等の様々な分野の関係者や地域の多様な主体を対象とした研修を行い、ヤングケアラー支援の事例等を通して、対応力向上を図ります。 また、ヤングケアラーの負担の軽減を図り、子どもらしく過ごせる時間と場を確保するため、関係機関と連携して本人の意向を踏まえた支援計画を作成し、本人及び家族全体に対する支援を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者の人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送ることができるようにするため、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組を推進していきます。また、障害者の差別解消のための取組に関する協議会の運営を行っていきます。

### 2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進（地2-3-1）

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	福祉サービス利用 援助事業契約件数	件	67	73	80	88
対象 ライフ ステージ	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	財産保全管理 サービス契約件数	件	14	15	16	17
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

### 2-2-2 法人後見の受任（地2-3-5）

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	法人後見受任数	人	7	7	8	8
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

## 2-2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（地2-3-6）

事業概要	<p>成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。</p> <p>あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一貫的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。</p>			
担当	福祉政策課			
3年間の 計画事業量	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、文京区社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。</p> <p>あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を維持します。</p> <p>さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関との検討・調整を図ります。</p>			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

## 2-2-4 成年後見制度利用支援事業（地2-3-4）

事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。</p> <p>また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。</p>					
担当	福祉政策課					
	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
3年間の 計画事業量	成年後見等 申立費用助成	件	0	1	2	2
	成年後見等 報酬助成	件	24	26	27	28
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

## 2-2-5 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実（地2-3-2）

事業概要	福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。			
担当	社会福祉協議会			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-2-6 障害者・児虐待防止対策支援事業

事業概要	区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図ります。 障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行います。 また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていきます。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2-2-7 障害者差別解消支援地域協議会の運営

事業概要	地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行います。			
担当	障害福祉課			
3年間の 計画事業量	障害を理由とする差別の解消に向けて、必要な情報交換や取組に関する協議を行うために障害者差別解消支援地域協議会を開催します。（年2回）			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 3 安心して働き続けられる就労支援

障害者雇用納付金制度の改正（平成27年4月）、就労者に対する合理的配慮の提供（平成28年4月）、精神障害者の雇用義務の追加（平成30年4月）、障害者雇用促進法が定める雇用率（法定雇用率）の引上げ（令和6年4月以降）などの政策が打ち出されたこと等を背景に、障害者雇用のすそ野は年々広がってきています。

一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害の特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出や、障害者、家族、職場に対する支援体制が必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害の特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められています。

そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るために、障害者就労支援センターの専門性を高め、地域全体で支える就労支援ネットワークの構築を関係機関等との連携強化を図りながら進めていきます。また、就労の機会の拡大を図るとともに、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めていきます。

#### 3-1 就労支援体制の確立

障害者が地域で自立した生活を送り、安心して働き続けられるように、障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、多様化する様々な障害に適切に対応できるよう、就労支援体制の充実を図ります。また、就労支援ネットワークの構築・充実や助成制度の活用を促すことで、地域全体で障害者就労を支える体制を確立していきます。

##### 3-1-1 障害者就労支援の充実

事業概要	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害の特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	就労継続者数	人	305	320	336	352
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
		○	○		○	

## 3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実

事業概要	地域自立支援協議会の就労支援専門部会や事業所ネットワーク（就労支援者研修会）等を活用し、障害者就労に関する情報の整理を通じて共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会提供や、地域の就労支援を担う人材育成を行います。 また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労している障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

## 3-1-3 就労促進助成事業

事業概要	一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、実習を行う障害者就労支援センター登録者等に体験手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していきます。 また、区内中小企業等に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業等の障害者雇用促進の取組をサポートします。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	企業実習日数 (障害者職業体験助成)	日	112	190	200	210
対象 ライフ ステージ	職業体験受入れ日数 (中小企業等障害者 職業体験受入れ助成)	日	40	85	90	95
	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		

3-1-4 重度障害者等就労支援事業 (新)

事業概要	民間企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合において、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことで、重度障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保します。※令和5年度より事業実施					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	—	1	1	2
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

### 3-2 職場定着支援の推進

就労している障害者が安心して働き続けられるように、就業先である企業に対する支援についても行っています。

また、就労を続ける障害者に対しては、施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めています。職場訪問による支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、余暇活動への支援の充実を図り、意欲をもって、働き続けられるよう継続的な支援を行っています。

#### 3-2-1 就業先企業への支援

事業概要	法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図ります。 また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図ります。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	企業への支援件数	件	1,353	1,366	1,379	1,392
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
				○	○	

#### 3-2-2 安定した就業継続への支援

事業概要	就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行います。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施します。 また、生活の中で生じた課題等については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送ることができるように支援します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	職場定着支援数	件	3,782	3,819	3,857	3,895
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期		高齢期
				○	○	

## 3-2-3 就労者への余暇支援

事業概要	就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就労継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就労継続者への表彰についても継続して実施します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

3-2-4 就労定着支援 ◆ 【3-3-5 再掲】

### 3-3 福祉施設等での就労支援

福祉施設で積み重ねた仕事の経験や、一般就労に向けた必要な訓練等を行うことで、就労を希望するだれもが障害の状態と能力に適した仕事に就くことができるよう取り組んでいきます。

また、一般企業への就労が困難な福祉施設利用者に対しては、区による物品・使役調達の促進及び福祉施設共同受注の取組の構築などにより、工賃の増加を図るなど福祉的就労の充実を推進します。

#### 3-3-1 福祉施設から一般就労への移行 ◆

事業概要	就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進します。 また、福祉施設との連携を深めるとともに、様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援の利用につながる環境づくりを進めます。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	移行人数	人	6	8	10	12
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○			

#### 3-3-2 就労選択支援 ◆ (新)

事業概要	就労アセスメントの手法を活用して整理した情報に係る書面の作成・提供、関係機関との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができるることを目指して、必要な支援を行います。※令和7年10月より実施予定					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	—	—	138	144
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
			○		○	

## 3-3-3 就労移行支援 ◆

事業概要	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために訓練等を行い、障害者の一般就労を促進します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	101	110	112	114
	延利用日数	日	13,638	13,530	13,776	14,022
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
			○			

## 3-3-4 就労継続支援（A型・B型）◆

事業概要	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	【A型】 実利用者数	人	17	23	26	30
	【A型】 延利用日数	日	2,318	3,450	3,900	4,500
	【B型】 実利用者数	人	288	299	304	310
	【B型】 延利用日数	日	44,114	45,000	45,450	45,904
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
			○		○	

## 3-3-5 就労定着支援 ◆

事業概要	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、生活リズム・家計・体調管理等の指導・助言や、事業所・家族との連絡調整等支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	44	49	53	57
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
			○	○		

## 3-3-6 福祉的就労の充実

事業概要	福祉施設における福祉的就労のやりがいや達成感を大切にし、働くことを通した社会参加の促進を行います。 また、区や民間企業等からの受注を促進するとともに、工賃の増加を図るために、区内事業所のネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売会を充実させることで、受注作業や商品販路の拡大を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

## 3-3-7 障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進

事業概要	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定めます。推進に当たっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	

## 3-3-8 日中活動系サービス施設の整備 【1-1-19 再掲】

### 3-4 就労機会の拡大

障害者を区の会計年度任用職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、就労の機会の直接的な確保を行います。

また、地域や企業に対しても、障害者雇用への理解を促進するための普及・啓発活動を行い、更なる就労の機会の拡大を図ります。

#### 3-4-1 区の業務における就労機会の拡大

事業概要	平成26年6月から庁内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきました。今後は、庁内インターンシップとの連携や、福祉施設における就労体験の場としての実習受入れなどを実施し相乗効果を上げていきます。 また、庁内におけるインターンシップ事業や委託業務の拡大等の検討を行い、障害者就労の機会の拡大を図ります。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

#### 3-4-2 障害者雇用の普及・啓発

事業概要	障害者が地域で当たり前に働き暮らすことができるよう、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行います。 また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や理解促進を図り、企業の障害者雇用の取組をサポートします。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

#### 3-4-3 地域雇用開拓の促進

事業概要	地域自立支援協議会の就労支援専門部会において、障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を検討し、事業者に対して周知を図ります。 また、区内中小企業等に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて、障害者雇用先の開拓に取り組みます。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

## 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいては、地域の障害児及びその家族への相談支援や他の障害児支援事業所への援助・助言などを実施し、引き続き地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。

また、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

### 4-1 障害のある子どもの健やかな成長

乳幼児健康診査をはじめとした各種健診を通じて障害の早期発見に努めるとともに、児童発達支援センターや関係機関が連携を図り、発達に支援が必要な子どもに対し、障害の特性及び個に応じた適切な早期療育が受けられるよう支援していきます。

#### 4-1-1 乳幼児健康診査（保1-7-10）

事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。					
担当	保健サービスセンター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	4か月児 健診受診率	%	94.7	98	98	98
	1歳6か月児 健診受診率	%	95.6	96	96	96
対象 ライフ ステージ	3歳児 健診受診率	%	96.5	98	98	98
	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○					

## 4-1-2 発達健康診査

事業概要	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。						
担当	保健サービスセンター						
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度	
	乳幼児発達健康 診査実施回数	回	24	24	24	24	
対象 ライフ ステージ	乳幼児発達健康 診査受診者数	人	126	150	150	150	
	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期		
○		○					

## 4-1-3 総合相談室の充実

事業概要	教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがある子どもについて、保護者からの相談に応じ、助言、療育を行います。また、必要に応じて個別療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）、グループ療育等の子どもへの発達援助、療育に関わる情報提供及び紹介を行います。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行います。				
担当	教育センター				
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期
	○	○			

## 4-1-4 発達に関する情報の普及啓発

事業概要	子どもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知します。また、区民との関わりを通じ、子どもの発達に関する理解を深め、より良い子どもとの関わり方を学べるよう啓発を行います。				
担当	保健サービスセンター、教育センター				
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期
	○	○			

## 4-1-5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業 【1-6-4 再掲】

## 4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化

児童発達支援センターを中心として、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。福祉や教育、保健、子育て等の各分野の連携をこれまで以上に強化し、個及び家庭の状況に応じた適切な支援の検討を行いながら、障害のある子どもの発達や成長を促していきます。

また、医療的ケア児について、関係機関と連携し支援体制の構築を行っていきます。

### 4-2-1 児童発達支援センターの運営

事業概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、各種事業を実施し、地域の障害児支援に取り組みます。 また、国の基本指針を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け検討等を行います。			
担当	教育センター			
3年間の計画事業量	発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、生活指導、集団生活適応指導、機能訓練等を行うとともに、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言などの地域支援を行います。 あわせて、国の基本指針を踏まえ、地域の中核的な役割を果たすセンターとしての機能強化について検討します。			
対象ライフステージ	就学前 <input checked="" type="radio"/>	就学後 (小・中・高) <input checked="" type="radio"/>	卒業期／就職期	高齢期

### 4-2-2 多様な機関の連携による切れ目のない支援

事業概要	教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携のもと、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援します。 また、発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」や就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの療育で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」等を活用し、切れ目のない一貫した支援を行います。			
担当	教育指導課、教育センター			
対象ライフステージ	就学前 <input checked="" type="radio"/>	就学後 (小・中・高) <input checked="" type="radio"/>	卒業期／就職期	高齢期

## 4-2-3 医療的ケア児支援体制の構築 ◆

事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。			
担当	事務局：障害福祉課			
3年間の計画事業量	保健、医療、障害福祉、保育、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者による連絡会を開催し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図ります。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	

## 4-2-4 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置 ◆

事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	配置人数	人	8	9	10	11
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○			

## 4-2-5 個別の教育支援計画の作成

事業概要	学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の教育支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施します。			
担当	教育指導課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

## 4-2-6 専門家アウトリーチ型支援

事業概要	専門家（心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による保育園、幼稚園への巡回・訪問、学校への派遣等により、子どもへの対応力の向上を図ります。			
担当	教育センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

## 4-2-7 障害児相談支援 ◆

事業概要	児童福祉法に基づき、障害児通所支援を利用する前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。 障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	計画作成者数	人	376	489	542	574
	計画作成割合	%	49	56	59	61
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○				

※計画作成者数とは、障害児支援利用計画案が作成された人数（セルフプランは除く。）のことです。

## 4-2-8 医療的ケア児在宅レスパイト事業

事業概要	保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用申請者数	人	19	19	19	19
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○				

## 4-2-9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討 ◆

事業概要	主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行います。					
担当	障害福祉課					
3年間の 計画事業量	障害福祉サービス等事業者連絡会や関係機関において、重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保できるよう、検討を進めていきます。					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○				

### 4-3 子どもの成長段階に応じた適切な支援

子どもの発育や発達に不安があるなど、特別な配慮の必要がある児童に対し適切な療育を行うとともに、個に応じた支援の充実を図るなど、子どもの健やかな成長のための取組を行っていきます。

また、生活能力向上のために必要な訓練の提供とともに社会参加の促進を図るため、学齢期の放課後の居場所づくりを行っていきます。

#### 4-3-1 児童発達支援 ◆

事業概要	児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個々に応じた適かつ効果的な指導及び訓練を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	275	285	287	289
	延利用日数	日	21,847	25,650	25,830	26,010
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	※				

※15歳以上の児童で学校教育法上の学校に在籍していない場合でも、児童発達支援の利用は可能です。

#### 4-3-2 医療型児童発達支援 ◆

事業概要	児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	1	2	3	4
	延利用日数	日	66	132	198	264
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○				

## 4-3-3 居宅訪問型児童発達支援 ◆

事業概要	重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	8	10	11	12
	延利用日数	日	184	230	253	276
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○				

## 4-3-4 保育所等訪問支援 ◆

事業概要	集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、専門的な支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	21	24	27	30
	延利用日数	日	188	216	243	270
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○				

## 4-3-5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト 【4-4-9 再掲】

**4-3-6 保育園要配慮児保育**

事業概要	区立・私立保育園において、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施します。					
担当	幼児保育課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	要配慮児数	人	120	176	176	176
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○					

**4-3-7 幼稚園特別保育**

事業概要	区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進するため、専門家による指導助言や特別保育を補助する支援員の配置等を行います。					
担当	教育指導課、教育センター					
3年間の 計画事業量	特別な支援が必要な幼児の入園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の発達を促します。 具体的には、文京版スタートティング・ストロング・プロジェクトによる幼稚園教諭等への支援の充実を図ります。 また、就学支援シートの周知及び活用推進、特別保育を補助する会計年度任用職員の配置、バリアフリーパートナー制度の適切な運用等を行います。					
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○					

**4-3-8 就学前相談体制の充実**

事業概要	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにします。			
担当	教育指導課			
3年間の計画事業量	保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、保護者に対して必要な情報提供を行います。就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、個々の特性を把握して健やかな成長のための適切な就学先を判断します。 教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図ります。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

**4-3-9 総合相談室の充実 【4-1-3 再掲】****4-3-10 専門家アウトリーチ型支援 【4-2-6 再掲】****4-3-11 障害児通所支援事業所の整備**

事業概要	重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	整備数(累計)	か所	5	4		
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○				

**4-3-12 特別支援教育の充実**

事業概要	<p>国のインクルーシブ教育の施策を踏まえ、区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるよう、指導員等を配置し充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>特別支援教育担当指導員</b>：通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行います。</li> <li>・<b>交流及び共同学習支援員</b>：特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行います。</li> <li>・<b>バリアフリーパートナー</b>：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行います。</li> </ul>			
担当	教育指導課			
3年間の計画事業量	特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進めます。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

**4-3-13 育成室の障害児保育**

事業概要	<p>保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行います。保育補助の会計年度任用職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的に実施し、保育の質の向上を図ります。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図ります。</p>			
担当	児童青少年課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

**4-3-14 個に応じた指導の充実**

事業概要	<p>区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、教員の指導力向上や個への対応の充実を図ります。</p>			
担当	教育指導課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

## 4-3-15 放課後等デイサービス ◆

事業概要	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	実利用者数	人	456	486	496	506
	延利用日数	日	33,174	37,369	38,839	40,309
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
		○				

## 4-4 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり

すべての子どもが地域で安心して過ごし、育つことのできる社会を目指していきます。そのため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあえる環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

**4-4-1 保育園要配慮児保育** 【4-3-6 再掲】

**4-4-2 幼稚園特別保育** 【4-3-7 再掲】

**4-4-3 育成室の障害児保育** 【4-3-13 再掲】

**4-4-4 ひよびひろば（親子ひろば事業）**

事業概要	子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していきます。 また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受けます。			
担当	子ども家庭支援センター			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○			

**4-4-5 子育てひろば事業 ★ (子5-2-4)**

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。			
担当	子育て支援課、幼児保育課、児童青少年課			
3年間の 計画事業量	区内5か所の子育てひろば（西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○			

## 4-4-6 地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★(子5-2-3)

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。			
担当	子育て支援課			
3年間の計画事業量	富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区の4地区に各1か所、地域団体が拠点事業を安定的に運営するための支援を行います。 また、令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」の結果等を踏まえ、事業量の検討・確保に取り組みます。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

## 4-4-7 児童館

事業概要	館内の遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等において、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的かつ個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図ります。			
担当	児童青少年課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

## 4-4-8 b-lab (文京区青少年プラザ)

事業概要	中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支えます。			
担当	児童青少年課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

## 4-4-9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

事業概要	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行い、より質の高い育児環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支えます。					
担当	教育センター					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	施設訪問回数	回	214	230	240	250
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○				

## 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

ひとにやさしいまちづくりの実現に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、だれもが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組を進めています。

さらに、災害時や新たな感染症の拡大時等緊急時における支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、避難行動要支援者等の情報の把握や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いを基本とした地域づくりを進めます。

### 5-1 まちのバリアフリーの推進

障害者、高齢者や子育て中の方などすべての人が安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から総合的な自転車対策なども含めた生活環境の整備を進めます。

#### 5-1-1 文京区バリアフリー基本構想の推進（地3-1-2）

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。			
担当	都市計画課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-1-2 バリアフリーの道づくり（地3-1-1）

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	生活関連経路 に指定された 区道の整備率	%	15.0	20.0	22.5	25.0
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

## 5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導（地3-1-3）

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。			
担当	住環境課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-1-4 総合的自転車対策の推進（地3-1-4）

事業概要	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進します。 また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施します。			
担当	管理課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-1-5 公園再整備事業（地3-1-5）

事業概要	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	公園再整備	園	4	1	3	4
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

## 5-1-6 コミュニティバス運行（地3-1-6）

事業概要	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。			
担当	区民課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-1-7 ごみの訪問収集（高2-2-6）

事業概要	①満65歳以上の世帯／②障害者の世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3ヶ月程度までの妊娠中の世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯  上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。			
担当	文京清掃事務所			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-1-8 高齢者等住宅修築資金助成事業

事業概要	<p>①高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する方であること／②工事着工前の住宅であること／③区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること／④住民税を滞納していないこと／⑤この助成金の交付を受けたことがない住宅であること／⑥文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない住宅であること／⑦その他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること</p> <p>上記の要件を全て満たす場合で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。</p>					
担当	住環境課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	高齢者等住宅 修築資金助成	件	10	12	12	12
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

## 5-2 心のバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、ともに育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、子どもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広めるとともに、施設を開放した事業等による地域との交流を通じて、理解の促進を図ります。

### 5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）◆

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。			
担当	障害福祉課			
3年間の計画事業量	文京区共生のための地域支援フォーラム（年1回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

事業概要	'障害者週間(12月3日から9日まで)'を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催します。				
担当	障害福祉課				
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度
	入場者数	人	2,318	2,364	2,387
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

## 5-2-3 障害者事業を通じた地域参加

事業概要	各種の障害者事業（心身障害者・児童所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房参加など）を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進

事業概要	障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-3 情報のバリアフリーの推進

障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、障害の特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進めるとともに、適切な媒体を用いた行政情報提供を行います。

また、障害者パソコン講座の開催、窓口におけるコミュニケーション機器の設置等により、情報を取得するための支援を行っていきます。

### 5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害の特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 5-3-2 情報バリアフリーの推進

事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置やバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 5-3-3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供

事業概要	印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大字原本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行います。また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施します。各サービスの広報にも努め利用の促進を図ります。			
担当	真砂中央図書館			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-4 防災・安全対策の充実

災害への備えや障害者の避難対応など、障害者を的確に支援できるよう避難行動要支援者への支援体制を構築するとともに、地域住民等の助け合いの体制を進めるなど、地域の災害対応力を高めていきます。

### 5-4-1 ヘルプカードの普及・啓発

事業概要	障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人々に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行います。 当事者には、ヘルプカードを綴じ込んだ「障害者福祉のてびき」を配布します。一般区民には、啓発物を関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えます。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 5-4-2 避難行動要支援者への支援（地3-4-2）

事業概要	災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。			
担当	防災課、予防対策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-4-3 福祉避難所の拡充（地3-4-4）

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。			
担当	福祉政策課			
3年間の計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-4-4 避難所運営協議会の運営支援（地3-4-1）

事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域防災力の向上、防災意識の啓発を図ります。			
担当	防災課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-4-5 災害ボランティア体制の整備（地3-4-3）

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の計画事業量	発災時に、災害ボランティアセンターの設置・運営に係るスタッフが混乱することなく復興支援に携われるよう、被災地の最新情報等を参考にしながら、随時、マニュアル等の更新を図ります。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-4-6 耐震改修促進事業（地3-4-6）

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇します。			
担当	地域整備課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

## 5-4-7 家具転倒防止器具設置助成（地3-4-7）

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
	家具転倒防止器 具設置助成数	件	114	200	200	200
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期	
	○	○	○		○	

## 5-4-8 救急代理通報システムの設置

事業概要	救急代理通報システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行います。 【救急代理通報システム】 重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故及び火災にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、区が委託する民間の警備会社を通じて東京消防庁に救急要請するとともに駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。				
担当	障害福祉課				
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期

## 5-4-9 被災者支援の仕組みづくり（地3-4-5）

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細やかな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。			
担当	防災課、福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

## 5-5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

障害者週間記念事業や施設のお祭り、その他各種の地域交流事業を通じて障害者と地域住民が自然に交流できる機会を設け、相互理解を図るとともに、障害者が豊かで充実した生活を地域で送ることができるよう、障害者の文化活動・スポーツ等への参加の支援を行います。

### 5-5-1 障害者事業を通じた地域参加 【5-2-3 再掲】

#### 5-5-2 地域に開かれた施設運営

事業概要	障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行います。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【5-2-2 再掲】

#### 5-5-4 心身障害者・児レクリエーション

事業概要	心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年1回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとします。			
担当	障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

#### 5-5-5 障害者スポーツ等の推進

事業概要	障害者・児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えます。			
担当	スポーツ振興課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-5-6 文化芸術作品等の発表機会の確保 (新)

事業概要	市民団体や障害者施設と協働して、障害者の作成した文化芸術作品等を発表する場を創出します。			
担当	アカデミー推進課、障害福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

## 5-6 地域福祉の担い手への支援

ボランティアや民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような地域福祉の担い手に対して、支援、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながりづくりを行うことで、ともに支え合い暮らしやすい地域づくりを目指します。

### 5-6-1 ボランティア活動への支援（地1-2-2）

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。</p> <p>また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。</p>			
担当	社会福祉協議会			
3年間の計画事業量	<p>個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行いながら丁寧に応じます。</p> <p>また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。</p> <p>さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

### 5-6-2 手話奉仕員養成研修事業 ◆

事業概要	<p>聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行います。</p> <p>【区と社会福祉協議会による共催事業】</p>				
担当	障害福祉課				
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度
	修了者数	人	75	75	75
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

## 5-6-3 地域の支え合い体制づくり推進事業（地1-1-9）

事業概要	<p>地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。</p>					
担当	社会福祉協議会					
3年間の計画事業量	項目名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	ふれあいいきいきサロン設置数	か所	146	148	150	152
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

## 5-6-4 ファミリー・サポート・センター事業（子5-1-2）

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。				
担当	子育て支援課				
3年間の計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。				
対象ライフステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○			

## 5-6-5 民生委員・児童委員による相談援助活動（地1-2-6）

事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。</p> <p>また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。</p>			
担当	福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-6-6 話し合い員による訪問活動（高1-1-8）

事業概要	<p>地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。</p> <p>また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。</p>			
担当	高齢福祉課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
				○

## 5-6-7 自発的活動支援事業 ◆

事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援します。</p>			
担当	障害福祉課			
3年間の 計画事業量	<p>障害者自身の社会参加を促すとともに区民の障害者理解を深めるために、障害者の自発的活動や区民の障害理解を促す啓発活動の充実を図ります。</p>			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-6-8 地域活動情報サイト（地1-2-4）

事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。			
担当	社会福祉協議会			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-6-9 いきいきサポート事業の推進（地1-2-5）

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。				
担当	社会福祉協議会				
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度 実績	6年度	7年度
	新規登録利用 会員数	人	54	75	100
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

## 5-6-10 参加支援事業 ★ 新（地1-2-1）

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。※令和7年度より事業実施予定			
担当	事務局：福祉政策課			
3年間の 計画事業量	<p>本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。</p> <p>また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。</p> <p>さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。</p>			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-6-11 地域づくり事業 ★ 新(地1-1-1)

事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。※令和7年度より事業実施予定			
担当	事務局：福祉政策課			
3年間の計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。 また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 (小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 第7章

# 障害福祉計画及び 障害児福祉計画に おける成果目標に ついて



## 第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第7期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第3期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針<sup>8</sup>を示しています。

国的基本指針では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」の7点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも定めています。

この基本指針に基づき、本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、都の基本的な考え方との整合性を図りながら、令和8年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

### 1 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国的基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること
- ② 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること

本区における施設入所支援利用者は、令和4年度末時点で128人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、地域生活移行者数5人と施設入所支援利用者数128人を目標として地域生活への移行の取組を進めています。

<sup>8</sup> 基本指針 障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進し、精神障害者の地域移行や定着が可能となるように、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むこととしています。

本区では、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を進めています。

## (3) 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することとしています。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとしています。

本区では、富坂地区、大塚地区、本富士地区及び駒込地区に地域生活支援拠点を各1か所開設したことを踏まえ、地域生活支援拠点にコーディネーターを各3人配置し、「地域自立支援協議会相談・地域生活支援専門部会（年3回程度実施）」において、運用状況の検証及び検討を行っていきます。

また、強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めています。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和8年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値について以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業	一般就労移行者数を令和3年度の1.31倍以上とすること
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
就労継続支援A型事業	一般就労移行者数を令和3年度の概ね1.29倍以上とすること
就労継続支援B型事業	一般就労移行者数を令和3年度の概ね1.28倍以上とすること
就労定着支援事業	利用者数を令和3年度の1.41倍以上とすること
	就労定着率（※）が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること

※過去6年間において就労定着支援の利用を終了した方のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している方又は就労していた方の占める割合

本区においては、令和3年度は9人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受け、令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、令和3年度実績の約1.28倍の12人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

また、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標については、以下のとおり設定します。

- ・就労移行支援事業の一般就労への移行者数…3人の増加

	令和3年度	令和8年度
移行者数	7人	10人
・就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数…1人の増加	令和3年度	令和8年度
移行者数	0人	1人

- ・就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数…1人の増加

	令和3年度	令和8年度
移行者数	1人	2人

- ・就労定着支援事業の利用者数…19人の増加

	令和3年度	令和8年度
利用者数	44人	63人

- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数を全体の5割以上
- ・就労定着率を7割以上とする就労定着支援事業所数を全体の2割5分以上

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することとしています。

また、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することとしています。

加えて、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

本区では、児童発達支援センターにおいて、各種事業を実施し、地域の障害児支援に取り組むとともに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け検討等を行っていきます。

また、令和4年度に医療的ケア児を支援する放課後等デイサービス事業所1か所が開設されましたが、引き続き、主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行っていきます。

加えて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者による連絡会を開催し、地域の課題や対策について継続的に意見交換や情報共有を図るとともに、医療的ケア児の生活設計等の手助けを行う医療的ケア児支援コーディネーターを11人配置し、継続的な支援を行います。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

国的基本指針では、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターが、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

本区では、障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に係る目標値について、以下のとおり設定します。

- ・地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数（年 400 件）
- ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（年 12 回）
- ・個別事例の支援内容の検証の実施回数（年 12 回）
- ・主任相談支援専門員の配置数（2 人）

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上

国的基本指針では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいこととしています。

また、障害者自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となるとしています。

本区では、区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため実地指導を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年 18 回）

また、請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。（年 12 回）

## 2 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量

### （1）各事業の1月当たりの利用者数及び利用量について

国の基本指針では、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を活動指標として設定し、1月当たりの必要量の見込みを定めることとしています。

表1に示す1月当たりの見込み量は、第6章の年間の見込み量と整合性を図り算出したものです。

【表1：各事業の1月当たりの利用者数及び利用量一覧】

			4年度実績	6年度	7年度	8年度
訪問系サービス	居宅介護 (居宅における身体介護)	実利用者数	203	211	219	227
		延利用時間	1,235	1,284	1,332	1,381
	居宅介護 (家事援助)	実利用者数	143	145	147	149
		延利用時間	663	665	674	683
	居宅介護 (通院等介助)	実利用者数	75	76	77	78
		延利用時間	273	285	289	293
	重度訪問介護	実利用者数	20	22	22	22
		延利用時間	6,686	7,354	7,354	7,354
	同行援護	実利用者数	85	87	89	91
		延利用時間	1,961	2,001	2,047	2,093
日中活動系 サービス	行動援護	実利用者数	3	4	5	6
		延利用時間	36	36	45	53
	重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1
		延利用時間	0	414	414	414
	生活介護	実利用者数	291	301	306	311
		延利用日数	5,523	5,719	5,814	5,909
	自立訓練（機能訓練）	実利用者数	6	7	7	8
		延利用日数	30	27	27	31
	自立訓練（生活訓練）	実利用者数	39	40	44	46
		延利用日数	265	272	309	321
	就労移行支援	実利用者数	101	110	112	114
		延利用日数	1,137	1,128	1,148	1,169
	就労選択支援	実利用者数	-	-	12	12
	就労継続支援A型	実利用者数	17	23	26	30
		延利用日数	193	288	325	375
	就労継続支援B型	実利用者数	288	299	304	310
		延利用日数	3,676	3,750	3,788	3,825
	就労定着支援	実利用者数	44	49	53	57
	療養介護	実利用者数	14	14	14	14
	短期入所（福祉型）	実利用者数	100	120	130	140
		延利用日数	395	400	433	467
	短期入所（医療型）	実利用者数	3	4	4	4
		延利用日数	12	13	13	13

			4年度実績	6年度	7年度	8年度
居住系サービス	共同生活援助	実利用者数	158	172	180	188
	施設入所支援	実利用者数	128	128	128	128
	自立生活援助	実利用者数	0	2	2	2
相談支援	計画相談支援	計画作成者数	69	75	78	82
	地域移行支援	実利用者数	0	3	3	3
	地域定着支援	実利用者数	8	10	10	10
	障害児相談支援	計画作成者数	31	41	45	48
障害児通所支援	児童発達支援	実利用者数	275	285	287	289
		延利用日数	1,821	2,138	2,153	2,168
	医療型児童発達支援	実利用者数	1	2	3	4
		延利用日数	6	11	17	22
	居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	8	10	11	12
		延利用日数	15	19	21	23
	保育所等訪問支援	実利用者数	21	24	27	30
		延利用日数	16	18	20	23
	放課後等デイサービス	実利用者数	456	486	496	506
		延利用日数	2,765	3,114	3,237	3,359

※地域生活支援事業の見込み量等については、第6章をご参照ください。

## (2) 各事業の見込み量の推移について

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）については、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の見込み量を踏まえつつ、これまでの利用実績や実態・意向調査結果等を分析し、表2のとおり障害福祉サービス等の見込み量を定めています。

【表2：各事業の見込み量の推移一覧】

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
訪問系サービス	居宅介護 (居宅における身体介護)	実利用者数	183(187)	191(203)	199	211	219
		延利用時間	15,189 (13,532)	15,853 (14,821)	16,517	15,403	15,987
	居宅介護 (家事援助)	実利用者数	145(130)	147(143)	149	145	147
		延利用時間	8,700 (7,702)	8,820 (7,956)	8,940	7,975	8,085
	居宅介護 (通院等介助)	実利用者数	77(71)	78(75)	79	76	77
		延利用時間	4,004 (3,472)	4,056 (3,272)	4,108	3,420	3,465
	重度訪問介護	実利用者数	23(19)	23(20)	23	22	22
		延利用時間	63,572 (69,726)	63,572 (80,230)	63,572	88,242	88,242
	同行援護	実利用者数	82(75)	84(85)	86	87	89
		延利用時間	27,224 (21,865)	27,888 (23,533)	28,552	24,012	24,564
日中活動系サービス	行動援護	実利用者数	4(3)	5(3)	6	4	5
		延利用時間	436(401)	536(431)	636	436	536
	重度障害者等 包括支援	実利用者数	1(0)	1(0)	1	1	1
		延利用時間	4,968(0)	4,968(0)	4,968	4,968	4,968
	生活介護	実利用者数	298(294)	308(291)	318	301	306
		延利用日数	65,781 (66,265)	68,421 (66,273)	71,061	68,628	69,768
	自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	7(7)	8(6)	8	7	7
		延利用日数	329(268)	376(356)	376	329	329
	自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	37(41)	44(39)	53	40	44
		延利用日数	3,278 (3,804)	3,704 (3,181)	4,186	3,260	3,704
	就労移行支援	実利用者数	105(105)	110(101)	115	110	112
		延利用日数	11,286 (13,071)	11,823 (13,638)	12,361	13,530	13,776
	就労継続 支援A型	実利用者数	23(16)	26(17)	30	23	26
		延利用日数	3,550 (2,986)	4,083 (2,318)	4,695	3,450	3,900
	就労継続 支援B型	実利用者数	294(283)	302(288)	311	299	304
		延利用日数	47,390 (43,609)	48,810 (44,114)	50,270	45,000	45,450

※ () 内の数値は、実績値です。

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
日中活動系サービス	就労定着支援	実利用者数	51(44)	55(44)	60	49	53	57
	療養介護	実利用者数	11(12)	11(14)	11	14	14	14
	短期入所 (福祉型)	実利用者数	153(80)	165(100)	178	120	130	140
		延利用日数	5,010 (4,400)	5,310 (4,740)	5,629	4,800	5,200	5,600
	短期入所 (医療型)	実利用者数	4(3)	5(3)	6	4	4	4
		延利用日数	353(203)	419(142)	463	152	152	152
居住系サービス	共同生活援助	実利用者数	147(150)	152(158)	157	172	180	188
	施設入所支援	実利用者数	131(131)	134(128)	134	128	128	128
	自立生活援助	実利用者数	2(0)	3(0)	4	2	2	2
相談支援	計画相談支援	計画作成者数	753(777)	802(833)	853	895	939	985
	地域移行支援	実利用者数	3(1)	3(0)	3	3	3	3
	地域定着支援	実利用者数	10(9)	10(8)	10	10	10	10
	障害児相談支援	計画作成者数	377(324)	418(376)	462	489	542	574
障害児通所支援	児童発達支援	実利用者数	223(247)	233(275)	243	285	287	289
		延利用日数	16,571 (19,313)	17,171 (21,847)	17,771	25,650	25,830	26,010
	医療型	実利用者数	5(0)	6(1)	7	2	3	4
		延利用日数	346(0)	415(66)	484	132	198	264
	居宅訪問型	実利用者数	4(7)	5(8)	5	10	11	12
		延利用日数	224(421)	280(184)	280	230	253	276
	保育所等	実利用者数	2(8)	3(21)	4	24	27	30
		延利用日数	14(85)	21(188)	28	216	243	270
	放課後等 デイサービス	実利用者数	405(415)	425(456)	445	486	496	506
		延利用日数	32,911 (31,315)	35,311 (33,174)	37,711	37,369	38,839	40,309

※第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画から見込み量を定めることとしているサービスについては、第6章をご参照ください。

### 3 障害福祉サービス等の見込み量確保の方策について

#### （1）訪問系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を踏まえ、見込み量を設定します。訪問系サービスは、障害者が住み慣れた地域で生活を続けるうえで必要不可欠なサービスであり、引き続き需要が多いと見込んでいます。サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。

#### （2）日中活動系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、生活介護、就労継続支援（A型、B型）、短期入所（福祉型・医療型）の一層の利用増や、特別支援学校の卒業等に伴う新たなサービス利用者等を勘案して、見込み量を設定します。民間事業者の誘致等による施設整備を促進し、見込み量の確保を図ります。

#### （3）居住系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行うことにより、施設整備を促進することで、見込み量の確保を図ります。

#### （4）相談支援

サービスの利用状況、地域生活への移行及び定着の動向等を勘案して見込み量を設定します。相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指して、積極的に取り組み、見込み量の確保を図ります。

#### （5）障害児通所支援

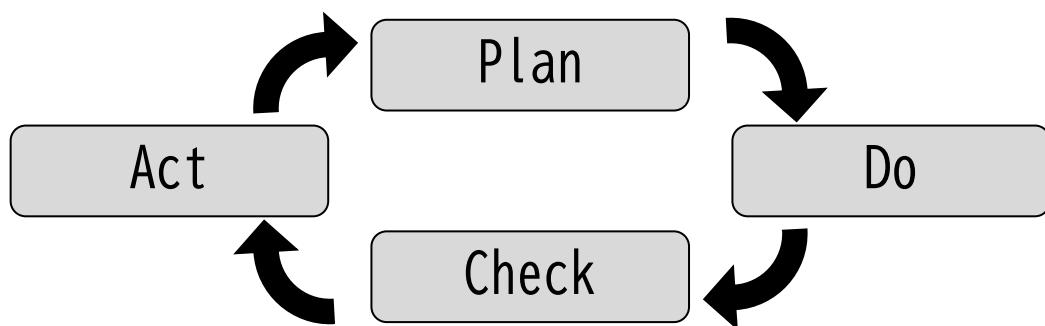
サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、見込み量を設定します。事業所整備費の補助制度の創設等により、施設整備を促進することで、身近な地域で支援が受けられるよう見込み量の確保を図ります。

## 4 障害福祉計画等の進行管理について

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において行うとともに、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、評価を行う
改善 (Act)	評価に基づき、計画の目標、活動などを見直す

## 資料編

---



# 1 計画改定の検討体制

## (1) 文京区地域福祉推進協議会

### 1 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号

最終改正 令和5年11月1日2023文福福第547号

#### (設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。）に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

（1）文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

#### (組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

（1）学識経験者 5人以内

（2）区内関係団体等の構成員 20人以内

（3）公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12文福福発第204号）により募集する。

#### (任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

## (公募委員の特例)

- 2 平成 22 年度から平成 23 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

## 付 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## (公募委員の特例)

- 2 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

## 付 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## (公募委員の特例)

- 2 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

## 付 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## (公募委員の特例)

- 2 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。

4 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（公募委員の特例）

2 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。

4 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（公募委員の特例）

2 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。

4 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

## 2 文京区地域福祉推進協議会 委員名簿

令和4年4月～令和6年3月

番号	役職	氏 名	団体名等	備 考
1	会 長	高橋 紘士	一般社団法人高齢者住宅協会顧問	
2	副会長	遠藤 利彦	東京大学大学院教授	
3		平岡 公一	東京通信大学教授	
4		高山 直樹	東洋大学教授	
5		神馬 征峰	東京大学名誉教授	
6	団体推薦	弓 幸史	小石川医師会	
7		山道 博	文京区医師会	5年度第1回まで
8		細部 高英	文京区医師会	5年度第2回から
9		佐藤 文彦	小石川歯科医師会	4年度第1回まで
10		土居 浩	小石川歯科医師会	4年度第2回から
11		三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
12		岩楯 新司	文京区薬剤師会	4年度第1回まで
13		新井 悟	文京区薬剤師会	4年度第2回から
14		諸留 和夫	文京区町会連合会	
15		坂田 賢司	文京区社会福祉協議会	4年度第3回まで
16		石樵さゆり	文京区社会福祉協議会	5年度第1回から
17		柴崎 清恵	文京区民生委員・児童委員協議会	
18		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会	
19		大橋 久	文京区青少年健全育成会	
20		大内 悅子	文京区女性団体連絡会	4年度第2回まで
21		堀口 法子	文京区女性団体連絡会	4年度第3回から
22		佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
23		高山 礼子	文京区話し合い員連絡協議会	4年度第3回まで
24		片岡 哲子	文京区話し合い員連絡協議会	5年度第1回から
25		宮長 定男	文京区介護サービス事業者連絡協議会	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
26	団体推薦	中嶋 春子	文京区民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）	
27		佐々木妙子	文京区私立保育園（慈愛会保育園）	
28		山口 恵子	文京区知的障害者（児）の明日を創る会	
29		白土 正介	味わいクラブ	
30		平井 芙美	アビーム	
31	公募区民	鳩山多加子	(子ども・子育て会議)	
32		水谷 彰宏	(子ども・子育て会議)	
33		小倉 保志	(地域包括ケア推進委員会)	
34		鈴木 悅子	(地域包括ケア推進委員会)	
35		西村 久子	(地域保健推進協議会)	5年度第1回まで
36		小山 忍	(地域保健推進協議会)	5年度第1回まで
37		松川えりか	(地域保健推進協議会)	5年度第2回から
38		植村 元喜	(地域保健推進協議会)	5年度第2回から
39		武長 信亮		
40		篠木 一拓		
41		川上 智子		

### 3 文京区地域福祉推進協議会障害者部会 部会員名簿

令和4年4月～令和6年3月

番号	役職	氏 名	団体名等	備 考
1	部会長	高山 直樹	東洋大学教授	
2	部会員	三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
3		柴崎 清恵	文京区民生委員・児童委員協議会	
4		山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
5		平井 芙美	アビーム	
6		武長 信亮	公募区民	
7		篠木 一拓	公募区民	
8		川上 智子	公募区民	
9		住友 孝子	文京区肢体不自由児・者父母の会	
10		大井手昭次郎	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
11		浅水美代子	文京区家族会	
12		松下 功一	社会福祉法人 文京槐の会	
13		渡部 瞳	社会福祉法人 武蔵野会	
14		瀬川 聖美	社会福祉法人 本郷の森	
15		向井 崇	公益財団法人 東京カリタスの家	
16		藤枝 洋介	文京区障害者就労支援センター	
17		鈴木 亮三	文京区特別支援学級連絡協議会	4年度第3回まで
18		竹石 福代	文京区特別支援学級連絡協議会	5年度第1回から

## (2) 文京区地域福祉推進本部

### 1 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日文福福発第1188号  
最終改正 令和2年3月30日2019文福福第1584号

#### (設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

#### (構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成6年3月文京区規則第10号）第4条第1項（区長、副区長及び教育長を除く。）及び第2項に規定する者をもって構成する。

#### (会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

#### (幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を統括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。

- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。  
(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。  
(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。  
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

令和6年3月現在

	幹事会役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区長
2	副本部長	佐藤 正子	副区長
3		加藤 裕一	教育長
4	本部員	大川 秀樹	企画政策部長
5		竹田 弘一	総務部長
6		渡邊 了	危機管理室長
7		鵜沼 秀之	区民部長
8		高橋 征博	アカデミー推進部長
9		竹越 淳	福祉部長
10		鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
11		多田栄一郎	子ども家庭部長
12		矢内真理子	保健衛生部長
13		澤井 英樹	都市計画部長
14		吉田 雄大	土木部長
15		木幡 光伸	資源環境部長
16		長塚 隆史	施設管理部長
17		内野 陽	会計管理者
18		新名 幸男	教育推進部長
19		吉岡 利行	監査事務局長
20		小野 光幸	区議会事務局長
21		横山 尚人	企画政策部企画課長
22		進 憲司	企画政策部財政課長
23		日比谷光輝	企画政策部広報課長
24		武藤 充輝	総務部総務課長
25		畠中 貴史	総務部職員課長

## 3 文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

令和6年3月現在

	幹事会役職	氏名	役職
1	幹事長	竹越 淳	福祉部長
2	副幹事長	鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
3		多田栄一郎	子ども家庭部長
4		矢内真理子	保健衛生部長
5	幹事	横山 尚人	企画政策部企画課長
6		津田 智	総務部ダイバーシティ推進担当課長
7		齊藤 嘉之	総務部防災課長
8		木村 健	福祉部福祉政策課長
9		瀬尾かおり	福祉部高齢福祉課長
10		木内 恵美	福祉部地域包括ケア推進担当課長
11		橋本 淳一	福祉部障害福祉課長
12		渡部 雅弘	福祉部生活福祉課長
13		阿部 英幸	福祉部介護保険課長
14		中島 一浩	福祉部国保年金課長（高齢者医療担当課長兼務）
15		篠原 秀徳	子ども家庭部子育て支援課長
16		奥田 光広	子ども家庭部幼児保育課長
17		永尾 真一	子ども家庭部子ども施設担当課長
18		大戸 靖彦	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
19		佐藤 武大	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
20		熱田 直道	保健衛生部生活衛生課長
21		田口 弘之	保健衛生部健康推進課長
22		小島 絵里	保健衛生部予防対策課長
23		内宮 純一	保健衛生部新型コロナウイルス感染症担当課長
24		大塚 仁雄	保健衛生部保健サービスセンター所長
25		中川 景司	教育推進部学務課長
26		赤津 一也	教育推進部教育指導課長
27		鈴木 大助	教育推進部児童青少年課長
28		木口 正和	教育推進部教育センター所長

## 2 計画改定の検討経過

### (1) 文京区地域福祉推進協議会

#### 1 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月30日（月）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月23日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月24日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月31日（水）	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月26日（水）	・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和5年8月28日（月）	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年11月2日（木）	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年2月6日（火）	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について

#### 2 障害者部会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月13日（金）	・障害者（児）実態・意向調査の概要について ・障害者（児）実態・意向調査における質的調査について
2	令和4年7月29日（金）	・障害者（児）実態・意向調査における量的調査 設問項目(案)について
3	令和5年1月13日（金）	・障害者（児）実態・意向調査の結果について
4	令和5年5月22日（月）	・新たな障害者・児計画の策定について
5	令和5年7月10日（月）	・障害者・児計画の主要項目と方向性（案）について ・障害者・児計画の体系・事業（案）について
6	令和5年8月24日（木）	・障害者・児計画の中間のまとめ（たたき台）について
7	令和5年10月6日（金）	・障害者・児計画の中間のまとめについて
8	令和6年1月18日（木）	・障害者・児計画の最終案について

## (2) 文京区地域福祉推進本部

### 1 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	令和4年5月23日（月）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月17日（水）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月18日（水）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月24日（水）	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月19日（水）	・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和5年8月23日（水）	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年10月25日（水）	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年1月24日（水）	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について

### 2 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月18日（水）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和4年8月9日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和5年1月17日（火）	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和5年5月10日（水）	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和5年7月11日（火）	・地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和5年8月17日（木）	・地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和5年10月16日（月）	・地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和6年1月17日（水）	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・地域福祉保健計画の最終案について

### (3) 「中間のまとめ」に対する区民意見

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント（意見募集）と区民説明会を実施しました。

#### 1 パブリックコメント

募集期間 令和5年12月4日（月）～令和6年1月4日（木）  
提出者数 38人

#### 2 区民説明会

開催日及び場所 令和5年12月13日（水） 障害者会館  
令和5年12月16日（土） 障害者会館  
参加者数 延べ11人

「文の京」ハートフルプラン

## 文京区地域福祉保健計画

### 障害者・児計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年(2024年)3月発行

発行／文京区

編集／福祉部障害福祉課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

03-5803-1211(直通)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 E0123045 頒布価格 1,370円